

平成 2 1 年

笛吹市議会
第 4 回定例会会議録

平成 2 1 年 1 2 月 4 日 開会

平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第122号

平成21年笛吹市議会第4回定例会を次のとおり招集する。

平成21年11月27日

笛吹市長 荻野正直

1. 期 日 平成21年12月4日 午後 1時30分
2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（24名）

1番	網 倉 正 治	2番	志 村 直 毅
3番	野 澤 今 朝 幸	4番	北 嶋 恒 男
5番	中 村 正 彦	6番	風 間 好 美
7番	渡 辺 正 秀	8番	亀 山 和 子
9番	降 矢 好 文	10番	堀 内 文 藏
11番	中 村 善 次	12番	龍 澤 敦
13番	野 沢 勝 利	14番	寶 修
15番	新 田 治 江	16番	大 久 保 俊 雄
17番	小 林 始	18番	内 藤 武 寛
19番	中 川 秀 哉	20番	渡 邊 清 美
21番	川 村 恵 子	22番	松 澤 隆 一
23番	前 島 敏 彦	24番	上 野 稔

不応招議員（なし）

平成 2 1 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 4 日

平成21年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第1号)

平成21年12月4日
午後1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議会関係諸般の報告
日程第 4 市長行政報告ならびに提出議案要旨説明
日程第 5 議案第123号 笛吹市芦川農産物直売所条例の制定について
日程第 6 議案第124号 笛吹市立保育所条例の一部改正について
日程第 7 議案第125号 笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第 8 議案第126号 笛吹市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について
日程第 9 議案第127号 笛吹市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
日程第10 議案第128号 笛吹市都市公園条例の一部改正について
日程第11 議案第129号 笛吹市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第130号 平成21年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)について
日程第13 議案第131号 平成21年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
日程第14 議案第132号 平成21年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第15 議案第133号 平成21年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算(第3号)について
日程第16 議案第134号 平成21年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
日程第17 議案第135号 平成21年度笛吹市公共下水道特別会計補正予算(第3号)について
日程第18 議案第136号 平成21年度笛吹市簡易水道特別会計補正予算(第3号)について
日程第19 議案第137号 平成21年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第2号)について
日程第20 議案第138号 平成21年度笛吹市水道事業会計補正予算(第3号)について
日程第21 議案第139号 普通財産の譲与について
日程第22 議案第140号 動産の取得について

- 日程第23 議案第141号 動産の取得について
- 日程第24 議案第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について（はなぶさふれあい児童館）
- 日程第25 議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（御坂児童センター）
- 日程第26 議案第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について（かすがい東保育所）
- 日程第27 議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（芦川農産物直売所）
- 日程第28 議案第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について（八代ふれあい健康広場）
- 日程第29 議案第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について（八代増田ふれあい広場）
- 日程第30 議案第148号 公の施設に係る指定管理者の指定について（若彦路ふれあいスポーツ館他）
- 日程第31 議案第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について（石和中央テニスコート他）
- 日程第32 議案第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について（いちのみや桃の里スポーツ公園）
- 日程第33 議案第151号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同約の変更について
- 日程第34 議案第152号 山梨県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合同約の変更について
- 日程第35 議案第153号 市道認定について

2. 出席議員は次のとおりである。（24名）

1番	網倉正治	2番	志村直毅
3番	野澤今朝幸	4番	北嶋恒男
5番	中村正彦	6番	風間好美
7番	渡辺正秀	8番	亀山和子
9番	降矢好文	10番	堀内文藏
11番	中村善次	12番	龍澤敦
13番	野沢勝利	14番	寶修
15番	新田治江	16番	大久保俊雄
17番	小林始	18番	内藤武寛
19番	中川秀哉	20番	渡邊清美
21番	川村恵子	22番	松澤隆一
23番	前島敏彦	24番	上野稔

3. 欠席議員

(な し)

4. 会議録署名議員

21番 川村 恵子

22番 松澤 隆一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	荻野 正直	副市長	望月 健二
教育長	山田 武人	総務部長	梶原 清
経営政策部長	池田 聖仁	会計管理者	堀井 一美
市民環境部長	加藤 寿一	保健福祉部長	中川 啓次
福祉事務所長	河野 修	産業観光部長	保坂 利定
建設部長	岩澤 重信	公営企業部長	竹越 富男
教育次長	早川 哲夫	総務課長	山下 真弥
財政課長	鈴木 幸弘	消防長	金井 一貴
代表監査委員	飯田 三郎	教育委員長	水上 昭夫
農業委員会長	荻野 勇夫		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	古屋 正史
議会書記	飯島 重人
議会書記	金井 久

○議長（上野稔君）

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年笛吹市議会第4回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

師走に入りましたが、このところ暖かい日が続いております。農作物には、寒いときは寒いのがよいといわれております。来年への影響が心配されるところでもあります。

本日より第4回定例会が16日までの13日間、開催されますが、健康管理には十分注意していただき、乗り切っていただきたいと思っております。

さて、平成21年を振り返りますと、景気低迷が続く中、ようやく少し上向きになってきたという矢先に円高、二重苦、三重苦の1年でありました。長引く景気低迷が農業、観光、製造業の市の基幹産業が直撃されております。来年度の税収が心配されるところでもあります。

平成22年が景気上昇になること、また平穏な年であることを願いつつ、今定例会を活発にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

本日、傍聴の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（上野稔君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第21番 川村恵子君

議席第22番 松澤隆一君

の両名を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（上野稔君）

日程第2 「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月16日までの13日間としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの13日間と決定いたしました。

○議長（上野稔君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

監査委員から、平成21年8月分から平成21年10月分の例月出納検査の結果について、報告がありました。

お手元に配布してありますので、報告書により、ご了承を願います。

本日まで受理した請願は、お手元にお配りした請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたしますので、報告いたします。

次に地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況等については、お手元に配布したとおりです。

○議長（上野稔君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第5 議案第123号から日程第35 議案第153号までの31案件を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長（荻野正直君）

本日ここに、平成21年12月定例議会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げるとともに、私の行政経営の一端を申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解を賜りたいと存じます。

わが国経済は昨年秋以降、世界的な金融危機の影響による景気低迷の局面が続いており、依然として失業率は高い水準にあるなど厳しい状況ではありますが、相次いで実施された雇用情勢改善や国内消費喚起のための緊急経済対策の効果と海外経済環境の改善などを背景に、緩やかではありますが、景気回復の兆しを見せております。

このような情勢のもと、政府の地方分権改革推進委員会は、11月9日に地方税財政に関する第4次勧告を鳩山首相に提出いたしました。勧告では、当面の課題として、厳しい地域経済環境が続く中、地域間の財政力格差が拡大しないよう、地方交付税の総額確保のため、国税5税の法定率引き上げや国庫補助金の一括交付金化についての交付基準の策定に当たり、自治体間の財政力格差に配慮することなどを求めています。

原口総務大臣は、この勧告をふまえた施策を実施するため、11月17日の閣議決定により内閣府に地域主権戦略会議を設置し、地域のことは地域に住む住民が決める地域主権を早期に確立するための態勢を立ち上げました。

現政権がマニフェストに掲げた、地域を再生させる政策の実現に期待を寄せるとともに、われわれ地方自治体も、地域の住民一人ひとりがみずから考え主体的に行動し、その行動と選択に責任も負う地域主権の確立に向けて、積極的に取り組む決意を新たにしております。

また、政権与党である民主党は、地方からの陳情・要望の取り扱いについて、政官癒着の排除や利益誘導型政治、おねだり政治からの脱却などを目的に、窓口を党県連に一本化するとした新しい分権型陳情システムの導入を明言いたしました。

本市では、これに先立ちまして、9月16日の新政権発足を受け、民主党マニフェストを中心に、マニフェストに掲げる政策を実行したときに、笛吹市にとってどんな影響があるのか、

現状と課題を取りまとめた報告書を、10月7日に県選出の国会議員に提出をさせていただきました。

報告書は、福祉・保険・子育て・農林業・雇用・都市基盤整備・教育など12項目について、本市の状況をまとめたものであります。その後の政策展開により、廃止も含め、すでに事業の方向づけがされた項目もありますが、いち早く本市の状況をご理解いただいたことで、今後の行政経営にあたり、国との関わりにおける布石となるものと考えております。

さて、本市におきましても、平成22年度の予算編成に取り組んでまいりますが、来年度の本市の財政について見通しますと、景気の状態から市税収入の増額を見込むことはいまだ厳しく、また、地方交付税や地方譲与税については、新政府の政策に期待しながらも財源確保の不透明さから現時点で増加を見込むことは困難であります。さらに少子高齢化に加え、雇用情勢の悪化に伴う扶助費等の増加や起債償還額の増加も見込まれることから、基金運用と合わせ、より計画的な財政経営を行う必要があります。

合併して5年を経過する中で、昨年3月に第1次笛吹市総合計画、ふえふき協奏曲第1番を策定し、今年3月には都市計画マスタープランを策定いたしました。本市のまちづくりにおける、基本方針となるプランニングができたところであります。

平成22年度予算編成を含め、これからの5年間は、そのプランを形にする手段の1つとして、合併の大きなメリットである合併特例債をいかに有効活用していくか、特例期限を見据えた中で、財政のバランスを考えながら、有利な財源を活用することができるタイミングを逃さずに、大型施設構想プロジェクトについて具体的な検討を進めることも、行政の大きな責任であると考えております。

そのためには、目的を持った財政計画のもと、選択と集中の経営理念に基づき、「ヒト、モノ、カネ、情報」の4つの資源を最大限に活用しながら、常にマネジメントサイクルを意識する中、計画的な事業執行により無駄を省き、費用対効果の精度を一層高めてまいりたいと考えております。限られた期間の中で、未来への投資をどうしていくか、総合計画に掲げる10年後の将来像実現に向けて、市民の皆さまとともに検討を進めてまいりたいと思います。

続きまして、第一次笛吹市総合計画における施策体系に沿って、主な事業のご説明をさせていただきます。

はじめに、市制施行5周年記念式典についてであります。

10月12日にスコレーセンターにおいて開催し、特別功績者表彰、功績者表彰、5周年特別表彰などのほか、12名の笛吹市ふるさと大使に委嘱状の交付を行いました。また、今年は甲斐国千年の都・新たなる文化の創造をテーマに、甲斐国千年の都・笛吹市宣言を併せて行ったところであります。

今年度は国指定史跡 甲斐国分寺跡および県指定史跡 岡・銚子塚古墳周辺の遺跡や寺社などを解説した散策用マップを作成したところでもあり、「桃・ぶどう日本一と温泉の郷」に、笛吹市の豊かな歴史と優れた文化財を加え、さらにグレードアップした笛吹ブランドとして広くPRしてまいりたいと考えております。

なお、合併記念 市民感謝デーとして、10月5日の日には公共温泉4施設を無料開放したほか、5周年記念の冠を使用した事業として、商工会プレミアム付き商品券発行事業、石和サティによる特別感謝祭、スペイン舞踊団公演会、青少年育成推進講演会、笛吹市文化祭、笛吹市音楽祭などが開催されており、市民とともに祝う催しとして、地域振興および地域経済の活

性化も図られております。

次に、観光振興についてであります。

11月9日に、笛吹市の魅力をダイレクトに旅行エージェントに伝える目的で、名古屋地域においてトップセールスを行いました。

旅行エージェント5社を訪問し、直接説明することで、市の主幹産業である観光振興への熱意を伝えることができたと感じております。

意見交換の中で、エージェントからは、迅速かつ新鮮な情報の提供を求められる一方、旅行商品パンフレットへの当市の情報掲載など、笛吹市への送客にご協力いただける内容のお話もいただくことができました。

今後もトップセールスを継続的に実施することにより、笛吹市の魅力を発信し、誘客の促進を図ってまいります。

次に、全国鵜飼サミットについてであります。

10月1日から2日にかけて、第16回全国鵜飼サミット岐阜大会が岐阜市で開催され、笛吹市からは、市議会をはじめ商工会の皆さま、総勢48名が今年の全国鵜飼サミットin 笛吹の御礼を兼ねて参加いたしました。

サミットでは、全国13カ所の鵜飼関係者が一堂に会し、「鵜飼は未来に引き継ぐ人類の宝物」をテーマに、鵜飼に関する伝統文化の保存・継承、観光振興や展望等について、活発な意見交換が行われました。

各地域、各団体が直面している課題や現状について共通の認識が持たれ、伝統文化継承、あるいは地域振興に向けての新たな方向性が見出されたことが、何より大きな成果であると考えております。

次に、就職ガイダンスであります。

10月27日に笛吹市としては初めて、求職者の就業促進と求人企業の人材確保を支援するための就職ガイダンスを開催いたしました。

9月の県内有効求人倍率が0.43倍と雇用情勢が悪化する中、雇用対策の一環として、甲府公共職業安定所をはじめ、山梨労働局、山梨県労政雇用課にご指導をいただき、商工会とともに実施したものであります。参加企業、市内29企業に対し、一般、学生を合わせ169名の求職者の方々のご参加をいただきました。

専門家による相談会も同時に実施しており、この就職ガイダンスが、市内の企業の人材確保と、市民の就業機会の促進につながるものと期待いたしております。

次に、石和保健福祉センター発電機設備工事についてであります。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業を活用して、石和保健福祉センターに災害時の防災拠点施設として発電機を設置いたします。今月、入札を行い、来年3月の完成を目指します。

次に境川浄水場、配水場建設事業についてであります。

かねてより計画を進めてまいりましたが、11月30日に起工式を執り行い、工事に着手いたしました。この浄水場は、1日当たり3,060トンの原水を浄水して、境川町全域と八代町の一部に、安全安心な飲料水を安定して供給するものであり、平成23年1月末の完成を目指しております。

次に、上下水道料金の統一改定についてであります。

市民の皆さまのご理解をいただく中で、水道料については11月の検針分から統一改定を行

いました。また、下水道の使用料金の統一につきましても、平成22年6月請求から統一させていただく計画であります。

公営企業としての基本原則である独立採算制を目指して、これからもコスト削減に向けた努力を続けるとともに、使用料金の未収金に対しては、なお一層徴収態勢を強化し、収納率の向上と自主財源確保を図りながら、効率的な事業経営に努めてまいります。

次に、ごみ減量化への取り組みについてであります。

可燃ごみ53%減量を目指し、さまざまな事業取り組みを行う中で、特に生ごみにつきましては、ごみ減量推進における重要課題と位置づけ、バイオマスタウン構想と連携しながら、生ごみ処理機等の購入補助制度および、モデル地区における分別排出による堆肥化事業などを行っております。

また、今年度の取り組みとして、ミックスペーパー、その他プラスチック類の分別排出について、石和町唐柏区を収集個所増設モデル地区として実施した結果、1人当たりの排出量が約2倍に増えております。

現時点における減量率については、基準年対比29%強の減量が達成できておりますが、さらなる推進策として、各地区に出向いての説明会およびスーパー店頭での減量キャンペーン等により、市民一人ひとりがごみを減らす行動に結びつくよう、より積極的な取り組みを推進してまいります。

次に、保育所関係についてであります。

来年3月の完成を目指し、現在建設中のかすがい東保育所の指定管理者候補者に、甲府市の社会福祉法人城西福祉会 あら川保育園が内定いたしました。また、入所児童数が200人を超え、慢性的な飽和状態にある石和第4保育所の保育状況を緩和するため、かねてから移転計画のあった民間保育事業者 わかば保育園に対し、この地域周辺への保育所設置を要請していたところ、石和町小石和地内へ新設移転をしていただけることになりました。市といたしましては、用地取得に対し助成を行う考えであり、本議会に補正予算案を提出させていただいております。

次に、高齢者福祉についてであります。

11月11日は、介護について理解を深める介護の日であります。これに合わせて、11月10日に介護予防講演会を開催いたしました。みずからも障がいをお持ちの落語家 桂こけ枝さんをお招きし、トークと落語を通して、おおぜいの市民の皆さまに笑いが与える介護予防効果を楽しみながら体感していただきました。

次に、障害者福祉についてであります。

障害者自立支援法の見直しにより、本年4月に事業者の経営基盤の強化を図るため、障害福祉サービス費の報酬額が改定され、平均5%増の障害福祉サービス費が引き上げられました。さらに、7月には利用者負担額の軽減措置も継続されるなど、サービス利用者と提供事業者に対する必要な支援措置が講じられたところであります。

市では、これらの改正を受けて、障がい者や障がい児が自立した日常生活、また社会生活を営むことができるよう、必要で適正な障害福祉サービスを展開しております。

次に、国民健康保険についてであります。

本年度の医療費の状況は、昨年の上昇率3.68%を上回るペースで増嵩の一途をたどっており、8月までの医療費は、前年度比で4.7%の増となっております。今後、新型インフル

エンザの大流行なども考えると、医療費総額で50億円を突破することが確実視され、緊急事態であると言わざるを得ない状況であります。この原因については、医療費の窓口無料化による影響や高齢化の進行、さらに医療の高度化および疾病の重症化による高額医療費の継続的な高騰が主要因であると考えられるところであります。

9月定例議会においてご議決いただき、国保財政への補填措置として、一般会計からの繰り出しを行いました。今後、医療費の適正化への対応や、保険税収納対策の強化などを強力に推し進め、国保財政の再建に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、徴収体制の強化につきましては、10月より国保課内に臨時徴収員2名を配置し、現年度分国保税を中心に未納者への訪問徴収を実施しており、今後は悪質滞納者への資格者証の発行も視野に入れ、収納率の向上を図ってまいります。また、医療費の適正化に向け、10月末に全世帯を対象に国保からのお知らせを配布し、国保財政の厳しい状況を周知したところであります。

次に、特定健診および特定保健指導についてであります。

制度が始まった昨年度の受診率は32.3%でありましたが、本年は4月から11月末までを2期間に分け、7地区で延べ47日間を費やして実施いたしました。その結果、集団健診の受診率は、昨年を2.5%上回っており、これに人間ドックの受診者を併せて最終的な受診率が確定となります。来年1月には、平成22年度の募集案内の発送を行います。さらに受診者に分かりやすく、受診しやすい体制を考えながら進めてまいります。

次に、学校教育についてであります。

学校教育ビジョンの具現化に向け、市内すべての小中学校で共通して実践する項目として、「あいさつ・聞き方・言葉遣い運動」を展開しております。人間関係づくりを目指した取り組みとして、小中学校だけでなく、区長会や商工会、PTA役員会等への説明を行い、地域の皆さまのご協力をいただきながら、市内全域での運動を展開しているところであります。

次に、教育フォーラム事業についてであります。

10月10日に市制施行5周年特別事業として、現場からの教育改革リレーフォーラムin 笛吹が開催されました。当日は、文部科学省の前川審議官を講師に迎え、「見つめなおそう、子どもの生活、大人の生き方」と題した基調講演や「現状の把握と課題を掘り起こしながら」をテーマに、4つの分野で分科会が行われました。また、全体会として「これからの教育の目指すもの」をテーマにパネルディスカッションを行い、400人を超える市民、教職員、保護者のご参加をいただきました。

今後も笛吹教育実現のために、学校と地域と行政がともに連携を図りながら一丸となって取り組みを進めてまいります。

次に、小学生・中学生俳句会についてであります。

子どもたちの心豊かな成長と、地域を大切にする心を育むことを目的に始まった小学生・中学生俳句会は、今年で13回を数え、11月22日に境川総合会館で表彰式を行いました。今年も昨年を上回る全国340校、2万2,286句もの投句をいただきました。市内からは、全小・中学校から3,623句の投句があり、素直で感受性豊かな小・中学生の作品に深い感銘を受けたところであります。

今後も、笛吹市の風土が生んだ伝統文化である俳句を、なお一層、児童生徒が親しみ、経験できるきっかけづくりの場として、関係各位のご協力をいただき、さらに充実していくよう努

力してまいります。

次に、スコレー大学についてであります。

いつでも、どこでも、誰でも学べる環境づくりを目標に、好評をいただいている市民講座スコレー大学では、第1学期の29講座に593名のご参加をいただきました。現在、開講中の第2学期は、40講座に901名のご参加をいただいております、引き続き第3学期に向けて36講座の生徒募集を行い、来年1月からの開講に向けて準備を進めているところであります。

今後も市民の皆さまが生涯にわたり、自由にみずからテーマを選び、興味・関心があることを必要なときに学ぶ生涯学習のきっかけとなるよう期待し、市民講座スコレー大学や各地区の特色をふまえた地区講座等を提供してまいります。

次に、協働のまちづくりの推進についてであります。

地域振興基金運用益を活用した地域振興促進事業、市民ボランティア・NPO法人助成事業につきまして、本年度分の募集はすでに終了し、第3次募集分までの21団体が助成金の交付を受けており、第5次募集までに申請があった6団体におきましても、まもなく助成金が交付される予定であります。

なお、平成22年度助成事業の第1次募集につきましては、来年1月を予定いたしております。また、市民への情報発信や情報の共有を目的として、本年8月より本稼働いたしました、よっちゃばるネット笛吹には、すでに32団体が登録し、アクセス件数も増加している状況であります。

今後も広く親しまれ、より多くの皆さまに活用されることを目指して、内容を充実してまいります。

次に、市民ミーティングについてであります。

11月10日から19日までの間、市内6地域で市の財政状況、大型施設整備構想、都市計画税をテーマに市民ミーティングを開催いたしました。財政状況につきましては、平成20年度の決算状況と市の財政の健全化状況を説明し、大型施設整備構想につきましては、合併特例債を活用した主な事業計画を説明、都市計画税については導入が必要な理由、賦課区域、賦課開始年度、税率などの説明を行いました。

ご参加いただいた市民の皆さまから頂戴した数多くの貴重なご意見、ご提案を参考に、今後の施策展開を図るとともに、さらなる市民サービスの向上に努めてまいります。

次に笛吹子ども議会について、ご報告いたします。

笛吹子ども議会は、笛吹市の将来を担う子どもたちの視点からの豊かな発想や提案を市政に反映させる目的で、平成17年度から毎年開催いたしております。今年度は、市制施行5周年「私の疑問、私たちにできること」をテーマに、11月26日に市内の小学校4校と中学校3校から28名の児童・生徒にお集まりをいただき、開催いたしました。7項目のご質問と4項目のご提案をいただきましたので、今後のまちづくりの参考とさせていただきたいと考えております。

次に、住基カードの普及促進への取り組みについてであります。

10月を普及促進強化月間と位置づけ、地区運動会や文化祭、またJAふえふきにご協力をいただき、農協祭りなどにおいて、チラシの配布による啓発活動を行いました。また、取得しやすい環境づくりとして、すべての日曜窓口において住基カードの即日交付業務を行ったところであります。この結果、10月中には471枚を交付し、11月30日までの総交付枚数は

9, 668枚、交付率は13.5%であります。

証明書自動交付機の利用については、住基カードの交付枚数に比例して除々にではありますが増加し、10月の住民票、印鑑証明書の交付枚数のうち、約36.1%に達しております。

今後も、あらゆる機会を利用して住基カードの利便性をお知らせし、普及促進に努めてまいります。

次に、指定管理者制度の導入についてであります。

本年度で指定期間が終了することに伴い、再募集を行った5施設を含め、公募施設13施設、公募を行わない施設2施設について、検討を重ねてまいりました。

公募施設につきましては、13団体からの応募があり、選定委員会で審査を行った結果、若彦路ふれあいスポーツ館、かすがい東保育所、はなぶさふれあい児童館、御坂児童センター、芦川農産物直売所、石和中央テニスコートなど13施設について、7団体を指定管理者候補者として内定し、八代ふれあい健康広場、八代増田ふれあい広場の2施設については、公募によらず2行政区を指定管理者候補者として内定いたしました。

現在、これらの15施設について、市と指定管理者候補者との間で仮協定書を締結しておりますが、本定例会に指定管理者の指定について上程いたしましたので、ご議決をいただいたのちに、平成22年度から指定管理者を導入し、市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、市税収納対策についてであります。

収納率向上は、健全な自治体経営における基盤となるものであります。また、納税の義務を果たすことは国民の責務であります。税負担の公平性からも、悪質な滞納者に対しては毅然とした対応が求められており、差し押さえによる滞納処分を積極的に実施しております。

差し押さえの内訳としては、不動産、預貯金、給与、生命保険等であり、本年度はすでに差押え物件のうち、不動産1件、動産38点を公売により換価したところであります。

また、4月から導入したコンビニエンスストアでの収納については、納付書利用者の約3割の方が利用されており、特に軽自動車税では、5割の方にご利用をいただくなど、納税者の利便性を図ることができたと考えております。

今後も税収の増加および納税意識の高揚を目指し、随時インターネット公売も執行するなど、可能な限りの手段で滞納整理を行い、収納率向上と自主財源確保に努めてまいります。

次に、平成22年4月採用の市職員採用試験についてであります。

募集した職種は一般行政職と保育士、消防職の3職種で、そのうち一般行政職では、新しい試みとして自己アピール枠と障がい者枠を別枠で設定いたしました。残念ながら障がい者枠の応募はありませんでしたが、自己アピール枠には15名の応募がありました。9月20日に実施した1次試験では一般行政職に119名、保育士32名、消防職19名の合計170名が受験し、10月9日に一次合格者21名を発表いたしました。

10月21日の二次試験を経て、11月16日に最終合格者14名を発表いたしました。その内訳は一般行政職8名、保育士4名、消防職2名で、そのうち自己アピール枠は2名であります。

次に、本庁舎耐震補強改修工事についてであります。

平成21年度の政府・地震調査委員会の公表によると、今後30年以内に笛吹市役所付近で震度6弱以上の地震が発生する確率は53.4%と高い確率であります。市役所本庁舎は、災

害が発生した場合、災害対策本部を設置し防災拠点となる重要な建物であります。昭和42年建築で新耐震基準を満たしていないと考えられることから、今年度、耐震診断業務を行いました。その結果、耐震診断判定会から、建物形状の改善、建物重量の軽減、耐震フレーム等の挿入を行えば、基準値以上の耐震強度が得られるとの診断結果報告を受けたところであります。

この結果をふまえて、今後、庁舎耐震補強改修については、財政状況等を勘案した中で検討してまいりたいと思います。

続きまして、本定例会に提出させていただきました案件の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

提出させていただきました案件は条例案7件、補正予算案9件、指定管理者の指定案件9件、合わせて31件であります。主なるものにつきまして概略をご説明申し上げます。

まず、条例案についてのご説明でございますが、はじめに笛吹市芦川農産物直売所条例の制定についてであります。

芦川地域の活性化を図ることを目的とし、平成22年3月に完成予定の芦川農産物直売所の管理運営に関して、必要な諸事項を規定するため条例を定めるものであります。また、本施設については、平成22年4月からの指定管理者の導入を予定していることから、関係予算および指定管理者の指定議案についても、本議会に上程するものであります。

次に、笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正、笛吹市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正および、笛吹市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてであります。いずれも高額医療・高額介護合算療養費制度の開始に伴い、当該療養費を助成金から控除する必要が生じたため、所要の改正をするものであります。

次に笛吹市後期高齢者医療に関する条例の一部改正、現下の厳しい社会情勢に鑑み、高齢者が保険料の支払いに困窮していることに配慮し、保険料の延滞金の軽減を図るため所要の改正を行うものであります。

次に補正予算案について、概略をご説明申し上げます。

今回の補正予算案につきましては、景気低迷による法人市民税収入の減額および歳出においては生活困窮者の増加に伴う生活保護世帯への扶助費の増額、大流行の兆しにある新型インフルエンザ対策に伴う市内小中学校の予防対策費用、芦川中学校生徒が来年度から浅川中学校へ編入するための準備費用等を中心に編成させていただきました。

平成21年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）であります。既定の予算額に歳入歳出それぞれ3億2,800万円を追加し、総額を318億8,200万円とするものであります。そのほか、事業執行が翌年度にわたるグリーンIT化事業費ほか12事業についての繰越明許費の追加および変更、笛吹市かすがい東保育所ほか8件について、平成22年度からの指定管理料について、債務負担行為の追加、さらに市債借入限度額の変更に伴う地方債の補正を行うものであります。

歳入の主なものとしましては、法人市民税、現年課税分更正に伴い、1億6,200万円の減額、地方交付税を4億1,500万円追加、政権交代による子育て応援特別手当事業の廃止に伴う7,500万円の減額を含め、障害者自立支援給付費負担金、生活保護費負担金および補助金など国庫負担金2,400万円を追加、障害者自立支援給付費負担金、問題を抱える子ども等の自立支援事業委託金および埋蔵文化財発掘調査委託金など、県支出金を3,200万円追加、市債は合併特例債300万円を追加するものであります。

次に歳出の主なものとしましては、地域コミュニティ施設建設補助事業500万円、障がい者自立支援給付事業9,100万円、生活保護費1億100万円、芦川農産物直売所建設事業1,500万円、企業立地促進助成交付事業8,700万円、八代ふるさと公園整備事業1,300万円、消防本部訓練所用地取得4,300万円、芦川中学校統合準備費400万円などであります。

なお、補正予算額3億2,800万円の款ごとの内訳につきましては、議会費500万円の減額、総務費2,800万円、民生費は1億3,200万円の追加、衛生費は5,100万円の減額、農林水産費は800万円、商工費は9千万円、土木費は9,400万円、消防費は4千万円をそれぞれ追加、教育費は1,100万円の減額、諸支出金に67万円を追加するものであります。

次に、特別会計の補正予算案であります。

国民健康保険特別会計では100万円を減額、総額を80億7,500万円に。介護保険特別会計では3,500万円を追加し、総額を45億3,800万円に。介護サービス特別会計では、総額は変わらず予算の組み替えを行うもの。後期高齢者医療特別会計では200万円を追加し、総額を11億6,100万円に。公共下水道特別会計では、1億8,800万円を減額し、総額を39億6,700万円とするほか、下水道整備事業費の繰越明許および地方債の変更を行うもの。簡易水道特別会計では1,400万円を追加し、総額を8億3,200万円に。兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計では6万円を追加し、総額を13万円とするものであります。

次に公営企業会計補正予算案であります。笛吹市水道事業会計補正予算（第3号）では収益的収入および支出において、1,600万円をそれぞれ減額し、総額を11億2,500万円に。資本的収入において3億6,300万円を減額し、総額を11億8,800万円に。資本的支出においては3億6,500万円を減額し、総額を16億200万円とするほか、地方債の変更を行うものであります。

その他の案件につきましては、その末尾に提案理由を付記しておりますので、それによりまして、ご了承をお願いいたします。

以上、今定例会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明させていただきました。

よろしくご審議のほど、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（上野稔君）

市長の説明が終わりました。

この際、申し上げます。

ただいま、市長より要旨の説明がありました案件については、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、大綱的な質疑に留めたいと思います。

それでは、これより大綱質疑の発言を許します。

（ な し ）

質疑を終結します。

ただいま、議題となっております議案第123号から議案第153号までの31案件については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

お諮りします。

7日は議案調査のため、休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、7日は休会とすることに決定しました。

お諮りします。

12月8日の会議は、議事の都合により午前9時に繰り上げて開きたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、12月8日の会議は午前9時に繰り上げて開くことに決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

平成 2 1 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 8 日

平成21年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第2号)

平成21年12月8日
午前 9時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(24名)

1番	網倉正治	2番	志村直毅
3番	野澤今朝幸	4番	北嶋恒男
5番	中村正彦	6番	風間好美
7番	渡辺正秀	8番	亀山和子
9番	降矢好文	10番	堀内文藏
11番	中村善次	12番	龍澤敦
13番	野沢勝利	14番	寶修
15番	新田治江	16番	大久保俊雄
17番	小林始	18番	内藤武寛
19番	中川秀哉	20番	渡邊清美
21番	川村恵子	22番	松澤隆一
23番	前島敏彦	24番	上野稔

3. 欠席議員

(な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	荻野正直	副市長	望月健二
教育長	山田武人	総務部長	梶原清
経営政策部長	池田聖仁	会計管理者	堀井一美
市民環境部長	加藤寿一	保健福祉部長	中川啓次
福祉事務所長	河野修	産業観光部長	保坂利定
建設部長	岩澤重信	公営企業部長	竹越富男
教育次長	早川哲夫	総務課長	山下真弥
財政課長	鈴木幸弘	消防長	金井一貴
代表監査委員	飯田三郎	教育委員長	水上昭夫
農業委員会長	荻野勇夫		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	古屋正史
議会書記	飯島重人
議会書記	金井久

○議長（上野稔君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（上野稔君）

日程第1 「一般質問」を行います。

今議会へは、13名から24問の通告がありました。

質問は、通告順に行います。

念のため、申し上げます。

質問については、申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。また当局の答弁も質問者の趣旨を十分把握され、簡明・率直にされまして、議事進行にご協力をお願いいたします。

なお、関連質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ10分間としますので、ご承知願います。

それでは19番、中川秀哉君。

○19番議員（中川秀哉君）

おはようございます。

議長の許可をいただき、通告に従いまして、これより一般質問をさせていただきます。19番、中川秀哉でございます。

さて、本定例会には以下、2つの質問をさせていただきます。

はじめに市内の水資源を活用した小水力発電で、再生可能エネルギーの早期開発を求めます。

政府は、太陽光や風力などの再生可能エネルギーで発電した電力の全量を電力会社が買い取る制度の実施に向け検討をはじめ、本年11月1日には家庭の太陽光発電でつくった電力の余剰分を電力会社が従来の約2倍の価格で買い取る制度がスタートいたしました。今後、新たに買い取り対象を風力や水力、地熱などにも広げる上、発電量のすべてを電力会社が購入する仕組みが予測されます。

こうした中、環境省では発電にかかる二酸化炭素排出量が非常に少ないクリーンなエネルギーである小水力発電の普及に取り組みを実施。平成21年度には、地域における小水力発電の普及拡大に向けて、市民出資などの市民の参画を伴う事業の実施可能性の評価・検証等を実施する地方公共団体を募集し、この提案に基づき設置の実現可能性等を考慮して、山梨県の北

杜市や都留市、韮崎市を含む全国18件を選定したところでございます。

さて、笛吹市では近津用水や芦川溪谷の豊富な水資源を有しており、この有効な資源を活用した小水力発電で再生可能なエネルギー構築のため、以下、政策をご提案させていただき、早期の開発を求めますが、市当局の見解を伺います。

1つ目は、市内の農業用水や山間地区の傾斜を利用した小水力発電への開発の計画はあるでしょうか。

2つ目には、すでに設置されております春日居や境川浄水場のほか、今後検討される浄水施設にバイパス管型小水力発電を設置して、自家発電で余剰した電力分を現在、市民が負担している市内道路の街灯などへ還元してはどうかでございます。

2つ目の質問は、市内の中小零細企業の支援として、中小企業退職金共済掛金助成制度の早期導入を求めるでございます。

この中小企業退職金共済制度、通称中退共制度は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された、中小企業退職金共済法に基づき設けられた制度でございます。その目的として中小零細企業において、単独では退職金制度を持つことが困難である実情を考慮し、中小企業者の相互扶助の精神と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては中小企業の振興と発展に寄与することとなっております。

現在、中小企業退職金共済法に基づき設立された独立行政法人 勤労者退職金共済機構、中小企業退職金共済事業本部などが実施しており、平成21年1月現在では、全国に4県213市2区66町15村の300件が加入されております。このうち、山梨県では甲府市が昭和47年より中退共助成制度を開始しており、甲府市の産業部労政課が窓口となって、平成21年1月現在では、317団体が中退共に加入されております。平成19年の商業統計・工業統計によると、わが笛吹市は商工業を合わせて約900社に、9,800人を超える従業員が雇用されております。

まだまだ景気の底打ちの気配が見られない昨今、多くの中小零細企業は大変苦しい状況にあるため、この中退共制度を活用する新規加入団体に対する本市の助成事業の早期導入を求めますが、市当局の見解を伺います。

以上、計2問につきまして、市当局のご所見を伺い、壇上での質問といたします。ご清聴、誠にありがとうございました。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を、加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えいたします。

地球温暖化対策として、議員ご指摘のように、二酸化炭素排出量が少ない再生可能エネルギーの利用が注目され、2005年時点で総電力量の約9%である利用率を引き上げるため、国における普及拡大の政策が進められているところであります。

ご質問の、市内の農業用水や山間地区の傾斜を利用した小水力発電への開発の計画についてでございますが、市内の小水力発電については、以前より水車を利用しての発電の声があり、検討を重ねてきた経緯もありましたが、経費の面、水利権の問題などから具体化には至っており

ませんでした。

一方、山梨県では、農村地域の低炭素社会の実現を図るため、豊かな水資源を活用した小水力発電の導入を推進していますが、本年7月、県から事業化に向けた導入支援調査の募集がありました。導入にあたっては、適地選定や経済性の検討があらかじめ必要になることから、当市においても、設置可能な支援調査希望地区に、近津用水および上芦川用水を申請したところでもあります。

事業効果として、温暖化防止、地域活性化、教育的効果、施設管理費軽減等々に対する相乗効果も大きいものと考えられますが、今後の課題として一級河川の場合、国土交通省の許認可など関係機関との協議が必要となるほか、溪流での釣りなどの観光資源に影響の少ないよう配慮が必要と思われまます。今後、導入支援調査の結果をふまえ、導入に向けて、さらに検討を重ねていきたいと考えます。

次に浄水施設に小水力発電の設置につきましては、浄水施設にバイパス管型小水力発電を設置するには送水管に高低差があり、また水圧が高い場所が必要となります。現在、計画している浄水施設には、設置にも多額の経費がかかることから、費用対効果の面からもまだまだ研究が必要でありますので、現在のところ設置は考えてはおりませんが、今後、設置の可能性について、検討してまいります。

いずれにいたしましても、水力、太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進は、地球温暖化防止のための二酸化炭素排出量削減のためにも必要な施策でありますので、事業効果などもふまえ、有利な補助制度等を利用する中で推進してまいりたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を、保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

中川秀哉議員の一般質問にお答えいたします。

国際的な金融資本市場の混乱を背景に、100年に一度といわれる厳しい経済状況の中で、平成21年1月13日、笛吹市緊急雇用・経済対策会議を設置し、ものづくり企業との意見交換会を第1回目を1月28日、第2回目を7月23日に開催し、市と企業との連携、企業相互の連携強化を図ったところであります。

また、市内企業の人材確保を支援するため、笛吹市としてはじめて、10月27日に就職ガイダンスを開催し、29の企業が就職ガイダンスに参加いただきました。一般の求職者111名、大学・高校等の学生が58名で、合計169名の求職者に参加をいただきました。この就職ガイダンスが、市内の企業の人材確保と市民の就業機会の促進につながるものと確信しております。

また、中小企業者の緊急経済対策として、中小企業者の事業主が経営の安定を図るため、緊急に事業資金の融資を受けた場合の、利子補給の制度を創設しました。平成20年11月1日から平成21年10月31日までに融資を受けた事業者に対し、支払利子の50%を補給額上限10万円で、3年間補給するものであります。また、市内中小企業事業主に対し、厳しい状況下での舵取りを支援するため、中小企業診断士による、無料なんでも相談会を、来年早々1月23日に実施する予定であります。そのほか、市内の「がんばるものづくり企業」の紹介を広報誌にシリーズで掲載し、12月号で延べ27企業の紹介をしてきました。

さて、ご質問の中小企業退職金共済掛金助成制度であります。ご案内のとおり、昭和34年に国の中小企業対策の一環として、中小企業退職金共済法に基づき設けられた制度であります。この制度は、中小企業に対し、国の援助と事業主の相互扶助による退職金制度を普及させ、中小企業で働く労働者の福利増進を図ることを目的としているものであり、6月8日現在で笛吹市内では104事業所、853人が加入しております。市内の事業所、従業員数は平成19年の商業統計、工業統計によると897事業所、9,824人であり、事業所の加入率は11.59%であります。

国の助成には新規加入助成と月額変更助成があり、新規加入助成は、新規加入の事業主に対し、掛金月額2分の1額、上限5千円を加入後4カ月目から1年間助成するもので、月額変更助成は、1万8千円以下の掛金月額を増額する事業主に増額分の3分の1を、増額月から1年間助成するものであります。また、掛金は法人企業の場合は損金として、また個人企業の場合は必要経費として、全額非課税となります。

全国で、この制度に加入している企業は平成21年9月末現在で、37万1,526事業所で、加入している従業員は301万6,494人です。全国の事業所、従業者数は平成18年10月の総務省統計局の調査で591万1,038事業所、5,863万4,315人です。加入事業所数の割合は6.28%で、加入従業員数の割合は19.4%です。

独自に中小企業退職金共済掛金助成制度の掛金補助を行っている自治体は、平成21年1月現在で、4県213市2区66町15村で、山梨県では甲府市の1市です。全国47都道府県783市23区798町191村から見ると、自治体独自で補助しているところは16.2%です。この中小企業退職金共済制度は、従業員の仕事への意欲を一層向上させ、その結果、企業の活力と生産性の向上をもたらす有効な制度と考えます。企業を広域的に支援する観点から、市としての助成について調査・研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

中川秀哉君。

○19番議員（中川秀哉君）

る、ご説明ありがとうございました。再質問に入らせていただきます。

まずはじめに小水力発電の件でございますが、先進地としまして、群馬県の前橋市では本年11月より来年の2月末まで、市内中心地を流れる馬場川で発電量、約300ワット時の流水式小水力発電機で実証実験を開始していると聞いております。この前橋市の環境課によりますと、年間発電量は一般家庭の年間消費電力量と同等となり、実験で発電した電力は川沿いの街灯や商店街で使用される電力の一部として、利用されるというふうに計画しているそうです。

さらに神奈川県では、平成20年3月より藤沢市稲荷配水池におきまして、未利用エネルギーを有効利用し、配水池の湧水地点にあるバイパス管に小型水車式発電機を設置。発電した電力は併設しております稲荷ポンプ場で電量を消費し、電力料金の節減や二酸化炭素排出量の削減など、環境面でも貢献を目指していると聞いております。このように設置場所や方法など、さまざまな状況に応じた小水力発電の計画が、今まさに実施されているということでございます。

本市におかれましても、環境教育や地域活性化のため、市内の中心部を流れます河川や農業用水や、また今後、建設が予定される御坂町浄排水場などへ、このような小水力発電機を数多く設置することによりまして、この得た電力の有効活用を求めますが、改めて市の、当局のご見解を伺います。

続きまして、市内の中小企業退職金共済掛金助成制度についてでございますが、これも先進地の東京都葛飾区では、本年4月より中小企業退職金共済掛金助成制度の事業を開始したところでございます。この区の商工振興課では、中小企業退職金共済制度への加入を促進するために、中小企業退職金共済制度に新規加入した事業主の方に、その経費の一部を助成することとしております。

この助成金の期間といたしましては、本年1月から12月まで、各企業が支払った掛金の3分の1にあたり、また1事業所にあたりまして、年間50万円を制限とし、これを最大24カ月、助成するものでございます。

特にこの助成のよいところは、今、この不景気になりまして、社外積み立て型の退職金制度ということとなりまして、また国の助成制度でもございます。そして一般社員のほかに、短時間労働者の方も加入ができるということでございます。しかしながら、現在、山梨県では先ほどご答弁のとおり、甲府市のみしか新規助成支援を実施しているところがないため、私も今回の質問に至るまで、この制度について不勉強のため存じませんでした。ぜひ、ここで重ねて要望いたしますが、今一步、踏み込んだところで、今後、加入を計画している市内の中小企業の活性化のために早期の助成制度の導入を求めますが、市当局のご見解を伺いまして、再質問と代えさせていただきます。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を、加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

事業課のほう、公営企業、それから産業観光のほう、具体的に事業を持っているので。

○議長（上野稔君）

それでは、保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

中川議員の再質問にお答えいたします。

農業用水、あるいは山間傾斜を利用した小水力発電を開発する計画はということでもありますけれども、先ほど、加藤部長のほうからお答えしたとおりでございますけれども、設置可能な支援希望調査を、県の農政部のほうに近津用水と上芦川用水ということですか、2カ所、希望申請をしてあります。ただ、国の許認可の関係、あるいは水利権の問題、水量の問題等々がありまして、このへんの調査を県の費用で、今、100%の経費で実施しております。この調査状況をふまえて、われわれも観光資源として、非常に重要というか、貴重な水力発電があると認識しておりますので、県の調査を見守りながら、市としては積極的に、この水車といいますか、水力発電といいますか、観光資源というものも含めまして、前向きに県と連携をとりながら、調査・研究をしまいたいと思います。

それから2問目の関係ですけれども、一步踏み込んでということでございますので、われわれも今、経済状況につきましては、私が述べるまでもなく、大変厳しい状況にあると認識して

おります。今後、甲府市の状況を調べますと、新規追加加入者に対して、掛金月額2千円を限度として、初年度15%、2年度10%、これを2年間補助しているということです。今後、企業訪問、あるいは無料相談会等々の中で、事業主の意見を聞きながら、また市としても前向きに調査・研究しながら、前向きにこの中退共の助成制度について研究してまいりたいと、こんなふうに考えております。

以上であります。

○議長（上野稔君）

竹越公営企業部長。

○公営企業部長（竹越富男君）

中川秀哉議員の再質問の、浄排水場施設の小水力発電でございますけれども、浄水施設を利用しました小水力発電につきましては、本来、ダムから浄水場までの間に水力発電機を設置することによりまして得られた電気を自家消費することによりまして、当施設の使用電力、電気料の低減につながるわけでございますけれども、今後、計画されております御坂浄排水場につきましては、1日で最大8千トン浄水できる施設でございますけれども、現状、地下水の水も、水源も利用しますので、当面、4千から5千トンくらいが御坂、石和地区に供給される予定でございます。

また、排水場から御坂地区、石和地区の排水につきましては、約80メートルくらいの落差がありますので、一定の流量と落差があれば、発電の可能性は十分考えられます。そこから得られます電気を水道施設で消費することができれば、購入する電気料も低減することができます。しかし、先ほども加藤部長のほうから話がありましたように、小水力発電の設置につきましては、太陽光発電に比べまして、非常に多額な費用が発生いたしますので、今後、調査・研究を重ねまして、慎重に検討をしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再々質問はありますか。

（なし）

以上で、中川秀哉君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（なし）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

7番、渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

日本共産党、渡辺正秀でございます。一般質問をさせていただきます。

例えば下水道事業、今、240億円以上の借金で市民を苦しめております。これを推進してきた旧町村の元職員は、あのころは国が補助金をどんどん出すから、もっとやってくれと、こうやってきたと。将来の財政の心配も感じたこともあったが、進めてきたと言っております。この轍を、この大型施設建設構想、これによって繰り返してはならないというふうに思います。

幸い市民ミーティングでも、合併特例債を使った大型施設建設で、将来の財政は大丈夫か、財政見通しを示せという声が沸き起こりました。基準財政需要額は一本算定になり、交付税が

27億円余り減額となる。平成32年の歳入歳出バランスの見通しはどうか。私の試算では物件費等を大幅に削り、また投資的経費ゼロとしてもトントン以下、すなわち赤字となると思われます。そうした中で、市町村合併優遇措置が切れる平成27年度、あるいは32年度以降の財政は大型施設建設による経費増を賄えないのではないかと心配するわけです。

こうした状況が予想される中で、大型施設の建設については、財政見通しを明らかにした上で、慎重の上にも慎重を期して行う必要があると思います。そこでまず、財政見通しを明らかにすることを求めたいと思います。

次に将来財政を危惧する立場から、私たちは大型施設建設に関して、3つの原則を打ち立てることが必要と考え提案いたしますが、市長の所見を伺いたいと思います。

まず第1の原則は、住民生活と市の将来に必須な事業を優先すること。必須であるか否かは十分に検討することが必要ではないかと思えます。

2つ目の原則として、将来、財政負担を軽減する事業を推進していく。軽減するという、うまい方法があるかということではありますが、例えば現状の施設が老朽化しており、新たな建設が必要なもの。例えば、地区公民館、保育所、学校などにそうしたものは多数見受けられます。そうした施設新築を特例債が利用できる、今のうちにやっておき、将来の財政支出を抑えることが必要ではないかと思えます。

2つ目の例として、住民ニーズと財政寄与を両立する事業を進める。例えば福祉団地、公営住宅の建設などがあります。福祉団地は利用者の生活の質を高めるとともに、効率的サービスの提供が可能になります。公営住宅は、交付税措置を除いた公債費以上の家賃収入が見込まれ、財政的には将来的にもプラスになると考えられます。

3つ目の原則ですが、さて、大型施設構想のいくつか、例えばサッカー場、多目的ホール、ふるさと公園周辺整備事業などは必須事業というよりも、将来像に夢、きらめきを感じさせる事業ではありますが、夢ののちに市民の困難が待ち受けているのでは、これは困ります。将来像の妥当性、費用対効果、利用率、財政負担等について、しっかり検討して判断することが求められるのではないのでしょうか。

次の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問として、私はバイオマスセンター構想、場所先にありきが間違いのものではないかという質問を用意いたしました。通常6、7億円でできる堆肥化施設を多額な造成費も含め、概算事業費31億5,500万円で造るという無謀な構想。また、建設場所先にありきの結果、臭気等、環境問題とともにバイオマス活用を大きく歪める構想でありました。この構想、一般質問の今日を迎える前に白紙撤回となりました。ずさん、かつ無謀な構想で、地権者をはじめとする関係者を惑わしたことを遺憾に思うとともに、当初の予定地を撤回したことを歓迎いたします。八千蔵・高家地区白紙撤回の経緯は、のちほど風間議員が質問するということがありますので、経緯の説明はこの際、必要ではございません。

さて、私たち日本共産党は、バイオマス活用には大賛成、しかし今のバイオマスセンター構想は問題であります。それは、このバイオマスセンター構想で使うという汚泥、生ごみ、剪定枝等は堆肥の原料であるとともに、環境に優しいエネルギーの源ではありますが、このエネルギーの活用、化石燃料由来のCO₂削減を考えていないからであります。

私、峡東下水終末処理場の汚泥について、調べてみました。水分含有量75%で、日量18トンほどです。これをメタン発酵させ、エネルギー回収すると電力が年間180万キロワットア

ワー、これは過日、予算化された7億3千万円の太陽光発電の3.4倍の発電量に当たります。これに加えて、1,500ギガカロリーの熱回収が可能になります。肥料成分とともに、このバイオマスエネルギーの両方を活用してこそエコ、そう言えるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

汚泥を含む処理の適地は、下水終末処理場ではないかと思います。わざわざ、汚泥を遠く運ぶ必要もございません。また、そこには共用できる設備もあり、バイオマスエネルギーの終末処理場への活用も可能になります。下水道の消費電力についても調べてみました。全国の下水道の使用電力は、全消費電力の0.7%だということであります。峡東下水終末処理場の消費電力は年間370万キロワットアワーでございます。ですから、現在の使用電力の約半分をバイオマス発電によって、賄えることとなります。また、回収した熱も有効活用できます。そうすれば、この分野では、国が掲げる二酸化炭素の排出削減目標25%を大幅に超過達成できることとなります。いかがでしょうか。

さて、八千蔵・高家地区の予定地は他の事業、例えば先ほどお話いたしました公営住宅、福祉団地などに活用すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目、2問目とも答弁を、池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

渡辺正秀議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、1問目のご質問のうち平成32年の歳入歳出のバランスの見通しと大型施設建設後の財政状況についてですが、10年後の社会経済情勢を見通すことはとても困難な上に、現在国の動向が大変不透明であることから、現行制度をもとにした10年後の平成32年の見通しについて、お答えします。

まず、歳入面では議員ご指摘のとおり、おおむね27億円ほどの地方交付税の減額は避けられません。しかし、国による地域主権を確立するための各種施策や本市行財政改革推進による市税や国庫支出金の増額も将来的に期待できるところでございます。一方、歳出面では合併特例債充当事業による起債の償還や臨時財政対策債による償還金が増加し、併せて施設の維持管理費も増加することが予想されます。しかしながら基金の効果的運用とともに、行財政改革を推進することによる職員数の削減や事務事業の見直し、普通建設事業の縮小など歳出抑制も行っておりまして、予算規模は縮小するものの歳入歳出の均衡は保たれ、財政の健全化が維持できるものと推計いたしております。

次に、ご提案の住民生活と市の将来に必須の事業の優先についてであります。すでに児童館整備および保育所整備、道路新設改良など優先的に実施してきたところであります。今後もその必要性に応じて、努力してまいります。

次のご提案の将来財政負担を軽減する事業の推進であります。老朽施設の更新については、かすがい東保育所をはじめ、現在、一宮地区の学校給食共同調理場の新設について、すでに合併特例債を充当しているところであります。

なお、料金収入を得られる住宅等の施設整備であります。合併特例債の性格上、事業収益等で起債の償還金に充当することができる事業は起債対象外事業となることから、事業を精査

の上、検討していかなければなりません。

次のご提案の将来像を豊かにする夢のある事業の精査であります。合併以来5年余りが経過いたしました。この間、市民第一主義の基本方針のもとに、新市建設計画および第1次総合計画に掲げる3つの基本理念である活力ある交流都市、快適な生活都市、個性輝く自立都市の実現に向け、取り組んでまいりました。今後も、総合計画や都市計画マスタープランに基づきながら進めてまいりますが、費用対効果の考えによる事務事業評価、施策評価制度の精度を高める中で、十分に精査し取り組んでまいります。

続きまして2問目、バイオマスセンター構想についてにお答えいたします。

バイオマスの活用につきましては、平成19年1月に策定いたしました笛吹市バイオマスタウン構想の中で、木質系バイオマスのチップ化、生ごみの堆肥原料化、廃食油のBDF化を3つの柱とし、それぞれの事業をこの構想に基づき、各部局連携して取り組んでおります。

バイオマスセンターにつきましては、構想の中で一元的に木質系バイオマスや生ごみなどを堆肥原料化し、農家等へ還元する施設として、中期的な計画として位置づけており、今回のセンター建設構想は、この計画に即してご提示申し上げたものでありますので、場所ありきではございません。

まず概算事業費についてですが、バイオマスセンターにつきましては、建設地により施設の内容やコストが大きく変化いたします。例えば、人家より大きく離れた場所に建設地を求めた場合、臭気等に対する設備は軽微なものとなりますが、毎回の運搬の経費は大きくなります。また、市街地内に求めた場合は、完全密閉型などの施設整備が必要となります。このため、バイオマスセンター建設事業の概算事業費算出にあたり、ある程度、候補地を想定して算出する必要がございました。

本年8月に構想をお示しした段階では、候補地の1つであった八千蔵地域等5.5ヘクタールを想定し、バイオマスセンターに併せ、エコパーク等の整備も視野に入れておりました。当該地域は、南北を一級河川に囲まれており、高低差も20メートルを超えられるため、造成費を最大限に見込み、約13億円とし、総額を約31億5,500万円と算出いたしました。また、概算事業費につきましては、財政計画と直結していますので、過少評価することのないよう、見込まれる最大限の経費で算出したところであります。

なお、参考までに先進自治体の例からいたしますと、建設場所にもよりますが、バイオマスセンターのみの費用は、10億円未満での建設が可能と見込んでおります。

次に、肥料成分とバイオマスエネルギー両方を活用してこそ、エコと言えるのではないかとのご質問ですが、バイオマス技術は、多方面において取り組みが行われております。食品廃棄物や汚泥等については、メタン発酵させてのガス化による熱利用や発電、ならびに液肥や堆肥としての利用などがあります。また、木質系ではチップ化やペレット化を行い、マルチング材やボイラー燃料、堆肥原料としての活用などがありますし、廃食油についてもBDF化による燃料利用などが行われております。

本市においては、現在、バイオマスタウン構想に基づき、生ごみにつきましては、市内モデル地区での分別収集による堆肥化や芦川町を除くすべての市内小中学校に、生ごみ処理機を設置しての堆肥化を行っています。また、木質系では果樹剪定枝粉碎機の共同購入事業への補助を行うとともに、河川内の伐採樹木や竹材をチップ化しての配布を行っています。廃食油の利活用につきましても、BDF燃料として、ごみ収集車へ使用する実証実験を行っていること

るであります。

バイオマスの利活用は本市の重要な施策の1つでありますので、今後もバイオマスタウン構想によるバイオマスの活用を基本としながら、新たな利活用も含め、施設整備費や維持管理費など、総合的な見地から評価を行い、検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、汚泥を含む処理の適地は下水終末処理場ではないかのご質問です。

現在、バイオマスタウン事業化計画の策定に着手し、具体的な事業化に向けた検討を行っているところですが、現時点の構想ではお示ししたとおり、生ごみや汚泥等を原材料とし、微生物を活用しての堆肥生産施設を想定しております。構想どおりの施設となりますと、原材料としての下水道汚泥は、大きな割合を占めると思われます。しかし、運搬の利便性や経費を考えると、下水道汚泥は、まとまった量を大きな車両でバイオマスセンターへ搬入すると思われることに対し、生ごみ等は各地域のものを順次搬入するため、多くの車両が運搬することになります。したがって、現段階では、必ずしも下水終末処理場が最適地であるとは考えておりません。

次に、当該地は他の事業に活用すべきではないかのご質問ですが、先ほど答弁させていただいたとおり、8月に大型施設整備構想をお示しした当時、八千蔵・高家地域約5.5ヘクタールの土地は、バイオマスセンター建設構想の有力な候補地の1つでありました。ご承知のとおり、この土地は、甲府市と笛吹市のごみ処理施設候補地に一度は決定したあと、山梨県ごみ処理広域化計画に基づきます、県のCブロック構想によりまして、山梨市、甲州市も加えた4市のごみ処理施設候補地が境川町上寺尾地区に決定したことにより、他の用途での利用を模索することとなりました。このため、関係4市の市長で構成する協議会を立ち上げ、当該土地の活用方法を検討しております。

その中で、平成20年5月の協議会において、当該土地の用地取得を4市で協力して行うことを確認し、その後、バイオマスの堆肥化施設を中心とした利活用について検討してまいりましたが、他市での生ごみ等の分別収集の難しさや、それぞれの市でのバイオマス処理計画に差異があり、合意には至りませんでした。そのため、当該土地の活用方法につきましては、本年11月の協議会で、4市で共通利用できる施設を整備することを確認し、広域的な利活用を目指していくことといたしました。今後は、県に対しましても協力を求めながら、活用方法の検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

7番、渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

再質問をさせていただきますが、まず合併特例債の使い方についてですが、当初、非常にこの合併特例債の用途というのは、限られておりましたことは承知しております。その後、例えば公営企業部門、こういうところも含めて合併特例債を活用できると。いわゆる収入を得る部分についても適用できるというふうになってきたと思います。この一環として可能かどうかということについて、再度、検討していただきたいというふうに要望したいと思います。

それから八千蔵・高家地区についてですが、これは質問になりますが、4市共同で今後も進めていくということですが、具体的に何か、アイデアがあるのかどうか。なんか時

間だけ先に進むということになりやしないかということに危惧するわけですが、その点について伺います。

そして、もう1点。2点目の質問については、バイオスタウン構想に関してであります。地球温暖化ガス25%削減を抱える日本で、そうした中で笛吹市のバイオスタウン構想は、バイオマスエネルギーもしっかり活用し、地球温暖化防止に貢献することが必要だと思います。先ほどは下水道終末処理場の話をしましたが、笛吹市クリーンセンターにも、私、行ってまいりました。ここでのし尿処理の一次槽は嫌気性発酵で、日量500立方メートルのメタンが発生しております。このメタンで発電すれば、施設内の年間使用電力39万キロワットアワー、630万円分をすべて賄えることになります。熱も当然、有効利用できます。そして、うまいことに笛吹市クリーンセンターは特別な設備改修や新設の必要がなく、発電装置を付け加えるだけで、この電気と熱が回収できるということでもあります。堆肥製造とメタンガス発電および熱回収を併せて行う方法を、検討に加えていただきたい。いかがでしょうか。クリーンセンターを管轄する市民環境部長の答弁を求めたいと思います。

以上です。

○議長（上野稔君）

1問目を、池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

八千蔵等地域5.5ヘクタールの活用につきまして、具体的なプランがあるかというようなお話でございます。アイデアがあるかと。これまでも4市で検討してまいりましたが、これから具体的な方向を、プランの創出につきまして、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上野稔君）

2問目を、加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

それでは、渡辺正秀議員の再質問、クリーンセンターでのガスの発電の件でございますけれども、この件につきましては、以前、現在、管理をしております管理業者とも話をした経過がございます。今の容量であれば、費用対効果からいくと、その費用が大きくて、その設置も有益性がないというふうに聞いております。ただ、技術的な進歩ということもあるとは思いますが、それらについては再度、確認をする必要はあるかと思っております。現時点においてはそういう経過の中で、そのガスを使った発電は実施していなかったという経過でございます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

再々質問は。

渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

加藤市民環境部長の答弁でございますけれども、答弁にありましたように、技術、だいぶ大きく変わっております。そして、私、計算したところ、これはいろいろな方式がございますけれども、7年程度で、十分に初期投資、回収できるという状況でございます。また、それに加えて、こういう新エネルギーの活用については補助金もございます。ぜひ、積極的に検討していただ

きたいことをお願いしたいと思います。

それから八千蔵等地区の問題について、今の話でもまったく、具体的なアイデアが1つも、2つも何も出ていないということでありまして、これはかなり不安を与えるものではないかということを感じます。私どもの提案も含めて、十分、検討していただきたいということをお願いします。

以上で、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（上野稔君）

以上で、渡辺正秀君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

8番、亀山和子君。

○8番議員（亀山和子君）

大型施設建設構想のところ、ぜひ構想の中に加えていただきたいということと、その八千蔵等地域の活用のことと少し関連するんですけども、今、大変、お年寄りの行き場がなくて困っている高齢者がたくさんいらっしゃいます。例えば特養ホームが400人待ちとか、保険料だけ払っても、なかなか利用できる介護施設がない。利用できないという状況にある方が、たくさんいらっしゃるわけですね。特養ホーム、400人待ちということもありますし、あと、それから笛吹市では、なかなかショートステイが利用できないという状況にあるということも聞きました。1年間のうち、6カ月以上はショートステイがなかなか利用できないということで、大変、利用者も家族もケアマネージャーも困っているという話を、この間、伺ったところですよ。

ぜひとも、この大型施設構想の中に、そういった特養ホームであるとか、老健施設であるとか、あと、それから多機能型の地域密着型の施設であるとか、そういうことも、八千蔵等地域の利用も考えながら、そういった施設のことについても、大型施設構想の中に加えていただきたいというふうに考えておりますが、ご所見をお願いしたいと思います。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を、河野福祉事務所長。

○福祉事務所長（河野修君）

今のご質問でございますが、特養ホームにつきましては、議員がおっしゃるとおり、待機者の数は400人ほど、ございます。ただ、その中に重複して施設に申し込まれている方もいらっしゃいますし、お守りというふうなことで、念のために申し込んでおられるという方も含まれているということは、まずご承知おきいただきたいと思っております。

現在、県で特養を今まで建設関係をしてきたわけでございますが、広域的なものは、県ではこここのところ計画がないということで、小規模な地域密着型ということで、市町村にそれが委ねられておりまして、市でも高齢者福祉計画、それから介護保険事業計画の中で順次整備を、特養につきましてもしていくということで、今回の第3期の中に小規模特養を計画しております。これにつきましては、できるだけ民間を利用していくということを考えておりますが、これにつきましても検討をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上野稔君）

よろしいですか。

（はい。の声）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

20番、渡邊清美君。

○20番議員（渡邊清美君）

公明党の渡邊清美です。2点、質問させていただきます。

はじめに、災害時における避難支援プラン策定についてをお伺いいたします。

総務省消防庁では、全国1,800市区町村を対象にした災害時要援護者の避難支援対策への取り組み状況の調査結果を、今回初めて都道府県別・市町村別で発表されました。消防庁は全市町村に対し、2010年3月までのプラン策定を求めています。

石川県輪島市では、災害直後は外部支援を受け入れる体制を確立する必要があり、その際には台帳としての情報があっても即座には動けませんが、輪島市では地図上に高齢者の情報がプロットしてあったことで、早期にかつ効率的に救援活動が展開できました。また、福祉関係部局、防災関係部局が連携して、要援護者対策の要介護認定者や障がい者から得た情報を、地図情報システムを利用して地図上に落とし込み、個別の要援護者情報とともに関係機関が所持しています。

また三重県四日市市では、地域を巻き込んだ訓練や啓発として防災フォーラムを開催し、市内の先進的な自主防災組織の事例発表や災害時要援護者対策を取り入れた防災訓練などを通して情報提供を行い、地域内の情報交換の場を提供しています。また、防災リーダー養成講座を開催し、地域住民の防災意識の向上を図り、また職員の方が地域に出向いて行う防災出前講座において、災害時要援護者対策の周知を行っています。これは自治会、自主防災隊、障がい者関連関係などが対象となっています。さらに実際に要援護者宅に地域支援者が訪問し、指定避難所までの避難支援を実施する訓練をしたり、また難病患者を担当医師の指導のもとに搬送する訓練を実施。停電の際には、人工呼吸器が使えなくなることを想定し、手動式人工呼吸器を活用し、担当医師の指導のもと、地域支援者である隣近所の方や自治会の方が避難支援を行っています。また、自治会への補助制度で、災害時要援護者支援活動に取り組むための資機材、リアカーや車イスなどの整備の拡充を図っております。

最後に兵庫県伊丹市では、要援護者1名ごとに支援カードを作成し、原則として2名の方が支援協力員となっています。また、取り組みを機能させるためには、要援護者や支援協力員に災害情報を迅速かつ的確に伝達する必要があることから、市からの避難勧告などの情報が流れると自動的に電源がオンになり、緊急放送が流れる仕組みの緊急告知FMラジオを要援護者および支援協力員と各自治会に1台対応しています。また、要援護者に登録していただく際には地区、社協、自治会、民生委員、児童委員、支援協力員および市の情報を共有することに対して、承諾を得るようにしております。

このように各自治体とも、安全・安心で災害に強い体制の構築を図っております。本市においても、多くの皆さまの協力をいただき策定されていることと思いますが、本市における避難支援プラン策定状況と、その取り組み方針をお伺いいたします。

2点目としまして、狂犬病対策について、お伺いいたします。

国内では、狂犬病患者は海外旅行先で感染した人を除いては、1954年を最後に確認されていません。しかし、日本は今、この狂犬病をめぐって危機的状況にあります。狂犬病は、狂犬病ウイルスによる人と動物との共通感染症です。すべての哺乳類が感染し、人が感染すると

興奮や麻痺などの神経症状を示し、呼吸障害によって、ほぼ100%死亡いたします。古来、人類にとって最も恐るべき感染症の1つとされてきました。

ウイルスは感染動物の唾液に含まれ、人はかまれることでうつります。日本のように患者が発生していない国は稀で、世界では毎年3万人から5万人が狂犬病で死亡しています。隣の中国ではペットブームを背景に狂犬病が蔓延し、毎年3千名規模の死亡者が報告され、感染症の中では結核に次ぐ第2位の死因として、大きな社会問題になっています。

なぜ、日本が危機的状況なのか。それは一度、海外からの感染動物の侵入を許せば、流行を阻止できない上、これだけ世界経済が一体化し、人の往来が激しくなっている中、いつ感染動物が侵入してもおかしくない環境にあるからです。

1950年に制定された狂犬病予防法では、飼い主に対し、犬の市町村への登録と年に一度の予防ワクチン接種が義務付けられています。しかし、日本獣医師会のまとめによると、2007年度における国内の犬の飼育頭数は、約1,252万頭に対し、犬の登録は約674万頭、登録率約54%で、予防接種が行われたのは約510万頭、接種率約41%にすぎません。WHO 世界保健機関の指針によれば、感染動物が侵入後に国内での流行を抑えるためには、常時70%以上のワクチン接種率を維持する必要があるとのこと。

一方、感染動物の海外からの侵入措置対策では、犬に加えネコ、アライグマ、スカンク、キツネが狂犬病の検疫対象動物に追加されました。しかし、依然として一部の動物に限られ、例えばネズミ、リス、ウサギなどは対象外です。また、外国船舶の中で飼われている犬などが検疫を通らず、国内に入り込む危険性も絶えず指摘されています。また国内での犬のかみつき事件は、報告されたものだけでも年間6千件前後となっております。こうしたことを考えると、現状の予防接種率の低さは万が一の場合、社会的パニックさえ起こしかねません。

行政には、すべての人が危機感を共有できるよう、啓発活動が求められると思います。登録と予防接種を、さらなる意識啓発の強化が必要であると思いますが、ご所見をお伺いします。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を、梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

渡邊清美議員の一般質問にお答えいたします。

国が示した災害時要援護者の避難支援ガイドラインによりますと、市町村は高齢者・障がい者などの避難支援プランを作成し、地域の実情に応じた避難支援体制の整備を図ることとしています。本市では、避難支援プランで示されております事業を以下のとおり、積極的に展開しております。

まず、平成20年4月から災害時要援護者支援登録事業を実施しております。現在の災害時要援護者の登録者数は522名となっております。今後も、行政区関係者に協力をいただきながら、登録者を増やすとともに必要な更新も行い、より実情に即した内容にしていきたいと考えております。

また、災害時要援護者の登録は、大規模災害発生時に家族等の支援がなくても、地域支援者などの地域住民の共助による避難ができるようにすることが目的です。そのため、今年9月5日に実施した行政区防災訓練では、昨年に引き続き要援護者の避難誘導や安否確認などを含め

た訓練を行いました。さらに、市内の23の福祉施設と災害時における要援護者の緊急受け入れ協定を締結するとともに、災害時要援護者の行動マニュアルを策定し、普及しているところでもあります。

9月13日には、市と笛吹市社会福祉協議会が笛吹市障害者団体連絡協議会、笛吹市地域自立支援協議会と協力して、福祉避難所設置運営訓練も実施しました。具体的には、避難所に必要な資機材の配備、要援護者の受付、案内の情報伝達手段の確認などを障がい者の皆さんの参加で実施しましたが、今後の福祉避難所での要援護者の支援体制に反映できる取り組みとなりました。

今後につきましては、これまでの取り組みで明らかとなりました課題等をふまえ、行動マニュアル等に基づいた、より実践的な訓練を行い、要援護者の避難支援体制の整備を進めたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を、加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

渡邊清美議員の一般質問にお答えいたします。

狂犬病は発病すると治療がなく、ほぼ100%死亡する大変恐ろしい感染症です。日本では1957年以後、患者の国内発生はありませんが、2006年にフィリピンで犬にかまれ、日本に帰国後、狂犬病を発病し、死亡した2事例が報告されております。

狂犬病対策には予防が極めて重要となることから、昭和25年に狂犬病予防法が施行され、犬の飼い主にはいくつかの義務が課せられています。これは、全国の犬の飼育状況を把握するための登録制度と、実際に狂犬病が侵入したときのための狂犬病予防注射がそれにあたります。どちらも狂犬病の蔓延を防ぐために欠かすことはできません。

議員ご指摘の飼育頭数と登録頭数との乖離について、本市の状況は把握できませんが、昨年度末の全国の登録頭数は約680万4千頭で、注射率は74.9%でした。山梨県では6万1千頭の登録に対し、76.6%の注射率でありました。笛吹市における登録数は6,455頭で注射率は80.1%となり、全国平均および県内平均を上回っております。

なお、未接種犬の対策として、老犬・病気などの接種猶予犬については、あらかじめ病院からの猶予診断書を提出していただき、その他の未接種犬については、それぞれ電話連絡などにより対応を行っております。

予防注射は全頭接種が原則ではありますが、狂犬病に対する危機感が薄いことに加え、ペットブームで小型の室内犬が増え、外部と接触しないことを理由に接種しない飼い主が増えている傾向にもあります。これらのことから県が行う研修会への参加や市の広報、ホームページを通じて狂犬病の怖さをお知らせするとともに、犬の登録および予防接種は飼い主の義務ということを周知するなど、接種率向上に向け、さらに強力に進めたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

20番、渡邊清美君。

○20番議員（渡邊清美君）

ありがとうございました。

1問目のほうの、避難支援プラン策定についての再質問をさせていただきます。

計画としまして、全体計画はどの市町村もほとんど、できているようです。全国的に見て。個別の計画、一人ひとりの具体的な支援方法を今、どの各市町村も検討していることと思いませんけども、その点について、また笛吹市もお願いしたいと思います。

要支援者の新規登録や抹消などの情報の更新などは、大体どのくらいに1回、やっているのか。また、それはどこに情報提供をしているのか。そして要援護者の記載されたマップの作成について、ちょっとお伺いいたします。それと、要援護者の名簿登録に不同意の方もいらっしゃると思いますが、そういった方の対応はどのようになさっているのか質問して、再質問を終わります。

○議長（上野稔君）

答弁を、梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

渡邊清美議員の再質問にお答えします。

まず、要援護者の新規登録や抹消の情報の更新についてであります。各支所の地域課で随時受け付けております。その情報につきましては、保健福祉部の福祉総務課に集約されまして、要援護者の台帳が更新され、各支所の地域課を通じまして、行政区の区長さんに返されます。行政と各区の自主防災組織が常に正確な情報を共有することが不可欠ですから、今後も特に更新については配慮をしていきたいと考えております。

次に要援護者の情報を記載したマップの作成について、お答えいたします。

災害時の被害を最小限にするため、集合地、危険個所、消火栓の位置、避難経路などを記載した地域ごとの防災マップづくりが全国で注目を集めておりますが、実際に本市でも自主的に作成している行政区もあります。この防災マップに要援護者の情報を記載することにつきましては、防災の観点からすると、さまざまな長所があるわけですが、個人情報保護の観点から慎重にしなければならないと考えております。要援護者本人の了解をいただくこと、そのマップの配布には一定の制限をつけることにも、慎重に、保管することなども十分検討する必要があると考えております。

最後に、名簿登録に不同意の方の対応についてであります。これまでも同様のご質問を各区の自主防災組織の方からいただきました。自主防災組織としても、行政としても登録をお進めしているわけですが、それでも登録されない方につきましては、自主防災組織の中で別途、把握していただいて、日ごろから声かけなどをしていただきながら、防災訓練等にも積極的に働きかけていただきたいと思います。こうした日ごろの働きかけが、いざという災害時に役立つと確信しております。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再々質問はありますか。

（ な し ）

以上で、渡邊清美君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

19番、中川秀哉君。

○19番議員（中川秀哉君）

渡邊清美議員の2問目の狂犬病対策について、1点、関連質問させていただきます。

今、市でも野犬の、また迷い犬の対応ということで、市民環境部のほうで預かっていただきまして、また飼い主を探していただくと。また、いない場合には県のほうへ、また保健所のほうに引き取られていくと。その間に手を挙げていただいた、犬のNPO法人等が引き取って、これを登録や、また予防接種などを施した上で無料譲渡しているという現状もございます。

今、そういう中で、こういうNPO法人の方、私たちがいくつか現状を見させていただきましたが、大変苦労した状況の中でやっておりまして、市内のみならず、県外等にも行って譲渡会を開いたりということでやっておる現状です。

こういったNPO法人等の支援のために登録や、また予防接種に向けた公費助成というものができないものかどうかということ、まずお伺いしたいなと思います。ぜひ、ご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上野稔君）

答弁を、加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

それでは関連質問、中川秀哉議員の野犬等の対応についてのお答えをいたします。

現在、NPO法人等が特にネコに関しては、捨てられた、あるいは飼えなくなったネコを保護して飼っていただいている団体がございます。非常にご協力をいただいております。その団体の方は笛吹市に限らず、それぞれこの地域のネコについても対応していただいております。そういう状況であります。今現在、市としては犬、ネコ、それぞれ不妊とか去勢の助成を出しております、これらについてはそれぞれ利用いただいているところでございます。

ただ、狂犬病の予防接種ということまでは、現在も考えておりませんので、基本的に野犬が捕獲された場合については保健所へ報告いたしまして、保健所のほうから告示をして、その後の対応をするという、こういうルールになってございます。このルールに従って、基本的にはやっているわけございまして、これを、育てていらっしゃるNPOの方に、現在はその不妊とか去勢の段階で、かなりの、ある程度のお手伝いはできているかなということでございまして、予防接種までということは、現在のところ、ちょっと考えられないと思っています。

以上です。

○議長（上野稔君）

再質問ありますか。

中川秀哉君。

○19番議員（中川秀哉君）

ありがとうございました。

今、ご指摘のとおり、犬、ネコ、それぞれありますが、犬だけのNPO法人も当然ありまして、現場を見させていただきました。やっぱり接種に関しても、1回3千円、2回接種することもあります。そういう部分でも、これまでも大家族の中でペットとして飼われていたものが、今、本当に家族の一員として、家族の中で、お年寄りの中でも、本当に家族の一員だということで、数多く出ております。そういう中でも、その方がいなくなったあと、野犬と化して拾われるというケースも多くあると聞いております。ぜひ、そういった部分、子犬もしか

ることながら、成犬も数多くなっているということもありますので、ぜひとも、こういうこともひとつ、ご検討いただければと思います。これは要望で終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（上野稔君）

関連質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は10時30分といたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

10番、堀内文蔵君。

○10番議員（堀内文蔵君）

新和会の堀内であります。一般質問を行います。

リニア実験線建設工事に伴う、地域住民への周辺環境影響措置への市の対策を伺います。

山梨リニア実験線は平成2年、実験線の建設を開始。平成9年、先行区間が完成。先行区間で試験走行を開始してから、今年で11年が経過しております。この間、リニアの技術は格段に進歩し、先行区間の実験線の延長を決めました。平成19年12月、JR東海は超電動リニアを東海道新幹線のバイパスとし、山梨実験線を中央新幹線と位置づけ、2025年には東京・名古屋間での営業運転の開始を発表いたしました。また、建設に対しては約5兆1千億円を試算とし、建設費の全額をJR東海が負担すると発表。以後、笛吹市内では黒駒トンネル、御坂トンネル、御坂トンネル西横坑工区と3カ所で工事が進められております。

しかし、山梨実験線の延長に伴う黒駒トンネル工事で、竹居地域の簡易水道の水源が枯渇し、同時に天川の表流水が濁水して、地域の住民の人たちの長年の命の水がなくなってしまい、大きな問題となっております。一方、御坂トンネル西横坑工事では達沢川の水が枯渇し、戸倉川東沢の水が枯渇し、区民の飲料水の集水タンクの水も枯れてしまい、被害が広がっております。

事業主体の独立行政法人は、竹居地区においての濁水は水源の水を溜める地層付近を掘削したことが原因であることを認めております。また説明会においては、飲料水および生活用水に減水や濁水が生じた場合は、補償を行うと回答しております。そして問題はそればかりでなく、水資源以外にも多く、周辺環境への影響は多くの課題があり、関係住民の心配は尽きません。

市としては事業主体と地域住民との中に入り、公的立場で調整役として舵取りをどのように行っていくのか伺うと同時に、今日までの協議の中で問題が発生した場合の確認書も笛吹市と事業主体で取り交わしていますが、その内容等も詳しく説明を受け、今後の方針と市の考えをお伺ひいたします。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

答弁を、岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

堀内文蔵議員の一般質問にお答えいたします。

笛吹市内でのリニア実験線建設工事につきましては、関係地域の皆さまの深いご理解とご協力によりまして、平成20年、トンネル工事が3工区で着手され、その後、高架橋工事を中心とする明かり工事3工区も、先般すべての工区で工事着手となり、これによりまして市内13.2キロメートル全線でのリニア工事が始まっております。

さて、リニアトンネル工事に起因しました水源枯渇問題ではありますが、本年6月末、御坂町竹居地区の簡易水道組合の水源が枯渇し、その後、近傍河川表流水の減少、一部河川の枯渇が発生しております。現在、緊急的な飲料水・生活用水の確保はできたものの、今後の恒久的対策は代替水源の選定等、地元の皆さまが納得できる措置を取ることが肝要であり、事業主体であります鉄道・運輸機構および工事請負業者が、工事着手の1年ほど前から進めております水文調査や現況調査を継続ながら、対応方法を現在、検討中であります。

市といたしましても、緊急対策の段階から、地域住民の安心・安全な生活確保のため、上水道水源の緊急供給、河川へのトンネル湧水の放流等、一早い方策を事業主体と調整し、対応してまいりましたが、これからも引き続き、地元の立場に立った対策が講じられるよう、事業主体による調査、計画段階からの地元へのきめ細かい説明を求め、地域の声が反映された方策が進められることを基本に、各種データの提供や行政手続きの円滑な事務処理が進むよう、事前の関係部局との調整等、住民生活の安全・安心対策に住民本位で対応してまいります。

また、鉄道・運輸機構と取り交わしました山梨リニア実験線建設に伴う周辺環境への影響が発生した場合の措置に関する確認書の内容ではありますが、リニア実験線工事に伴い、水資源、水質、日照、大気、騒音、振動等、リニア実験線沿線の周辺環境に影響が懸念される場合の事前調査、また影響が発生した場合の応急・恒久対策等、事業主体が講ずるべき措置に関し、必要な事項を定めることによりまして、沿線地域住民の良好な生活環境の維持等を図ることを目的に取り交わしたものであります。

確認書の内容に基づいた水資源や工事用車両走行により、変状の恐れがあります家屋等、建物の調査等はすでに行われておりまして、これからリニア構造物に起因する日照不足等の農作物への影響調査も、県の機関の協力を得まして継続的に実施する予定となっております。現在、調査結果も定期的に、市に報告するものとして、今日現在、定期的な報告もいただいているところであります。

また、水源枯渇に関する対応につきましては、当然、応急対策や恒久対策の実施が明記されまして、その他家屋等、建物変状が発生した場合の補償や住宅居住者の受忍を越える日影補償、さらに農作物の損害補償、市道等の損傷補償などにつきましても、協議・協定をすることとなっております。

今後、工事が本格的となりまして、平成25年度実験線が全線完成までの間、現時点では予想できない状況に至ることも勘案いたしまして、確認書の中におきましては、具体的な項目が明記されていない新たな問題が発生した場合につきましても、関係住民の皆さまと協議の上、適切な措置を講ずることと定めているところであります。しかしながら、事業主体と確認書を取り交わしたからといいましても、すべての沿線の皆さまの工事による不安が解消されるわけではありません。

これからにつきましても、必要に応じまして、地区説明会の開催や現状の把握も行いながら、

地域の皆さまと一体となり、生活環境への影響を最小限に食い止め、安全・安心な生活が送れるよう、事業主体であります鉄道・運輸機構と協議・調整を重ねまして、適切な対応を行っていくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

堀内文蔵君。

○10番議員（堀内文蔵君）

御坂トンネルの掘削が進むにつれ、戸倉区住民の飲料水と同時に戸倉川の西の沢と鍋倉川、すでに水割れが起きている東沢と3本の川の表流水の枯渇が大変、心配されている現況であります。一方、竹居地域の水を枯らした黒駒トンネルの掘削が進むにつれ、道場区、駒留区の飲料水や後藤沢川も枯渇するおそれがあります。地域住民にとっては、これ以上、不測な事態が起きないことを望みたいところではありますが、現実、何か所かに問題が起きている以上、高深度の掘削を基本としておりますリニアトンネル工事は、大きな社会問題化することにもなりかねません。

そこで笛吹市は事業主体と確認書を取り交わし、地元との中に入り、問題解決に努力しておりますが、このような事態の中で、県のリニア対策室とは、どのような動きを行っているのか。また県と市は地域対策として、協力関係をいかにとりながら進めているのか、伺います。

また飲料水や生活用水、また農業用水の源である中小河川が渇水することにより、自然の生態系も大きく変わり、人間の生活はもとより動植物に至るまで、悪影響が出ることが心配されます。特に農家にとって、河川の水が枯れることは死活問題であり、農業の継続は困難であります。芦川町の大石川では、県の若彦トンネルの掘削で水が枯れ、いまだ水は戻っておりません。県は芦川の特産であるハウレン草やワサビ栽培のための水の応急措置をとったり、長期にわたる水不足に対し、多くの補償措置をとりましたが、もしものときには事業主体に地域住民は当然のこととして恒久対策を要求していきませんが、市の見解を伺います。

また、高架橋建設による日照不足では、住民にとっては一生の問題であります。日照権に関しては、以前大きく問題になり、論議の中心になったこともございます。一般家庭の日照不足や農作物の生育不良等、減収が発生した場合、日照調査は行っているのか。はっきり日照不足が出た場合、法的基準があり、補償制度はどのようになっているのか。この3点を伺います。

○議長（上野稔君）

答弁を、岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

堀内文蔵議員の1つ目の再質問、リニア実験線工事に伴う水源枯渇問題に関しての県と市の関係につきまして、お答えいたします。

御坂町内の戸倉地区、道場、駒留地区を含む上黒駒地域のトンネルの工事の予定ルート付近の集落では、すべての地域で水道組合を組織し、独自の水源と配水池を固有に持ち、施設の管理運営から各家庭への飲料水供給まで行っております。また、いくつかの沢筋の河川からも表流水を引き、農業用や防火水槽への水源に活用しており、今後リニア実験線のトンネル工事が進むにつれまして、水源の枯渇に危機感を抱いている実態であります。

このため、市におきましては、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、取り交わしまし

た確認書に基づきまして、事前・緊急・恒久の3段階での対応がとれますよう、事業主体と詳細な協議を、地域の皆さまとともに進めているところであります。県につきましても、リニア実験線事業の総合的調整役として、積極的に取り組んでいるところであり、地域住民の健康の保護と良好な生活環境の保全の立場から、独自の環境保全等に関する協定を事業主体と締結するなど、有事の際に備えているところであります。

今後も県と市は常に連携を密に保ちながら、事業主体に対しまして、誠意を持って迅速かつ適当な対策が講じられるよう、協議・調整を行ってまいりたいと考えております。

再質問のうちの2つ目でございます。農業者にとって、河川の渇水は死活問題につながるがについて、お答えいたします。

たしかに豊かな自然に恵まれました、この地域でございまして、清らかな水が流れる笛吹川の源流をなす御坂山塊から流れ出す水源につきましても、なだらかな肥沃地、扇状地を形成いたしまして、日本一の桃・スモモを生産する大きな要素であり、まさに笛吹市の宝であると感じております。

現在、掘削中のリニア実験線トンネル工事に起因いたしました、少なからずとも一部の河川での渇水、それから減水等の枯渇した状態をふまえて、確認しているところでございますが、今後トンネル掘削工事がさらに進むにつれて、いくつかの河川、沢筋におきまして、同じ現象が出るのが想定されております。

市では、河川渇水に関係の皆さまの生活が、および自然の生態系等に影響を及ぼすことのないよう、渇水が予想される河川への放流水源の確保を強く事業主体に求め、現在、事業主体では、ことの重要性を認識した上で、地域の皆さまの意見もふまえ、事前の水資源の確保のための井戸掘削や既存施設のメンテナンスを必要としない新たな恒久水源等の確保、トンネル掘削により坑口から出てくる湧水の活用等、多方面から検討しており、実際の水源確保まで、市では地域の皆さまとともに引き続き、恒久対策に向けて協議をしていくこととしております。

それから3つ目の再質問、高架橋建設による日照不足による一般家庭および農作物への影響が発生した場合の補償等につきましてもという質問でございますが、山梨リニア実験線建設高架橋の建設により生じた日陰による建物に対する補償につきましても、公共事業を行うにあたっての基準が定められておりまして、一定の受忍限度を超えた場合の個別補償を事業主体であります鉄道・運輸機構に対しまして、住民に対する個別指導の関係でございますが、鉄道・運輸機構が実験線の構造物の建設の完成した後におきまして調査を行いまして、金銭により一括して補償することとなっております。

なお、補償費の算出等につきましても、そこに居住しています世帯人員数および部屋数等を考慮いたしまして、暖房の費用、それから照明の費用、乾燥等々の関係の費用につきましても、増加費用を費用負担額として計算することとしておりまして、個別に契約を行い、交渉することとの説明を受けております。

また日陰による建物の補償と同様に、農作物の生産にかかる減収等がある場合につきましても、補償されることとなっております。現在、県の農業関係の公的機関におきまして、日陰時間が果樹等にどのような影響が出るかというふうな点につきましても、調査を行うこととなっております。今年度から一定の補助を定めまして、基準の桃、あるいはブドウの木の生育状況、あるいは生産された作物の品質、収量、減収等の状況につきましても、今後3年間にわたり調査を行い、その結果等をもとに日陰になる前と、なった後の収量等の差から金利、その他を加味

いたしまして、算定いたしまして、金銭補償するということで協議を進めてございます。

それからリニア構造物に起因いたします日陰補償につきましては、確認書の中でも事業主体が補償を行うことを約束しておりまして、対象の沿線地区におきましても、説明会などを通じ、補償方法や日陰の、現時点でのシミュレーションを行うなど、地域の皆さまには一定のご理解をいただいているところでございます。

また事業主体では、今後、日陰補償につきましては、誠意を持って補償対応にあたることを約束しておりますが、補償の細部にわたる個別補償につきましては構造物、要するにピーヤー、それから高架分が完成した後となるため、市といたしましてはリニア実験線の事業につきまして、ご理解をいただいております沿線の皆さまに不利益が生じないよう、今後とも県の指導や協力をいただきながら、引き続き事業主体に対し、地域と一体となり、地元の立場に立った適切な補償が行われますよう、協議を重ねていくこととしております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再々質問はありますか。

堀内文蔵君。

○10番議員（堀内文蔵君）

ありがとうございます。

工事は平成25年度、実験線完成に向けて現在、進められております。工事が完了すれば、今の関係者は現地を離れ、異動していきます。地元との文書の取り交わしが無い以上、地元にとって問題が発生した場合、何を根拠に補償責任を求めていってよいのか分かりません。そのようなために、県や市はどのような対策を考えているのか。また、このような事態を考慮して、事業主体である鉄道・運輸機構と正式文書の取り交わしは行うのか、伺います。

また、トンネルから出た水は事業主体である鉄道・運輸機構の権利下にあると聞きますが、この水の受け入れと、笛吹市としての利用は考えているのか、この2点をお聞きして、私の一般質問を終わります。

○議長（上野稔君）

答弁を、岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

堀内議員の再々質問にお答えいたします。

リニア工事完成後に損害等が発生した場合には、市と事業主体で取り交わした確認書の中で、事業主体は関係の皆さまと協議の上、適切な措置を講じることとしております。この約束につきましては、工事が完了後も引き続き効力を有するものでございます。市は工事が終了しても、山梨リニア実験線建設場が閉鎖した後につきましても、確認書をもとに鉄道・運輸機構に対し、適切かつ誠意がある対応ができますよう、地域の皆さまの立場に立って工事実施時と同様、協議・調整を行ってまいりたいと考えております。

また、トンネルの坑口からの湧水の利活用に関するご質問でございますが、その使用権につきましては、議員ご質問のとおり、事業主体にあるため、万一トンネルの掘削により減水、枯渇等の影響がある場合につきましては、その代替水源として最優先、利用することとしております。しかし、水資源補てんのために利用したのち、さらに余剰水がある場合、これにつきましては、現在、利用方法等につきましても、地元自治体と、それから地域の皆さま方とご協議を

申し上げる考え方の中で、市ではトンネル湧水の水量・水質等は、数年後でないとも明確にならない。当然、トンネル等、あるいは一般的な工事が落ち着かないと、最終的にはトンネルの余剰水等につきましては、どの程度のものが出てくるのか、不明な要素があるわけでございますが、早い段階から地区の関係者や学識経験者、それから専門家等にお集まりいただきまして、仮称名でございますが、リニア水資源有効活用協議会なるべきものを立ち上げ、組織をいたしまして、トンネルの余剰水の有効利用につきまして、協議・検討をしていただきまして、協議会の答申を十分尊重しながら、笛吹市や沿線地区にとって、最も有効的な余剰水の有効利用を進めていきたいというふうに考えております。

なお、鉄道・運輸機構に関しましては、トンネルの掘削後につきまして、その水の使用権、これにつきましては代替水源、それから影響があった場合の対策として利用する以外の水の量の利用、使用につきましては、鉄道・運輸機構側は地元へ権限を移譲していただけるというふうな、基本的な考え方はいただいておりますので、すべて、これからにつきましては、水の有効利用活用協議会の議を経て、笛吹市のための有効的な水利用にあたっていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

以上で、堀内文蔵君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（ な し ）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

16番、大久保俊雄君。

○16番議員（大久保俊雄君）

笛吹クラブの大久保俊雄でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に基づき質問いたします。

新政権の政策の輪郭が徐々に表れてまいりました。俳句のまち笛吹市民の一人として、17文字で表しますと、「そのやさしさが怖い鳩山新政権」。子ども手当などのさまざまな生活支援策や中小企業が負う借金の返済猶予、それらに共通するのは前政権に比べて、人々に対してやさしいことでもあります。マニフェスト事業仕分けにより、コンクリートから人への方針、特に若い人への投資は将来のために必要ではありますが、財政の裏づけや具体的施策が不透明であり、簡単に国債で賄うことは財政を余計悪化させ、子孫の負担を増やすことになるので、容認できかねる部分もあります。

また、マスコミ等で頻りに耳にします「必殺仕分け人」と揶揄されております行政刷新会議の作業グループが始めた予算の無駄を洗い出す事業仕分けでは、4千事業のうちの対象447事業を220件に括り、事業の廃止、予算削減、予算計上見送りと各省庁にとって、大変厳しい判定が相次いでおります。最終的には、本年度税収も48兆円から10兆円減少される中で、目標の3兆円には届かず、なんとか1兆7千億円を捻出しました。政府は2010年度、予算案に結果を反映させる考えでありまして、行刷新会議には予算を削減する権限はないにせよ、判定を実現するかは新首相の指導力、本気度に関わり、看板倒れに終わらぬよう、私も地方自治体への影響を注視する必要もありません。

その中でも、新政権が取り組む可能性が極めて高い改革事項が3つあります。基礎自治体である市町村がほぼ一致して強く要望しており、政治主導によらなければ実現できず、さらに税財源の大きな移譲を伴わない事項、また1995年に設置された地方分権改革推進委員会の最終勧告である第4次勧告に明記されている事項のうちの3点であります。

第1は、国と地方の協議の場を早急に立ち上げ、趣旨の政策・制度の見直しについて、国と地方の意思疎通を円滑にするための協議の場の法制化を実現すること。第2は、第3次勧告のうち恒例による義務付け・枠付けの見直し。第3では、都道府県から基礎自治体への事務権限の移譲であります。

この3事項が確実に実施されれば、分権改革は大いに前進し、国と地方の税財政関係の抜本的改革がなされることによって、自治財政権が確立され、地方自治体を地方政府を称するにふさわしい存在にまで高めることが可能となりましょう。行政の役割は住民が希望を持って、生き生きと暮らせるための舞台づくりでありまして、そのためにも地方分権は絶対に必要であります。私ども地方議員も、行政もこの大きな改革のうねりを見逃すことなく、さらなる笛吹市の住みやすさ向上に向けて、精査しなければなりません。

一方で、私どもが取り巻く現状はいかがでしょうか。内閣府による9月の景気動向指数も基調判断を引き上げ、景気回復局面に入ったと認めていましたが、10月に入り一転、景気の実感を示す街角景気の現状判断指数も急落し、地方経済において足元の景況感は依然、大変厳しく、二番底、三番底へ向かう懸念も生じております。さらに先月20日にはデフレ宣言も発せられ、デフレ、円高、株価安と景気悪化と物価下落の悪循環に陥らぬよう、警戒が発せられました。

昼飯は牛丼屋で200円で食べられ、ジーンズを680円で買える。一時的に家計は助かるが企業の売り上げは落ち込み、利益が減り、働く人の賃金がまた減る。リストラや倒産がさらに増え、結果として個人消費が悪化。経済が萎縮すると、ともすればインフレよりも大変恐ろしい経済スパイラル現象であります。笛吹市においても、ただいま来年度予算の編成という、極めて重要な時期を迎え、このような未曾有の地方経済悪化の折、緊急対策としての具体策も施策に反映される必要があり、中央の予算が決まらなると地方財政を組めないという消極的な理由で、市の責任が免除されるものでもありません。手をこまねいているだけでなく、地方自治体で可能な施策もいくつか考えられる中で、まさに荻野市長の行政手腕を発揮していただく好機ではないかとも思われます。

そして、単に市長、市任せでなく、議会も審査するだけでなく、提言する議会の重要性を認識しつつ、以下、具体的にお伺いいたします。

まず、事業仕分けに関わる本市の影響であります。先ほど述べましたように、対象447事業、220件、1件当たり1時間もかけずに制度の必要性、国が担うべきかなどを検証し、存廃を判定するものであり、政策決定ではなく、7人の委員でどれだけ議論されたかという不透明な部分があるにせよ、旧来の権益に縛られた予算を政治主導で大胆に見直し、歳出を有効に振り分けることへの大きな期待感があります。

しかし、廃止されるであろう農業整備事業をはじめ、道路整備事業や地方交付税は見直し、地方への移管のまちづくり交付金や大きな起債の原因でもある上下水道事業など、県や市町村の事業に関係するものが148事業あり、44事業については直接的な影響が懸念されます。

また、総合計画をはじめ、本市の各種計画、大型建設プロジェクト等や行財政改革に大きな

変更を余儀なくされる懸念はないのか。また、最も心配される新年度予算編成への影響および、今までの着手事業に影響を及ぼさないか。さらに、それらに対する今後の情報収集、分析はどの部署で、どのようになされるのかを伺います。

さらに地方分権改革推進委員会は、最終報告となる第4次勧告をまとめ、首相に提出。今後の分権改革は、首相直属の地方主権戦略会議に引き継がれることになり、この会議における分権改革を新政権の一丁目一番地と位置づけられました。この戦略会議がまず、着手することとして、地方の裁量で使える一括交付金の導入と国が地方に対して細かく定める規則である義務付け・枠付けを見直し、要望の強い104項目については、年内にどれを廃止するか。計画をつくる旨、明示されました。つまり判断の主体は住民に最も身近な自治体にしたほうが、地域の実態に合い、住民が納得する仕組みや制度、基準ができるようになるわけで、地方税収が落ち込む中、ぎりぎりの財政運営を強いられている各自治体も独自のビジョン、国が推進する大胆な改革に呼応した展望が求められますが、いかがお考えでしょうか。

そして、104項目のうちの28項目、公営住宅の整備や入居条件、保育所整備も市町村の条例で定めることが可能となり、来年1月の通常国会に関連法案が提出される予定であります。また1クラス原則40人と定めている学級編成や教職員定員も、今後にわかに議論が進むことが予想されるわけであります。市民の福祉の向上のためには、早くから意見集約や場合によってはワーキンググループ等の立ち上げも必要に思われますが、どのようにお考えでしょうか。

そして何よりも今回、国の予算編成で実際に応用されている事業仕分けは、もともと地方自治体で実績をあげた手法であります。本市においても、合併前からの既得権とみなされるような事業や補助金、このような手法により、その増減を見直す必要もありません。国での事業仕分けが完全でないにせよ、本市でもさらに一歩進んだ行政評価、事務事業評価も将来に向けて必要に思われますが、今後の具体的取り組みについて伺います。

続いて2問目の質問であります。最近、ニュース等で10代から40代以下の若年層の残忍な犯罪が、しばしば報道されております。相手に腹が立ったから、欲が満たされないからという単純な動機で、いとも簡単に相手の命を奪い、ときには相手の肉体をも切り刻むという凄惨かつ猟奇的な殺人が多発しております。

相手との情報伝達手段も近年、パソコンや携帯電話等のIT技術の進歩で、たしかに便利にはなりましたが、直接、生身のコミュニケーションを図る機会の減少、ゲームソフトでいとも簡単に相手を殺すことが当たり前、そしてケンカの仕方も、手加減も分からない新人類世代の増加も指摘されております。

そして行政区などの地域コミュニティにおいても、合併後、運動会やスポーツ大会をはじめ、いろいろな事業が縮小され、地域住民と顔を合わせる機会がずいぶんと減少しました。新興アパート、マンションでは大都市なみに、隣の人は何をする人ぞと、ときには区費の支払いさえ拒否する住民も目立つようになりました。また、私どもより若い世代は消防団などの地域活動も積極的に参加せず、濃密なコミュニケーションを嫌う方々が増えてきたことや、もろもろの誓約を受けずに個人的幸福のみを追求する、間違った意味での個人主義者が増えてきたことも住みよい地域づくりを推進する上で、懸念されるケースも散見されるようになりました。

三つ子の魂百まで宿る、小さいころからの教育体験は大人になっても行動規範として表れ、そのコミュニケーション能力、相手を尊重し、相手を思いやる教育は人づくりの、ひいてはまちづくりの基本となるのではないのでしょうか。

ちなみに現在、市教委が推進している、あいさつ・聞き方・言葉遣い、学校現場のみならず、企業でも地域でも大きな反響を呼び、あのポスターを至るところで目にするようになりました。そこで本市における、とりわけ青少年の相手を思いやる教育、いわゆる心のバリアフリー教育の具体策について、伺います。

まず平成24年度から中学校において、柔道、剣道の武道が必修化されます。礼に始まり礼に終わる、日本人古来からの相手を敬う武道、大いに期待されますが、施設面では今年度の補正予算、スクールニューディール策、1億4千万円で、春日居中の格技場が整備されれば、おおむねほとんどの中学で施設が整備されたこととなります。あとは、指導者の確保ですが、小学校の英語授業必修とはまた違い、どの先生にもというわけにはいかないのではないのでしょうか。体育の先生をはじめ、地域の指導者との連携も必要になるのではないのでしょうか。笛吹市においても、青少年を対象にした歴史のある柔道大会、剣道大会が年に数多く開催され、市体育協会にも数多くの有段者、優秀な指導者がいらっしゃいます。武道必修化に伴う指導者の育成確保および地域指導者との連携の具体策について、お聞かせください。

次に相手の気持ちを思いやる、困っている人の気持ちを察して、自然に手助けができる社会の実現には、これも小さいころからの日常生活での体験が重要であります。体験もふまえたバリアフリー教育、高齢者や障がい者などのハンディキャップをお持ちの方への教育が、本市においてどのような、積極的な取り組みがなされているかをお伺いします。

次に伺いますが、先月8日から1週間、税を考える週間がありました。たまたま中学生の税についての作文において、受賞作品の発表を聞く機会がありました。難病の兄を抱え、十数年、家族が病院の往復、回復の見込みがない可能性もあると医者から言われたが、最近になって奇跡的に回復し、日常生活も普通に送れるようになったと。あとで知ったことだが、とても家では払いきれない医療費も税金で助けられ、それからは学校へ行き、給食を食べるときも、教科書を見ても、帰るときに信号機を見ても、税金のありがたさを痛感するようになった。将来は仕事に就いて、税金をしっかりと払い、困った人を助けることができる立派な大人になりますとの内容でありました。改めて、われわれも考えさせられただけではなく、その内容だけでなく、その子の将来への賛辞の拍手が続いておりました。

まさに小さいころの体験や経験に裏打ちされた行動規範の重要性は、学校教育の中でも重視されるべきであります。さらに近年の行動規範の中で、とかくみずからの権利のみを主張して、義務の観念が希薄になり、住みやすい地域の実現が阻害される事案が多発しているのではないのでしょうか。義務教育課程における租税教育の取り組みと、しっかりと権利と義務の認識をするための学習方法について伺い、演壇での質問といたします。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を、荻野市長。

○市長（荻野正直君）

大久保俊雄議員の一般質問にお答えいたします。

まず、行政刷新会議による事業仕分けに関わる本市への影響についてでございます。

現在、国および県からの詳細な情報は一切入っていない状況であり、私どもはマスコミ等からの情報を得るほかはございません。新政府与党は地域主権を掲げ、地域のことは地域で決める、活気にあふれた地域社会づくり、地方の自主財源を増やすとっております。その考え方

には、大いに賛同するところであります。

事業仕分けの本市各施策への影響としては、報道等を見る限りですが、地方交付税交付金の見直し、消防防災施設整備費補助金の移管、農道整備事業の廃止、道路整備事業の見直し、まちづくり交付金の移管、水道事業の移管などがあります。いずれにいたしましても今後、新年度予算編成にあたり、情報の収集に心がけてまいります。

次に分権委の最終勧告と本市の見解についてですが、議員ご承知のとおり、地方分権改革推進委員会において、平成20年5月の第1次から本年11月9日の第4次まで、地方政府の確立と実現を目指した勧告が行われました。これは、住民の身近な行政に関することは一貫して、できる限り地方自治体に委ねることを基本とした、国と地方の役割分担を徹底して見直す取り組みについての調査審議の成果であり、まさに自治立法権、自治行政権、自治財政権を目指す地方にとりましても、自己決定と自己責任を常に念頭に置いて市政に携わる私にとりましても、この勧告に基づく国の取り組みに大いに期待するところであります。

第4次最終勧告を受け、総務大臣は勧告の内容を真摯に受け止めた。私たちが主張してきたことに大変多くの配慮をいただいた。地域主権戦略会議を早く立ち上げたいとコメントされ、11月17日の閣議において、地域主権戦略会議を内閣府に設置することが決まりました。

さて、この最終勧告は、分権型社会にふさわしい地方の自治財政権の確立のため、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税、地方債のあり方と地域間の財政力格差の是正のための取り組みを要請いたしております。いずれも地方にとりましても、完全自治体創出のために必要不可欠な課題として捉えているところであります。

中でも地方交付税につきましては、本市におきましても地方税に次ぐ重要な財源でもあり、その改革は急務であるものと考えております。最終勧告の当面の課題の中に、地方交付税の総額の確保および法定率の引き上げがありますが、これは地方交付税の税財源基盤の安定とともに、地方自治体から見た予見可能性を高めること、いわゆる臨時財政対策債などの暫定措置で対処する方策は、次年度予算編成あるいは中期財政計画等を策定する上での予見が難しいという現状をふまえたものであります。そのため、国税5税の法定率の引き上げなど、財源不足額を恒常的に解消し、中期的に地方交付税の総額を安定させることによって、地方自治体から見た予見可能性を高めるべきといたしております。

このように分権委の勧告につきましては、私どもといたしましても積極的な国の取組みに対し、大きな期待を寄せるとともに、全国市長会等を通しまして国に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に義務付け・枠付けについてですが、義務付けは、地方自治体に一定種類の活動を義務付けることを言い、枠付けは地方自治体の活動について手続き、判断基準等の枠付けを行うことを言っているものであります。

分権委の勧告は、地方自治体が自らの責任において行政を実施する仕組みを構築するとの観点から、自治事務でありながら、法令による義務付け・枠付けを行い、条例で自主的に定める余地を認めていないもの、見直しの対象としたものであります。見直し対象条項は、482法律のうち、見直しの判断基準に該当するものは4,389条項とし、該当しないものは4,076条項とされたものであります。分権委では、この該当しない条項についても、条例制定権の拡大を図る方向で見直しを行う必要があると判断されました。

第3次勧告では、この義務付け・枠付けの中でも、特に問題があるとした施設・公物設置管

理の基準と協議、同意、許可、認可、承認および計画等の策定およびその手続きの3つの重点事項の個別条項について、具体的に講ずべき措置を提示しております。

いずれにしても、これらが実現されることを期待しておりますが、議員のご質問の本市の具体的な取り組みにつきましては、先に申し上げましたように、市長会の全国組織を通じまして、その実現に向けての働きかけを行ってまいりたいと考えておりますし、また併せて、自己決定と自己責任が十分に果たせる市役所組織の体制と、一層の職員の資質向上に取り組んでまいります。

なお、参考までに、平成19年地方分権改革推進法の施行に合わせ、平成19年1月に設置された全国市長会、地方分権改革検討会議の委員として私も参画し、また、その会議の作業班にも本市職員が参加してまいりましたことを報告させていただきます。

多様な個性と創造力を発揮できる、活性化した地域社会の形成が可能となるような改革、地域が持つそれぞれの特色を生かした、持続的発展を可能とする改革のためにも取り組みに期待し、また、本市におきましても主体的に取り組むべき改革については、積極的に進めてまいりたいと存じます。

次に、本市の行政評価等の具体的な取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

税金の無駄づかいを徹底的になくし、国民生活の立て直しに使う。官僚任せではなく、国民の皆さんの目線で考えていきたい、こうした考え方に基づいて政府が導入した事業仕分けに注目が集まっております。その良し悪しは別にして、これまで官庁や行政の内部で行われてきた予算査定を、テレビ中継という全国民の公開の場で、民間人の参加により実施したという点で見習うべき点がたくさんあると考えております。また、仕分け人の歯切れのよい指摘に共感を覚えたという市民が多く、税金の使い方に市民が高い関心を示していることを改めて感じた次第であります。

事業仕分けそのものについては、民間人が参加して仕分けるか、財務省が仕分けるかという違いはあるものの、これまで国および自治体を実施してきた予算査定と同じ考えであると思います。また、本市が取り組んでおります事務事業評価にも、とても似ていると感じました。

仕分け人の国で行う必要があるのか、どんな成果が表れているのか、事業の対象者は何人いるのか、成果に比べて事業費は多すぎるのではないかとといった質問は、事務事業評価の視点と同じであると考えます。

さて、事業仕分けにつきましては、平成17年12月に、渡邊清美議員から代表質問をいただいた経緯があり、その機会に先進自治体の事例を参考に、制度のメリットと課題を研究いたしました。メリットとしては、何より予算編成過程が公開され、透明性が向上することです。これまで行政の内部で行われてきた予算査定を、公開の場で民間人の参加により実施するという点で、画期的な取り組みだと感じております。また、仕分け人に明確な説明を行うためには事務事業を客観的に評価する必要があり、これを機に事務事業の見直しが進むと感じました。

課題としては、仕分け人に専門性が要求されること。事業1本当たり30分以上要するため、すべての事業を対象とすることが困難であること。事業廃止の判断を市民に委ねるための仕組みとして用いられていること。事業単体の評価に終始し、事業を体系的に見直すことができないことが想定されます。

現在、本市では、限られた予算内で総合計画を実現していく仕組みとして、行政経営システムの構築を進めているところであります。本システムは、はじめに削る事業を考えるスクラッ

プ・アンド・ビルドの考え方ではなく、まず、今やらなければならない事務事業の予算を確保し、その他の事務事業については、予算を節約するビルド・アンド・スクラップの考え方により予算を編成していきます。

平成22年度予算編成におきましても、やめる事業を判断することに時間を使うのではなく、やらなければならない事業を選択することに時間をかけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を、山田教育長。

○教育長（山田武人君）

大久保俊雄議員の一般質問にお答えいたします。

平成20年1月の中央教育審議会答申で、教育内容の改善事項の1つに伝統や文化に関する教育の充実を挙げ、武道の指導を充実し、わが国固有の伝統や文化に、より一層触れることができるようにすることが重要であるとされております。このことを受けまして、平成24年から中学校では武道が必修教科科目になりました。

授業として武道を行うためには、施設面の点を十分考慮しなくてはなりません。市内の中学校の状況を見ますと、春日居中学校を除くすべての中学校に武道場が設置されています。春日居中学校におきましても、移行中の今年度から柔道に取り組むために、柔道の畳72畳や付属備品等を購入し、今、学習課程として取り組んでいます。

なお、春日居中学校の武道場につきましては、今年度中に実施設計を行い、平成22年度中の完成を目指して、現在取り組んでいるところであります。また指導者については、体育の教員が指導にあたっています。一般的に体育の、特に男性の先生方は免許状を取得するにあたり、大学において武道を履修している場合が多いようでございます。履修していない場合でも、国や県の研修などにおいての講習を受講しています。女性の教員の中にも、武道の講習を受けている先生もおります。

今後の県や国の方針にもよりますが、武道は体育の授業として行われるものであり、すでに履修している学校も多いことから、体育の先生が必要に応じ、県の講習などを利用したり、各自で学習したりしつつ、指導者としての技術を高めていくようになっておられると思っております。また、改訂される学習指導要領の内容を吟味し、各学校がその目標や内容について、指導の工夫が行われるよう指導・助言するとともに、施設面での条件整備を図ってまいりたいと考えております。

次の質問であります。大久保議員がご指摘の内容につきましては、学校教育のみならず、家庭や地域を含め、社会全体で取り組んでいかなければならない内容と認識しておりますが、ここでは学校教育に限定して説明させていただきます。

学校では、以前から特別活動や道徳の時間に福祉教育に関わる学習をしてまいりました。平成14年の学習指導要領改訂から、総合的な学習の時間の新設に伴い、福祉などの横断的・総合的な課題について、体験活動を中心にして探求的に学習していくように例示されているところであります。また、学校教育ビジョンにおきましても、社会に目を向け、学びを深める教育の中に福祉教育の展開を謳っているところあります。

本市におきましては、すべての小中学校で、福祉をテーマに掲げた学習活動を展開しており、

その一例を挙げてみますと、11月19日には、境川小学校において、関東運輸局山梨運輸支局と笛吹市社会福祉協議会の協力をいただき、車椅子でのバスやタクシーの乗降を行い、視覚障がい者や車椅子利用者の疑似体験を行っております。その他、アイマスクをして歩く体験、手話の実技、障がいを持った方や福祉に携わっている方の福祉講話、福祉センターの訪問等が今、行われています。これら様々な体験活動を通して、障がいを持った方を理解するとともに、社会に目を向ける探究活動を展開しております。

いずれにいたしましても、冒頭申し上げましたように、総合的な学習の時間や道徳のみならず、学校教育全体や家庭教育、社会教育等あらゆる機会や場を通して、すべての人が共に生きていく心を育てていくことが大切だと考えています。

次の質問であります。小学校の教育課程では、6年の社会科において、国民としての権利および義務の中で、納税の義務を扱うことになっております。中学校においては、社会科の公民分野において、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させることとなっております。しかし、学習指導要領に示されている内容と年間授業時数の確保との関係において、租税に関わる学習時間は、そんなに多くとることができないのが現状でございます。

そのような状況の中でありましても、本市においてはここ数年、山梨税務署管内で組織しています峡東地区租税教育推進協議会の事業の中で、税務署の職員の方や市の税務課の職員の方が講師となって、税金教室を開催しております。今年度は9校が、笛吹市では実施を予定しておりますし、すでに実施しているところもございます。

いずれにしましても、今の税制は、収入を持たない子どもたちも消費税を負担しているのが現状であり、その意味では子どもたちにとって、税は身近なことでもあります。今後におきましても、峡東地区租税教育推進協議会等の事業を取り入れ、啓発活動に努めていきたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

大久保俊雄君。

○16番議員（大久保俊雄君）

新政権の今後の方向性ということは、市長のほうからも市長会をもとにして、またいろいろ国とか新政権に提言をし続けるというお答えをいただきましたので、また、これからも刻々と変わる状況を見ながら、われわれ、一番近くの地方自治体の立場で提言をお願いしたいという中で、ちょっと財政面に関して、2点お伺いしますけれども、まず1点は当然、新政権の予算の整合性が前提であるということで、これは笛吹市も自主財源の取り組みは急務と、今、お答えにもありましたけれども、平成17年、合併した直後から5年間の第1次の行財政改革大綱というものを策定しまして、今年度で終わるんでしょうかね。また、来年度からは第2次ということで、るる、その自主財源の行財政効果を取り進む中の1次改革大綱、その1次の部分が、どの部分が目標を達成されたのか、細かい数値は結構ですから、総論的な部分で、どういう部分が達成され、どういう部分が第2次以降、問題として残っているのかということと、当然、第2次、第1次を受けて、まだ第2次、中長期的な財政を考える上での第2次計画の進捗状況というものも、ちょっとお伺いしたいのが1点。

もう1件は、やはり新政権の予算の整合性ということで、本市の場合には予算編成の骨格として、枠配分方式がとられているわけですし、その趣旨が部局単位で創意工夫を図り、新たな視点で事業を構築するものであると。そういう大きい前提がある中で、新年度予算、単に、例えば担当部局、マイナス何%と、一律マイナスシーリングではなくて、ともすれば、やはり部局横断的な施策配分というの、これからは、すべてではないにしろ、ある部分、そういった部分も必要ではないかなと思うわけですが、道路財源とか、そういうものも少なくなれば、そういったものをまた、基幹産業の振興ですとか、観光振興、農業振興ということにもウエイトの置き方も変わってこようかなという部分があるんですけども、部局横断的な施策配分の重要性が必要とされる中で、そういった取り組みがなされる、必要だなという部分があるんですけども、そこらへんは単に枠配分、一律のマイナスシーリングではない中での施策配分をちょっとお伺いしたいと思います。

あと2問目の青少年の教育ということですが、当然、笛吹市も今度は来年、4月から笛吹高校ということで、たしかに高校の教育内容は県教委でありますけれども、そもそもが地域の子どものさんは地域の学校へ行こうということで、3分の2が今、流出している現状を見る中で、やはり特化といいますか、どこを切っても金太郎的な教育ではなくて、当然、父兄だとか、子どもさんにすれば、教育カリキュラムだとか、進学率で学校を選ぶ方もいるのかなと思うんですけども、やはりスポーツ面でも、これからやはり、単に偏差値主義ではなくて、スポーツの実績も重視される中で、高校とたしかに中学校では、連携は別のものだといえば、それまでなんですけれども、やはりせつかくの体協というものもありますので、連携して、指導員の派遣やその部分の教育への予算組み込みというものも必要になるかと思えますけども、そこらへんの将来的な展開をお伺いするのが1つということと、とかく障がい者という言葉が耳障りには耳障りですし、障害の「害」を平仮名にして全国的に使っているわけですが、障害の障だって、ともすれば差し障るという意味ですから、もうちょっと言葉を、笛吹市発の、障がい者の使い方ではないけども、例えば海外なんかへ行けば、これはハンディキャップに「e d」をつけてハンディキャップドというので、これで障がい者を全部、高齢者とか、ハンディをお持ちの方という使い方をしていくわけですし、ぜひ、ここらへんも独自にできるのであれば、例えばハンディキャッパーとか、ノンバリアとか、そこらへんの言葉の使い方もちょうと考えていかないと、どうも「害」を平仮名にすればいいということは懸念されるところであります、そこらへんもまた、考えてほしいなという部分、言葉の使い方ですよね。根本的な。

ということと、あと租税教育も、今、話をしましたように、市のほうも職員を派遣したり、単に徴収だけでなく、啓発ということもあるし、租税教育でなくても、例えば薬物乱用防止なんかも、この民間団体にしろ、そういったものも活用する中で、いろんな角度を検討されるわけですが、徴収だけでなく啓発ですか、市の職員が出前講座ではないですけども、担当部局が簡単に話をすれば、また行政と子どもですか、若い世代の教育ができるのではないかと思いますけども、啓発活動の重要性というものを、ちょっとお伺いしたいんですけど。

以上、お伺いします。

○議長（上野稔君）

最初の答弁を、池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

大久保議員の再質問のうち行政改革に関連いたします、お答えをいたします。

第1次行政改革大綱につきましては、実施計画と集中改革プラン、2通りございました。計画そのものは当21年度までとなっております。現在、行政改革大綱、実施計画および集中改革プランにつきましては、検証中でございます。その中で集中改革プランにつきましては、定員適正化にあたる部分につきましては、目標以上の達成率となっております。それから外部委託制度、いわゆる公共施設の効果的な活用方法の中で、アウトソーシングを考えておりますけれども、指定管理者制度、これも目標値に近い実績になりつつあります。ただし、収納率の向上対策につきましては、これは目標達成できないというような見込みをしております。

続きまして、実施計画につきましては、おおむね8割方、達成いたしておるところでございます。いずれにいたしましても、今、検証中でございますので、検証が終わり次第、公表してまいりたいというふうに考えております。

それから現在、第2次行政改革大綱の策定に取り組んでおりますけれども、以下、述べます3つのことを集中改革プランといたしまして、重点的に取り組んでいきたいと。1点目が収納率の向上、2点目が引き続き職員適正化管理、3点目が特別会計の健全化でございます。大綱にも、この3つを柱に重点的に取り組むべき、内容のものを策定していきたいというふうに考えております。

現在のところ、行政改革対策本部、7回ほど実施いたしました。さらに市民も交えた行政改革推進委員会、6回ほど実施いたしました。あと来年1月、2月に集中的に開催いたしまして、大綱案を策定し、そのあとパブリックコメントに図りまして、3月には策定していくというスケジュールになっておりますので、よろしくお願いたします。

それから枠配分子算、新年度の予算編成の中で、一律な部局枠、配分率をもとに予算編成をするべきではないかというお話でございますけれども、現在、部局枠、配分子算から施策型枠配分子算に移行しようという取り組みを行っております。国の事業仕分けもそうでございますけれども、本市におきましては、市長答弁の中で、事務事業マネジメントシートに基づきまして、事務事業の目的と指標を設定いたします。それに基づきまして、目的、妥当性でございますね。必要なか、不必要なのか。それから有効性、有効なのかどうか。それから効率性、費用対効果はどうなのか。それから公平性、これは行政がやるべきなのか。あるいは民間がやるべきなのか。行政がやる中で、国がやるべきなのか、市町村がやるべきなのか、県がやるべきなのかというようなマネジメントシートに基づきまして、評価を行っております。

この事務事業マネジメントシートに関連いたしまして、各総合計画の28の施策が設けられておりますけれども、その一つひとつにつきましては、やっぱり施策、マネジメントシートというものをつくりまして、評価を行っております。その施策評価をする中で、前年度までの実績、それから進捗率、それからアウトカムの状況を総合的に評価して、いわゆる翌年度はどこに力を入れていこうかと。どの施策に力を入れていったらいいのかという、そのへんをある意味で明確にしながら、施策枠に基づいた予算配分を行っていくと。近い将来は、施策枠配分子算型の予算編成になるだろうというふうに、私どもは考えております。そんなふうな取り組みを行っているということで、ご理解をぜひお願いしたいと思っております。

以上、私からの答弁を終わります。

○議長（上野稔君）

荻野市長。

○市長（荻野正直君）

笛吹高校についてのご質問でございますけども、笛吹高校につきましては、笛吹市唯一の高校でございます。現在、園芸高校、石和高校があるわけでありまして、過日の園芸高校の同窓会に参加させていただいて、そこでもこんなお話をさせていただきました。これからできる笛吹高校、笛吹市には1つしかない高校だと。この高校をいかに特色ある高校につくりあげていくか。これは公立高校でありますけども、やはり地元の高校であるというふうな点から、行政でもしっかり応援をしていきたいと、こういうお話と、それからもう1つは、園芸高校の同窓会、石和高校の同窓会等と連携を組んで、学校の応援体制をどうしていくかというふうなお話と、それからもう1つはいわゆる伝統ある高校を平均して見てみますと、非常に同窓会がきっちりしていると。そういう面からも両同窓会が一緒になって、笛吹高校の同窓会として、これからも活躍していただきたいと、こういうふうなお話をさせていただきました。なおかつ、現在、石和高校には石和高校後援会というのがございます。これは実は、私、会長をさせていただいております、できれば両同窓会とお話をする中で、さらに、この組織も強固なものにし、市民の皆さんから若干でも応援をいただいて、そしてクラブ活動、あるいは課外活動等に積極的に活用していただくような、そういうことができればなということも検討をさせていただいております。

いずれにしても、新しく出る高校、これは本当に市民みんなで考えていくことが一番ベターではないかと、こういうふうに思います。どうぞ、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に障がい者というふうな、いわゆる障害の「害」を平仮名にしてあるというふうな、いわゆる配慮でございますけども、これにつきましては、それぞれの障がいを持つ方、あるいはハンディを持つ方に対する言葉づかいというのは、例えば女性に対してもそうですね。女という言い方と、女性という言い方と、いろんな言い方がございますけども、やはり、それぞれの人格をどう尊重しながら、言葉を使っていくかということが非常に大切だというふうに思います。ぜひ、そういった面につきましても、皆さん方からも、議員さんからもご提案をいただきながら、私どももそういった面で配慮はさせていただいておりますけども、まだまだ足りない部分がございます。ぜひとも、そういう方向で進んでいきたいなというふうに思います。

また租税教育でございますけども、先ほど教育長がお答えを申し上げましたけども、いわゆる先進事例、先進地の事例等々、さらに勉強する中で、特に笛吹市、先ほど部長のほうからも経営政策部長のほうからもお話をさせていただきましたように、収納率が非常に悪いというようなことも考えますと、やはり租税教育ということについて、しっかり、市としてもPR活動をしていきたいと、かように考えております。よろしくお願いたします。

○議長（上野稔君）

山田教育長。

○教育長（山田武人君）

今、学校教育は大久保議員がおっしゃいましたように、学校だけでやっていくということは、なかなか困難なことになっております。地域の力、あらゆる機関の力、またそれぞれの力を持った方たちのお力を借りながら、やはり学校が成り立っているということで、今、学校の校長たちもそういう意味で頑張っておるところでございますけれども、学校には教育課程がありまして、1年間の予定が全部立てられまして、それに基づいて、日々の学習が行われているわけで

ございます。そういう中で、例えば先ほどの税金の問題だとか、いろいろな問題で、やはり、このものについては、こういう力をお借りしようという中で、やはり学校のほうから、それぞれの機関へお願いしてきていただくというようなシステムになっております。すべてが非常にいいことですが、そのすべてを全部取り組むということは、なかなか、これは大変だし、本来の教育課程が損なわれることにもなると思います。

1つの例で薬物乱用のことがありましたけども、これはすでに各中学校では警察の方とか、民間の方とか、一般の方等で、それに造詣の深い方に来ていただいて、その講演会等を開いております。

それから、もう1つは先ほどの高校との連携ということもございましたけども、今、私どもが考えている、笛吹高校ができて、一番大きな狙いというか、なんとかそこをやりたいなと思っているのは保幼小中高の連携というようなことを、なんとかきちんとした形の中で推進していきたいと。すでに、その会を1回開きましたけども、そんなことの中で高校との連携もさらに深めていきたいと思っております。

さらに地域の人材を活用するというので、小学校でいきいき人材活用事業というのがありまして、例えば合唱の指導なんかには、地域の合唱の得意な方に来ていただいて指導をしていただいているとか、あるいは中学校の部活の問題につきましても、外部講師の招聘というような制度もございますので、例えば中学校の先生すべてが、その部に対して精通しているとは限りませんので、地域でそれに精通している方に来ていただいてコーチをしていただく、そんな制度も活用しております。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

再々質問はありますか。

（なし）

以上で、大久保俊雄君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

23番、前島敏彦君。

○23番議員（前島敏彦君）

大久保議員の、1問目の質問の関連質問をさせていただきたいと思っております。

先ほどからいろいろと、国の行政刷新会議の中で事業仕分けということで、特に道路の問題でございますけども、道路整備、また農道整備等は大変、大きくカットされるという予想でございます。今、地域のいろんな要望整備には、国からの交付税が55%というようなことで、今、現状、多くの事業が行われておるわけでございますけども、それを市の占める割合も大きいわけでございますけども、そんな中で先般ですか、東山梨の環状道路、北部区間については凍結だというようなことでございますけども、東部区間はどういうふうな状況にあるのか。また笛吹の東詰ですとか、大きな事業が行われておりますけども、この笛吹、東詰、また塩田・金沢線、そして第二農免等も大きな事業ではないかと思っておりますけども、今、騒がれております八ツ場ダムではないですけども、そんなような状態になっては困るというような話も多く聞いております。

先ほど、市長の答弁の中で農道整備等もいろいろ、廃止ということでございますが、現状、今、行われている事業が果たして完成するのかなというような、懸念した声も聞かれるわけでござ

ございますけども、そのへん、もしお分かりになりましたら、建設部長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（上野稔君）

答弁を、岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

ただいまの道路事業関係にかかる関連質問でございますが、今、議員のご質問のありました新山梨環状道路等々の関係でございますが、当然、国・県のプロジェクトでございますから、また具体的な中身につきましては、ちょっと私のほう、情報は確認をしておりますが、新山梨環状につきましては、現在、環境アセスの最中でございます。環境アセスの方針が出れば、行く末、また中心線等の提供といえますか、情報等につきましては、近い将来、そういう方向性になってくるだろうと。ただ、その国家的予算の中で、国県道等の動きが今後どういうふうになってくるかということにつきましては、私ども市の立場でございますので、そのへんにつきましては、今、マスコミ等から受けている情報の範ちゅうの中身しか、私どもはちょっと理解できないということで、国県道に関するご質問につきましては、そんな点でご理解をいただきたいと思っております。

それから私どもが直接、所管しております市道関係の事案でございますが、今、平成22年度の当初予算につきまして、鋭意、予算書のほうを編成作業中の関係でございますが、私ども実は年度当初におきまして、平成22年度におきましては、建設部といたしましてはおおむね9事業を国庫補助事業ということで、想定をしておりました。当然、政権が変わりまして、道路関係事業費等の補助率等の動き等につきましても、県等の指導をいただく中で、ことの推移を今まで情報収集をしてきたわけでございますが、具体的に申し上げますと、従来の地方道路整備臨時交付金、現在は地域活力基盤創造交付金事業という名称になっているわけですが、これにつきまして、従来想定しておりました8事業のうちの4事業を同事業で推進をしていく方向で、現在、県とヒアリング調整に入っております。

したがって、簡単に申し上げますと、8つのうちの4つの見通しが立ったんですが、残る4つについては、補助事業率として、非常に難しいのが出てくるというふうな、時点の情報をいただいた事項で、実は同じ国土交通省の中に道整備交付金事業ということで、これにつきましては定率補助でございますが、補助率が5%落ちます。50%補助ということになります。その中で地域活力基盤創造交付金のほうで、採択が困難だろうと思われまます市道御坂950号線、それから市道石和8号線、それから砂原橋、それから橋梁の長寿命化計画、15メートル橋以上でございますが、この4事業につきまして、道整備交付金のほうに切り替えるという方向で、すでに県の道路整備課を介して、国土交通省との調整に入っております。

あと、先ほど市長の答弁にありましたとおり、石和温泉駅周辺整備に関わる事業につきましては、まちづくり交付金ということで予定しているわけですが、今、マスコミ等の情報の中から、まちづくり交付金事業につきましては、地方に移譲されるというような方向が、今、周知等されているわけですが、これが財源の伴った移譲になってくるのか、財源がどんなふうになってくるのか、これはちょっと、まだ、今のところ不明確でございます。

そうは言いますが、私ども22年度に当初どおり予定しておりました9事業のプロジェクトにつきましては、育成地域活力基盤創造交付金で4プロジェクト、それから道づくり交付金で4プロジェクト、それから石和温泉駅周辺整備につきましては、まちづくり交付金事業で

22年度採択を受けて、事業を実施していくという方向の中で、今日現在、県とヒアリング調整を継続して進めておりますので、これから先、流動的な要素があるのは事実でございますが、現時点では笛吹市、私ども建設部のほうで所管いたします来年度の国庫補助事業につきましては、現時点ではなんとか順調に推移していきだろうというふうな見通しを持ってございます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

再質問はありますか。

（なし）

ほかに関連質問はありますか。

志村議員。

○2番議員（志村直毅君）

私のほうからも関連質問を、簡単にさせていただきたいと思います。

平成22年度の予算編成に着手をされておられるということで、地方財政計画が確定するまでは、まだ変動要因もあるということなのかなというふうに受け止めております。財政の原則というのは、入りをはかりて出づるを制すると、こういうことだと思っておりますので、枠配分予算というような編成の中で準備を進めておられるかと思えますけれども、希望的な思いとしては、いずれ施策別枠配分予算へと進化をしていってほしいなと思っております。

そういう中で、一般財源の総額を予測として見込んだ中で、部局別の枠配分予算ということでございますけれども、本市の性質別の歳出の傾向といたしましては、物件費等、繰出金が多いというようなことだというふうに理解しております。そういう中で人件費、扶助費、一部事務組合負担金、公債費などの経常経費を除外した部分、配分をするというような説明も先般、受けました。そういう中で、正職員も退職になる方もいらっしゃるんですけども、そのあとを臨時職員で補充される部分、この点については、人数がどのくらいかということも、もし現時点で予測しているものがあれば、教えていただきたいんですけども。お願いします。

○議長（上野稔君）

梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

臨時職員の関係であります。今年度、退職予定者が14名を予定しておりまして、採用は14名でありまして、14名欠員になるわけですが、その分の臨時職員の採用は考えておりません。

以上であります。

すみません、訂正させていただきますが、退職者は28名で、採用が14名です。訂正をお願いします。

○議長（上野稔君）

以上で、関連質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時27分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

21番、川村恵子君。

○21番議員（川村恵子君）

公明党の川村恵子です。通告に従いまして、2点質問します。

まずはじめに、介護保険における受領委任払い制度の導入について伺います。

現在、笛吹市では65歳以上の高齢者人口が23%に達し、約7人に1人が介護認定を受け、8人に1人が介護サービスを利用しております。今後、さらに高齢化に向けて介護が必要となる高齢者の増加が見込まれます。笛吹市においては居宅サービス事業のうち、介護保険で要支援、要介護と認定された人の暮らしと安全を守るため、福祉用具購入、入浴時または排泄時に使用する用具、住宅改修、手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な住宅改修についての費用は利用者が最初に全額支払い、あとから9割が戻ってくる償還払いとなっております。

年金生活者が大半である高齢者、また経済的な余裕のない人にとって、大きな負担となっております。当初から費用の1割を支払うだけでよい、受領委任払い制度を導入している自治体が増えておりますが、本市のお考えをお聞かせください。

次に、ヒブワクチンの助成制度の導入について伺います。

いまだ国民の間では、よく知られていないヒブワクチンは、国内で販売・供給開始されたのは昨年12月からです。しかし、世界ではすでに100カ国以上で予防接種が行われ、90カ国以上で、国の定期予防接種が位置づけられております。

ヒブとは、インフルエンザ菌B型のことであり、乳幼児に重い細菌性髄膜炎などを発症し、国内では年間1千人の子どもたちが感染し、発症した子どもたちの25%に知的障害や聴覚障害などの後遺症が残り、なんと5%が死亡する深刻な病気です。発症年齢は生後3カ月から5歳ぐらいまでと多く、また細菌性髄膜炎は早期診断が困難であることや発症後の治療には限界があることなど、かからないよう予防する対策が必要となっております。乳幼児期にヒブワクチンを接種することで、効果的に予防することが可能であります。

しかし今現在、任意接種なので、1回当たり7千円から8千円で、4回接種が必要です。合計、なんと3万円と高額のため、接種しにくい現状でもあります。そのため、すでに一部の自治体では助成制度が始まっておりますが、本市のお考えをお聞かせください。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目、2問目とも答弁を、中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

川村恵子議員のご質問、介護保険について、お答えいたします。

介護保険制度における福祉用具購入および住宅改修につきましては、住み慣れた居宅で個々の能力に応じ自立した日常生活を送れるよう、心身の状況や環境等をふまえ、適切な日常生活上の便宜を図り、利用者の生活機能の維持改善を図るため、給付されるものであります。

福祉用具の購入は入浴補助用具など5種類の購入、住宅改修は手すりの取り付けなどが対象となります。福祉用具の購入の限度額は年間10万円、住宅改修については年間20万円と定められており、それぞれ利用者がいったん全額を支払って、その後、自己負担の1割を除いた

9割を市が償還払いをしております。

本市の平成20年度の実績によりますと、福祉用具の購入については214件で、549万8千円。1件平均2万7千円となっており、住宅改修については139件で、1,275万6千円、1件平均9万2千円の利用がされております。

受領委任払いの県内の実施状況ですが、甲府市、中央市、韮崎市が低所得者等に対して受領委任払いを実施しております。甲府市の年間の利用状況は、福祉用具の購入が8件で、全体の1.5%。住宅改修については10件で全体の1.4%で、中央市と韮崎市の利用実績は、ほとんどないとのこと。県内のその他の市では実施しておりません。

現在のところ、窓口には受領委任払いについてのお問い合わせや相談等はございませんが、今後のほかの自治体の動向や利用者の要望などを参考に、実施する際の事業者登録制度の採用および、その選定方法等、解決しなければならない問題点等クリアする中で、実施につきまして多方面から検討してまいりたいと考えております。

次にヒブワクチンについて、お答えします。

ヒブとは細菌性髄膜炎の原因菌のことで、この原因菌が脳のまわりの髄膜に入って髄膜と脳に炎症を起こす病気です。このヒブを原因とする細菌性髄膜炎の予防のためのワクチンがヒブワクチンであります。このヒブワクチンについては、日本では昨年12月に認可発売されたところであります。

ヒブワクチンの接種時期は、生後2カ月から6カ月の乳児では、3週から8週間隔で3回、さらに1年後に1回の計4回の接種となります。生後7カ月から11カ月の乳児では、3週から8週間隔で2回、さらに1年後に1回の計3回の接種となります。また、1歳から4歳までは1回の接種で済み、成長により回数異なります。1回当たりの接種費用は、7千円から9千円と医療機関により差があります。笛吹市においては、予防接種法に定められた定期予防接種については、その費用の全部または一部を市で負担しております。

ご質問いただきました、ヒブワクチンの接種費用の助成についてですが、現在、国の定期予防接種にはなっておらず、また品薄状態が続いていることもあって、県内の市町村で助成しているところはありません。今後、定期の予防接種として位置づけられるなど、国の動向を注視していきたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

川村恵子君。

○21番議員（川村恵子君）

何点か、再質問させていただきます。

まずはじめに、介護保険に関する再質問ですけれども、私も以前に介護の研修を受けた際に、高齢者がいかに日々の生活が大変であるかということを経験しました。それは両手足に重しを付けて、背中に重りを付けて、そして本当に分厚い曇っためがねをして、両手に手袋をした状態の中で、そういう状態の中が高齢者が日々生活をしている実態だということ、階段を上り下りしたり、電話ひとつかけるのも困難でしたし、牛乳パックのストローを取る袋も大変でしたし、そのストローをパックに押し込むことも大変でしたし、そういう大変な中で高齢者の方が生活しているという中で、ましては要支援、要介護を受けた方々は、本当に大変な中の日々

の生活の中だと思えます。私のほうには、先ほど当局のほうはそういう問い合わせはなかったというふうに言いますが、償還払いということで、最初、全額を払うということで、本当に手すりを一部だけしかできなかったとか、本当はここもやりたかったという意見も聞いておりますので、ぜひ、その点は改善していただきたいということと、これは別に予算が必要ではありませんし、本当に皆さんの、当局のご努力とご理解と、ほんの少しのやさしきで実現できることではないかなというふうに思います。

ヒブワクチンのほうですけれども、ヒブワクチンに関しては、本当に任意接種ということで、なかなか定期的にはならないということなのですが、そういうことを、いかにヒブワクチンをするのが、子どもたちの命を救うということで大切かということもいわれておりますので、ぜひ、そのへんの有効性について意識啓発を行い、普及促進するように情報を提供していただいたり、広報・ホームページで強く、そういった感じで宣伝していただければ、若いお母さん方に行き届くのではないかなというふうに思いますので、そのことをどういうふうにお考えか、お聞かせください。

ヒブワクチンの接種は、去年の12月から開始されましたけれども、笛吹市の乳幼児のお子さんがどれだけ接種が受けられているか。また直接、担当課に助成の要望がなかったか、その何点かについて、再質問をよろしく申し上げます。

○議長（上野稔君）

中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

川村議員の再質問でございますが、まず介護保険の受領委任払いの関係ですが、要介護状態になりましても住宅改修等を行うことによりまして、住み慣れた自宅で、安心して自立した日常生活が送れるようなことになろうかと思えます。

まず受領委任払いの導入につきましては、適正な利用が図られるよう体制整備、対象者の範囲、さらに事業者への対応等を検討させていただきまして、なるべく早く、具体的には来年度中くらいには導入できるように、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、次のヒブワクチンの関係ですが、ヒブワクチンにつきましては、ただいまも答弁を申し上げましたように、市で直接関わっていない現状でございますので、予診表の配布などがございませんので、現在では接種の把握は難しい状況でございます。現在、どの程度の需要があるのかというふうなことは、アンケート調査でもしない限り、ちょっとつかめていない状況でございます。

そんな中で、本年に入りまして、乳幼児健診の折に数件のお尋ねはいただいております。また、市長への手紙の中で、2件ほどの要望も入っております。さらに、そういった状況もございますので、ただいまご質問がございましたような、この接種の啓発、PRにつきましても、今後、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

再々質問はありますか。

川村恵子君。

○21番議員（川村恵子君）

前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

そのヒブワクチンの件なんですけど、今、個人的に若いお母さん方が子どもさんを連れて、小児科のほうにワクチンの接種を行っているようなんですが、予約ということで、すぐには受けない状況であるということは、その反対を裏返せば、いかにやっぱりお母さんたちが、このヒブワクチンに対しての危機感、関心を持っているというふうにとられますので、ぜひ、情報を提供していただき、また早めな助成をしていただきたいということについて、もう一度お願いします。

それから、よく今、少子化問題が大きく取り上げられていますけども、それ以上に、やっぱり大切なことは生まれてきた子どもたちが、病気や無駄に命を落とす、健康を損なわないようにすることが、私たちの責任ではないかなというふうに思っておりますので、さらに部長の前向きな答弁を伺って、質問を終わります。

○議長（上野稔君）

中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

では再々質問につきましては、これから乳児検診等がございますので、そういった機会を捉えて、できるだけ状況の把握に努めてまいりたいというふうに思っております。その上で、状況を把握した上で、またPR等、啓発運動等につきましても、検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（上野稔君）

以上で、川村恵子君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（ な し ）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

8番、亀山和子君。

○8番議員（亀山和子君）

通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず、生活保護について伺います。

失業や倒産や派遣切り等による貧困の問題が大きな社会問題になる中で、生活保護を申請する人が大幅に増えております。笛吹市でも相談件数は対前年度比で70%の増、申請件数でも23%の増となっております。貧困がますます広がりつつあることを裏付けております。生活保護は誰でも申請できて、要件に合っている場合は無差別、平等に受けることができる制度であります。

さて、生活保護法24条では申請を受けてから14日以内に申請者に対して、書面で通知するよう定めております。そして25条では、要保護者が急迫した状況にあるときは、速やかに職権を持って保護を開始するよう定めております。さらに2008年の3月8日付けの生活保護関係全国係長会議の通知では、申請者の手持ち金が限られているなど、急迫した状況にあるときは、迅速な保護の決定を求めているところであります。

しかしながら、笛吹市の現状を見ますと、なかなか速やかな対応、14日以内の保護決定など、なされていないのが現状ではないでしょうか。手持ち金のない場合でも、14日以内どころか30日近くも時間がかかってしまうケースが、ほとんどであります。また、さらに保護決

定日から1週間から10日も経過して、ようやく本人に通知するケースなども見られました。相談や申請に行く人といいますのは、ぎりぎりまで頑張って、手持ち金が1千数百円とか、数百円ぐらいになって、ようやく相談に訪れる人がほとんどであります。こうした市民に対して、厳しく対応するだけではなく、迅速かつ温かい対応を望むものですが、答弁を求めます。また、手持ち金のない相談者に対しては、法外援護費の速やかな対応も求めたいと思います。

次に車の保有や家屋の保有について、伺います。

生活保護は先ほども申しましたけども、誰でも申請できる制度であり、またすべての資産や預貯金を処分しないと受けられないという制度でもありません。誰もが認めるような高級車ならいざ知らず、車の保有については、例えば失業状態にある人が求職活動に必要な場合は保有・使用を認めておりますし、就労中の方については公共の交通手段の利用が著しく困難な場合とか、早朝・深夜勤務の場合なども保有を認めておりますし、さらに営業用については、より広く保有が認められております。

また、家屋の保有についても居住している家屋については、処分価値が利用価値に比べて、著しく大きいと認められる場合を除いて、保有を認めるといっているところであります。資産の活用というのは、とにかく処分することばかりではありません。例えば家屋についていえば、住むということも資産の活用の1つであります。

厚生労働省の告知とか事務次官通知とか、援護局長通知などに基づいて、適正な対応をすることを求めたいと思います。

次に申請を却下された、ある事例について伺います。

去る11月10日の夜、市内に住んでいる男性が大量の風邪薬と大量の鎮痛剤と、そのほかの大量の薬を飲んで自殺しようとして、救急車で搬送されました。この男性は10月6日に生活保護を申請したものの、11月4日に保護を却下された方です。これまでずっと派遣などで働いてきましたけども、派遣切りで職を失い、長い間、求職活動をしたものの、なかなか職を得ることができずに、やむにやまれず、手持ち金およそ1千数百円ほどになって生活保護を申請いたしました。

職が見つかるまで生活保護を受けるほかに、この方については命をつなぐ道はなかったと思われそうですが、最後の命綱の生活保護からも見放されて、生きていく見通しを失って、大量の薬を飲んでしまったということでありました。私の知る限り、このような事例は初めてのことであります。この事例について言えば、自立を目指して求職活動を続けていくためにも、早急に生活保護を適用すべき事例ではなかったでしょうか。救急車で運ばされた先の病院の医療ソーシャルワーカーからの連絡を受けて、市の生保担当者が男性に会い、翌日11月11日からの保護の適用を決定したということでもあります。しかし、11月4日に却下になっていなければ、大量の薬を飲んで救急車で運ばれるような事態には、ならなかったはずであります。そこで伺います。

却下したことについて、適正な判断だったといえるのか。却下したことと自殺をはかったこととの因果関係をどのように考えるのか。今後、このようなことを引き起こさないための対策について、伺います。

次に学校給食について、伺います。

最初に石和中学校の調理場の新改築について、伺います。

石和中学校は現在、779食を正規職員2人、臨時職員6人、計8人の調理員で調理してお

りまして、その調理場はおよそ190平方メートルと、とても狭いところで、お仕事をしております。施設整備も不備なままで、調理員の皆さんには大変な苦勞が強いられているところでもあります。また、耐震もされておられません。市内の自校方式の給食場がいくつかありますけども、市内のこの給食調理場の中で働く現場が最も厳しいというのが、石和中学校の調理場ではないかというふうに考えております。調理員さんに苦勞と犠牲を強いるのではなく、早急な新・改築を求めたいと思います。

さらに調理員さんの雇用、改善について、伺います。

この4月から臨時調理員さんの日給が若干上がるという改善が図られましたけども、しかし調理員さんの本質的な要望といいますのは、臨時ではなく、正規の職員として働きたいということでもあります。厳しい労働現場だからこそ、同じ仕事をしていながら、雇用形態だけ違うというのは、到底、誰が見ても納得のいくものではありません。

さて、教育長や次長さんにお願ひしますけども、夏場、脱水状態になって救急車で運ばれるほどの厳しい労働現場を、ぜひとも臨時調理員として、何日か体験なさってはいかがでしょうか。ぜひとも正職員化を求めたいと思います。

最後に一宮共同調理場について、伺います。

私たち日本共産党は、学校給食は自校方式がベストと考えておりましたけども、しかし共同調理場という方向で、建設が進むことになりました。そこで運営については、ぜひとも直営で行うことを求めて、一般質問を終わります。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を、中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

亀山和子議員の一般質問にお答えいたします。

昨年秋以降の長引く不況や雇用情勢の急激な悪化を背景に、全国的に生活保護申請が急増し、本市でも、本年1月からこれまで、保護相談件数が前年同期に比べ105件増え、前年比70%の増となっており、10月末現在の保護世帯数は388世帯、保護人員475人となっております。受給者の増加は、雇用の改善などの期待ができなければ、今後しばらくはこの傾向が続くものと思われまます。

さて、最初のご質問の保護決定14日以内に努めることにつきましては、これまで機会あるごとにお答えさせていただいておりますが、生活保護法第24条第3項の規定により、申請のあった日から14日以内に、保護の要否を決定することになっております。

保護の決定にあたりましては、綿密な調査の事務とともに、扶養義務者や資産状況の調査・確認などに日数を要することから、短期間での決定処理が困難な場合には、同項のただし書の規定において、その処理を30日間まで延ばすことが可能とされております。しかし、生活にお困りの方は、1日も早い決定を望まれておりますので、電算システムを利用した処理状況の進行管理や相談時の面接相談記録票の活用のほか、特定のケースワーカーに相談・申請が集中しないよう調整を行うなど、課内全体での迅速な事務処理に向け、対応を行っております。

ご質問をいただいた現状の対応の中、全部の調査が終了しないと決定しないというご指摘につきましては、各種の調査、依頼等すべての回答を待っておりますと、法定期日内の処理が不可能となるケースが多いため、すべての調査等の終了を待たずに保護決定を行っております。

今後も定められた期間内に、迅速な対応が行えるよう努めてまいります。

また、手持ち金のない人に対する対応につきましては、各関係機関での貸付事業の紹介、親族等からの一時的な支援要請等の可否のお伺いをしながら、必要に応じた法外援護費での対応をしております。誰からも援助がなく、食事も摂れないなどの申し出があった場合には、今後も必要な援助を行ってまいります。

次に画一的・一律的に車の保有、家屋の保有を認めないような対応はしないことにつきましては、生活保護法を実際に適用する上での具体的な指針であります、生活保護の実施要領に基づき、対応をしております。

まず、自動車につきましては、利用し得る資産として、最低限度の生活の維持のために活用しなければならないことから、原則として保有は認められておりませんが、平成20年度以降の実施要領の改正により、これまで障がい者に限定されておりました要件に加え、保護開始時に失業や傷病により、就労を中断している場合の通勤用自動車の保有や現に通勤・通院用に利用している自動車、あるいは他人名義の自動車の利用については、一定の要件のもと保有、または使用が認められております。具体的には、所有している車の処分価値が小さい場合、公共機関の利用が著しく困難な地域に居住している場合、深夜勤務で通勤に必要な場合などとなっております。

次に家屋につきましては、自動車と同様に利用し得る資産として、最低限度の生活の維持のために活用しなければならないことから、原則として保有は認められておらず、利用が可能な物は売却、あるいは賃貸による収入を確保することとなっております。このため、この資産の売却、あるいは賃貸を行わない場合には保護の要件に欠けることとなり、保護の適用ができないこととなります。しかしながら、資産の有効活用を自ら行うことを前提として、保護を受けることが可能な場合もあるため、状況に応じた対応を随時、させていただいております。

いずれにいたしましても、保護申請者および保護受給者の生活状況、資産状況等を十分に把握した上で、実施要領に基づく適切な対応を今後も進めてまいります。

次に、申請を却下された事例の検証についてであります。保護の要否は、本人が実際に生活困窮の状態にあるか、法に規定されている要件を満たすか否かを検討した上で、保護の受給要件を満たしているかどうかを判断し、決定するものとされております。このことから、申請書受理後の審査に基づき、保護の必要性が認められない場合には、保護決定通知書に保護を要しない理由および決定に不服があるときは、60日以内に県知事に対し審査請求することができる旨を明記した通知書をお渡ししております。

なお、本年度に入りまして、生活保護の受給要件を満たしていないとの判断から、3件の申請に対し却下を行っております。今後も、保護の相談をいただいた方々の生活状況を的確に把握しながら、安心した生活が維持できるよう支援体制を確立してまいりたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を、早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

亀山和子議員の一般質問にお答えいたします。

ご質問の石和中学校給食棟につきましては、昭和49年9月に竣工したものでございまして、平成8年度に耐震診断を実施しております。その診断の結果につきましては、耐震補強改修が

必要とされております。それを受けまして、平成10年度に耐震補強工事の実施設計を行いましたけれども、生徒数の増加に加えまして、給食施設の調理スペース等についても手狭な状況などの課題がございまして、工事の着工に至っておりません。現在、給食施設の一部は教室として使用している状況でございます。教室の不足を解消する事を考慮しながら、今後は安心・安全な給食の供給のために、施設を整備することが必要と考えております。

次に、給食調理員の雇用については、正職員化を求めるがについてでございます。

平成20年6月議会の一般質問で同様の内容のご質問がございました。お答えさせていただきましたとおり、現状では、すべての臨時調理員を正職員化とすることは、限られた定数および財源の中では難しいと考えております。

次に、一宮共同調理場は直営で行うことについてでございます。

一宮共同調理場につきましては、衛生的で快適な作業環境を実現するために、フルドライシステムおよびオール電化方式の採用により、最大の課題でありました厨房内の温度、湿度等のコントロールを容易にし、自然環境にもやさしいセンターを平成22年度完成、平成23年度夏休み明けから、児童生徒に安全・安心な給食の提供ができますよう、取り組んでいるところでございます。

ご質問の直営で行うということでございますけれども、この運営方法につきましては、今後、皆さまのご意見をいただきながら、委員会委託も含めた中、検討していきたいと考えています。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

亀山和子君。

○8番議員（亀山和子君）

まず学校給食について、お伺いします。

石和中学校の調理場の改築・新築のことですけれども、今、施設整備をすることは必要だと考えているというふうな答弁でした。私も視察に行きましたけれども、大変狭くて、通路のところで職員同士がすれ違うことができなくて、カニ歩き状態なんだということもおっしゃっておりまして、大変厳しい環境のもとで働いているなということを感じております。施設の整備をすることが必要ということであれば、見通しについてはどうなのか。このことについて、お伺いしたいと思います。

あと、臨時の調理員の正職員化のことについては、すべての臨時職員を正職員にすることは、今すぐすることは無理だとおっしゃいましたけれども、例えば石和中学校でいえば、25%が正規、あとの残りの75%が臨時なんですよね。市役所の庁舎内で、これほど臨時職員の比率が高いという職場、ほかにはないという気がします。今すぐには無理でも、段階的に正職員化をしていくことについては、どのように考えているのか。この2点について、お伺いしたいと思います。

あと生活保護のことについて、お伺いします。

なかなか適用までに時間がかかってしまうとか、あと、それからなかなか小止みない、対応ができないということをよく聞くわけですけども、やっぱり、その背景には職員の体制の問題があるのではないかなというふうに、私たち考えております。相談件数だけでも、前年度比70%、申請件数20%と大変増えているわけですけども、そういうふうに増えているにもか

かわらず、職員の体制といいますのは、増えるどころか長期の病欠職員の補充もしないままの状況になっているのではないのでしょうか。やっぱり、こうした不備がいろんところでサービス低下につながっているというふうに考えています。ということで、職員の増員を今からでも早急に行うことを求めたいと思いますけども、所見をお伺いいたします。

あと、それから家の保有や自動車の保有のことについては、先ほど部長のほうから答弁がありましたけども、特に家屋の保有のことについては、ちょっとお伺いしたいと思います。

生活保護手帳によりまして、家屋の保有については、認めていると先ほども言いましたけども、誰が考えても豪邸であるとか、それから処分価値が利用価値に対して、著しく大きいという場合を除いて、保有を認めているわけですね。そういうことをやっぱりきちんと対応していただきたいというふうには、思っております。

資産の活用というのと、とにかく処分しなさいということを経、窓口のところで指導されるわけですね。ですから、資産の活用というのは処分という方法もあるし、家に住み続けるということも処分の活用の方法なんだということについては、その第1段階のところ、きちんと相談者や申請者にそういうふうな指導をしていただきたい。今後の方向として、そういうことを求めたいというふうに考えています。そのことについて、答弁をお願いします。

○議長（上野稔君）

最初の答弁を、早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

亀山議員の再質問にお答えいたします。

最初に見通しというふうなお話でございますけども、石和中は今現在、もう教室がいっぱいでございます。そのために、答弁を申し上げましたとおり、給食棟の中に2つの部屋を、いわゆる教室を増設していると、こういうふうな状況でございます。今後は要するに学校の、満杯になった教室と、その給食関係の棟、そのへんの組み合わせと申しますか、今後の両方を合わせた中でのことを考えてやらなければならないと、こういうふうに考えているところでございます。

それから2つ目の質問でございますけども、臨時職員を正職員化として採用しないという中で、議員おっしゃるとおり、今現在、たしかに65%の臨時職員が給食に従事しておるわけでございますけれども、それにつきましては、そういう状況の中ですから、今後、給食の共同調理場化を進める中で、できることとしては何か、安心・安全な給食のためには、やはりプロの方々に、民間に委託するというのもかなり大きい部分を占めるのではないかと、こういうふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

生活保護の関係を、河野福祉事務所長。

○福祉事務所長（河野修君）

それでは亀山議員の再質問でございますが、まず1番目の職員の体制の問題、それから長期病欠の職員がいるにもかかわらず、補充がないというお話でございましたが、部長の答弁でも申し上げましたように、1人のケースワーカーに事務が集中しないように努めておりますし、電算システム等を用いた処理にも努めております。なお、長期病欠の職員の補充につきましては、臨時職員を充てております。

今後、先ほど申し上げましたように、このまま不況が続きますと、相談件数も増えてまいります。また適時、対応してまいりたいと考えております。

次に家屋の保有についてでございますが、答弁でも申し上げました、くどくなりますが、その家屋の処分価値が利用価値に比べまして、著しく大きいと認められるものについては、制度上は保有が認められておりませんが、家屋が生活維持のために活用されて、処分するよりも保有を認めたほうが、その人の生活維持、自立の助長につながるということにつきましては、保有を認めても差し支えないということでございますから、今後はそうした個々の生活状況を勘案しながら、保護の決定につきましては、判断に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再々質問、あと4分あります。

亀山和子君。

○8番議員（亀山和子君）

生保のところの職員の増員のところでありますけれども、私、職員をきちんと増員しなさいということです。臨時職員を1名増やしたということではなくて、臨時職員の勤務時間を若干、延ばしたことで対応しているということだけに過ぎないですね。ですから、きちっと、今からでも遅くはないので、きちっと増員ということを求めたいと思います。

そのことについてと、あと、それから家屋の保有のことについても、ケースワーカーのところに、職員の皆さんについては、こういうふうな対応をしなさいということは、きちっと周知徹底していただきたいというふうに考えておりますので、そこについても早急に答弁を求めたいということと、あと、それから給食調理場のことであります。結局、次長の答弁を聞いておりますと、石和中学校の調理場についても、施設整備が必要だと思うけれども、早急に施設整備するという予定はないということで、それどころか共同調理場化をすることとか、あと、それから民間委託することと、そのようなことで解決したいということの答弁だったというふうに思うんですけれども、そういう解釈でよろしいのでしょうか。学校給食は自校方式とか自営、直営でやるとか、そういうことは今後、考えていないということなんでしょうか。

○議長（上野稔君）

最初の答弁を、河野福祉事務所長。

○福祉事務所長（河野修君）

それでは亀山議員の再々質問につきまして、まず職員の増員をすべしということでございますが、実は先月の末から長期といいますか、病欠でおった職員が職場復帰してまいりました。まだ、今のところは半日勤務でございますが、徐々に慣れていただいて、まもなく一日勤務ということになるかと思っております。とりあえず、まずそういった体制をとっていきたいというふうに思います。

それから家屋の保有について、職員に周知徹底ということでございますが、これにつきましては、先ほど答弁で申し上げたとおりでございますが、私のほうからも職員に対して周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

早川教育次長、手短かに。

○教育次長（早川哲夫君）

いずれも石和の給食の施設は、もう古くなっております。石和北小の調理場も直そうというふうな部分もあったんでございますけども、ちょっと古すぎるという部分で、ちょっと話を前に置いてあるというふうなことで、いずれにいたしましても、共同調理場を進めてきました。残りは石和地区というふうな格好になるわけでございますけども、今後どういうふうな方向でいくか、いろんな方の知恵を伺いながら、安心・安全な給食調理場の施設ができるように考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

以上で、亀山和子君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

7番、渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

生活保護行政に関して、関連質問をいたします。

この間、手持ちのお金が1千円とか、1千円を下回るとか、そういうことで明日の食にも、こと欠くという状況の方がおおぜい相談に行ったと思えます。その相談した方に対して、では今日、ご飯を食べる。明日、ご飯を食べていく。あるいは決定までの間にご飯を食べていくために、どのような生活援護課として指導をして、援助してあげたのか。その点について、お聞きしたいと思います。

そして、それとの関連で急迫した状況にある相談者、この点については職権で、あるいは速やかに決定を下すことができるというふうになっておりますが、その基準というものは、急迫した状況にあるというものの基準は何かということをお伺いしたいと思います。

そして最初の問題とも関わりますが、法外援護費、私が知っているケースでも、ほかからお金を借りればよいというわけですけども、生活保護を申請する方、そんなに簡単にお金を貸してくれるところはどこもありません。そして社会福祉協議会に私もついていったところ、そこでは、まず返済できるかどうか条件だと。生活保護が決定するかどうか分からない人に、なかなか貸すことはできないと、こういう当初の話でございました。そして、そういう中で、私が保証人になって、なんの不足があるかということで、若干、強い言葉も用いたわけですが、そうした中で、やっと5万円のお金が借りられたということのわけです。そうそう、いくつもの5万円といえども、私も保証人になることはできません。こういう状況になっております。

そうした中で、生きてくるのが法外援護費ではないかと思えます。この法外援護費について、私、何回か質問したわけですが、どのような改善がなされたか、利用方法が利用しやすくなったのかどうなのかということと、今年度の実績について伺いたいと思えます。件数、金額、そしてどういう目的に使って下さいというものであったか。これについて、伺いたいと思えます。そして、この適用の基準をどのように考えているかということをお伺いします。

以上です。

○議長（上野稔君）

答弁を、河野福祉事務所長。

○福祉事務所長（河野修君）

まず1点目の窓口で、明日にも食べるものがないというものに対して、どういう対応をしたかということでございますが、まずはどういう状況にあるかということをお聞きいたしまして、先ほど議員さんもおっしゃっていましたが、1つは法外援護費の活用もありますし、また社会福祉協議会の貸付ということもございまして、それが可能である場合には、そちらのほうに行っていただく、あるいは法外援護費の活用を図っていただくというふうな対応で、次の急迫した状況での関係でございますが、急迫というのは生命が危ぶまれる状態にあるというふうに理解しているわけでございますが、今年度はまだございません。昨年度につきましては、2件の活用がございました。

それから法外援護費をなぜ使わないかというようなこともあったかと思えますけれども、法外援護費というのは食事にこと欠く、不況のため、こと欠く状況の方とか、ライフラインの停止などによって、生活の維持が明らかに困難となっている方への援助ということで実施しております。一時的な援助ということでございまして、生活にお困りの方の相談の折、親族からも疎遠であるとか、誰からも援助がないという場合には、今後も適切に支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

すみません、間違いました。法外援護費につきましては、20年度は3名でございます。それから本年度、今のところ1名でございます。

それから急迫した状況で生活保護を適用、職権で適用した件数につきまして、先ほど申し上げた昨年度2件、今年度0件ということでございます。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（上野稔君）

再質問を、渡辺正秀君。

渡辺議員に申し上げます。残り時間は4分です。

○7番議員（渡辺正秀君）

私は事実として、今日、食べるご飯がない、明日、食べるご飯がない、この人に対して、残念ながら、生活援護課はその人が救われる手立て、指導は行っていないということを目の当たりに、いくつか見ているわけです。このへんの、こういうことがないように改善することをお約束いただきたいと思います。

○議長（上野稔君）

河野福祉事務所長。

○福祉事務所長（河野修君）

個々のケースに関係してくると思えますけれども、窓口で適切な対応をするということは、当然、していかなければならないと考えております。

○議長（上野稔君）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

5番、中村正彦君。

○5番議員（中村正彦君）

正鶴会の中村でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告により質問をさせていただきます。

今年是天候不順による農作物への影響も大きく、基幹産業である桃、ブドウの収穫高、価格も激減し、農家にとってはこのところ耐える年が続いております。また新型インフルエンザ、リーマンショックなどによる景気の低迷にしたがい、観光客の減少も目に見えて分かり、果樹と温泉のまちとしては、少なからず打撃を被ったものではないでしょうか。

このような景気低迷にも対応すべく、市当局としましても桃・ブドウ日本一を謳い文句に、より一層、笛吹ブランドの確立を浸透させ、観光客のリピート率日本一を目指し、さらなる知名度アップを期待するものであります。

また、先日、新聞紙上から明るいニュースが飛び込んでまいりました。笛吹市御坂町出身のレミオロメンが紅白歌合戦に見事、初出場を果たしました。御坂中学、石和高校と同級生の3人組が苦勞を乗り越え、歌い手の夢でもある国民的大行事、紅白を決めたことは本当に素晴らしいことだと思います。大晦日には、このふるさと笛吹の美しい緑と山と川を思い浮かべながら、またお世話になった笛吹の人々のやさしさ、温かさを胸に抱き、あの美しい切ない歌声を全国に届けてくれると思います。そんなことを思いながら、質問に入らせていただきます。

はじめに大型施設整備構想と今後の取り組みについて、お伺いいたします。

この件につきましては、前回の一般質問でも取り上げさせていただきました。笛吹市の今後を大きく左右する事業でもあることから、再度、取り上げさせていただきました。私なりに、さらに勉強いたしましたところ、合併特例債につきましては、10年という期限付きではありますが、新市のインフラ整備を進める上でも大変有効な手段であり、住みよい笛吹市の骨格を築くべく、礎となり得る事業ではないかと感じた次第であります。

さらに道路改良事業、農業基盤整備事業、消防施設整備事業等、有効にご活用されてきましたことは、皆さまご承知のことと存じます。今後は合併特例債の趣旨でもあります、速やかに新市の一体感を高めるという文面からも、6つの整備構想の1つであります市民ホールひとつをとってみましても、市民の多くが集い、学ぶという笛吹市としての一体感を生み出す施設として、合併してこそできる多目的機能を有するホールの建設につきましては、必要不可欠な施設であることは間違いないものと感じた次第であります。

私の地元でもあります御坂町の農村センターにつきましても、成人式等の会場として使用してきましたが、老朽化も目立ち始めてきております。これからの子どもたちにしてみましても、笛吹市は旧町村7つではなく、当然、笛吹市は1つであります。1カ所に集い、市の将来を担う成人を市全体として祝福することが望ましい、あるべき姿ではないかと感じた次第でもあります。

ただし、採算等を考えるのであれば、千人規模の市内外からも常に利用していただける施設として、スコレーセンター、桃の里文化ホールなど既存施設の活用方法も含め、付加価値のある施設として、活用方法を一工夫すべきではないかとも考えます。

なお、先般、開催されました市民ミーティングの席上においても、建設的な意見もあれば、否定的な意見も出されたと伺いました。私も会議等で、市民の皆さんとお話をする機会が多々あり、笛吹の耳を傾けました。この問題につきまして、意見を伺ったところ、6つの整備構想についても、それぞれが個々に必要な事業であり、市民にとっては有効な事業であることは承知しておりますが、一番は財政が厳しい時代に、このような大規模整備構想を計画し、後世の人たちが負担を負うことにならないのかという意見が多く聞かれました。

市民の皆さまのご意見はごもつともであり、多目的ホールを含め、6つの整備構想につつま

しては、当然、建設費用もかかり、建設後も維持管理費がかかることは言うまでもありません。このへんにつきまして、市民ミーティングに参加できなかった市民の方も多くいるかと存じますので、市民ミーティングおよびアンケート調査の結果につきまして、ご説明をいただくとともに、再度、合併特例債、本市の将来を見据えた財政状況、また第1次笛吹市総合計画、都市計画マスタープランに基づく笛吹市の未来像に基づき、今後、どのように取り組んでいかれるのか。市民の皆さまにご理解をいただけるような、ご説明をお願いいたします。

次に消防の広域化の現状と課題について、ご質問させていただきます。

最近、新聞紙面でも消防の広域化の記事が取り上げられております。その背景としまして、阪神・淡路大震災、中越地震などの大規模地震の発生はもとより、近年、温暖化の影響ともいわれております大型台風、局地的なゲリラ豪雨等、予想を上回る災害が多々発生しております。このような大災害は、規模が小さい消防本部だけでは、対応すべく許容範囲をはるかに超えているのが実情です。

このような中、国においても災害の大規模化や複雑化、住民ニーズを取り巻く環境の変化に的確に対応できるよう、体制を構築しようという動きが出ており、山梨県においてもこれを受け、山梨県広域化推進計画が作成されておると伺っております。市町村においても消防体制の整備、強化を図るためには、市町村の消防の広域化を推進することが必要とされております。

本県では昭和23年、消防組織法が施行され、自治体消防が発足いたしました。昭和50年4月、県内全市町村の消防常備化が完了し、現在は5広域消防本部および5単独消防本部の計10消防本部があるものと伺っております。本市におきましても、サラリーマン団員の増加による昼間の消防団員不足に伴う、消防活動の負担増はもとより近年、件数が上昇傾向にあります。救急事案の多様化等により、ますます常備消防の重要性が叫ばれてきております。

本市におきましても、厳しい財政状況をふまえ、消防の広域化による行財政改革に取り組む必要があるものと思われまます。しかしながら、一朝有事の際には一分一秒でも早く現場に駆けつけなければならず、現状の消防、救急体制を最低限維持する必要があるものと思われまます。

このような中、常備消防の広域化につきまして、どのあたりまで話が進んでおるのか。また今後の取り組みにつきまして、ご質問させていただきます。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を、荻野市長。

○市長（荻野正直君）

中村正彦議員の一般質問にお答えいたします。

まず、大型施設整備構想にかかる市民ミーティングについてでございます。

芦川町を除いた6町で11月10日から19日までの間、延べ400名の市民の皆さまのご参加をいただき、開催することができました。

ご質問の、市民ミーティングでの反応はということですが、6事業それぞれにご意見をいただきましたが、各地域に係る計画に対しましては、比較的建設に前向きなご意見をいただいたと感じております。反面、6事業すべてにかかる費用は多額であり、今後の市財政状況を見据え、維持・管理費等、将来的な負担の増大を心配されたご意見も同時にいただいたところであります。

次に市の将来財政状況についてでございますが、市では常に5年後10年後を見据えて、財

政計画の策定および修正作業を行っております。景気低迷による市税の伸び悩みや、少子高齢化の進展による医療費等扶助費の負担増と併せ、平成27年度から徐々に減額される地方交付税など、今後の市の財政計画等の大きな課題となっております。さらに合併特例債事業の実施による、公債費の増により、財政健全化指標の数値も上昇するものと予測しております。しかし、ご承知のとおり合併特例債は市町村事業費の約95%が充当でき、後年、その元利償還金の70%が基準財政需要額に参入される有利な起債であります。特例債活用可能期間を過ぎた平成27年度以降に、今回の大型施設整備構想と同規模の施設整備を実施することは、財政上、大変困難であるものと考えております。合併した新市の基盤を確立するために、この特例期間内にできる限り整備していきたいと考えているものであります。

今後、財政規模の縮小に伴い、一般財源の確保がさらに厳しくなることが予測されますが、基金の活用や、さらなる行財政改革の推進の中で歳入歳出の調整を行いながら、効果的・効率的な行政経営に取り組んでまいります。

次に、今後の大型施設整備構想の具体的な取り組みについてでございますが、まず石和温泉駅および周辺整備事業については、現在、JRコンサルに基本調査をお願いいたしております。また11月24日には、石和温泉駅周辺まちづくり検討委員会を発足させました。今後は、JR東日本およびJR貨物と協議を進める中で、基本設計、実施設計へ作業を進めていく予定であります。

また仮称、北口駅広場については、概略設計、予備設計を行い、12月下旬から来年3月にかけて地元説明会を開催し、平成22年度には詳細設計を行いたいと考えております。

次に、バイオマスセンター建設事業の今後の取り組みについてでございますが、循環型社会の構築は、市の重要施策の1つです。現在、平成19年策定のバイオマスタウン構想によるバイオマスの活用を基本としながら、施設整備費やランニングコストなど総合的に検討を行う、バイオマスタウン事業化計画の策定に着手をいたしております。この事業化計画により、平成26年度のバイオマスセンター完成を目指してまいりたいと考えております。

次に、砂原橋の架け替えおよび道路整備事業でございます。

本年度、道路概略設計・予備設計を予定しており、平成22年度に実施設計を行い、国土交通省との河川協議を経て、橋梁位置の決定後、地元説明会を行う予定であります。平成23年度工事開始に向けて、準備を進めていきたいと思っております。

次にふるさと公園周辺整備事業であります。

駐車場および遊歩道等の公園整備につきましては、平成25年度中の完成を目指し、調査基本測量設計業務を本年度中に行う予定であります。また、平成22年度から実施設計および遺跡調査を行い、地元地域住民への説明会を実施して、公園拡張整備工事を進めていく予定であります。

次にサッカー場の建設につきましては、クリアすべき課題が多くありますので、現在のところ、今後の事業計画等は具体化されておられません。

最後に多目的ホール建設への取り組みと賛成・反対の意見、市が実施した調査結果について、お答えいたします。

多目的ホール建設につきましては、複数の団体から要望書という形で、早期実現との声をいただいているところでございますが、市では市民の方々のニーズ等を把握するため、11月に多目的施設に関する市民アンケートを実施いたしました。多目的施設に関する市民アンケートに

つきましては、15歳以上の方を対象に、無作為に抽出した1千名の方々に、多目的施設の必要性等をお聞きしたもので、12月1日時点の回答率は約41%となっております。現在、分析中ですので、速報値となりますが、必要・どちらかといえば必要とお答えの方が約40%、必要ではない・どちらかといえば必要ないと、お答えになった方が約60%という状況でございます。

なお、必要ではない・どちらかといえば必要ないとお答えの方の理由につきましては、財政面での心配が約60%となっております。また、必要・どちらかといえば必要とお答えになった方が必要としている施設は、文化活動やスポーツなどが行える複合施設が最も多く、次いで演劇や式典、発表会等ができるステージホールとなっております。今後、集計結果を詳細に分析いたしまして、お示ししてまいりたいと考えております。

また、同時に施設利用者聞き取り調査を併せて実施しております。市内文化施設・スポーツ施設などの公共施設利用者を対象に行った聞き取り調査につきましては、既存施設への要望および多目的施設の必要性・方向性等をお聞きいたしております。現在、調査中でありますので、結果につきましては、今後お示ししてまいります。現時点での集計は、設問にお答えいただいた回答の中で、多目的施設等を希望するとお答えの方が約70%、必要ないとお答えの方が約30%となっております。

なお、今後の取り組みにつきましては、広く市民の声を反映できる建設検討委員会を設置し、地域審議会、市民ミーティングでのご意見、アンケートの結果等、関係団体からの要望、さらに建設後のランニングコスト、財政への影響などのシミュレーションをご提示する中で、建設の可否、建設する場合の内容等、総合的に検討していきたいと考えております。

今後とも財政の健全化とインフラ整備、公共サービスを同時に考えながら、より効果的な事業推進を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を、金井消防長。

○消防長（金井一貴君）

中村正彦議員の一般質問にお答えいたします。

平成20年5月に、山梨県においては県下1消防本部を基調とした山梨県消防広域化推進計画を樹立いたしました。これを受け、消防の設置義務者である県内28市町村では、平成21年10月30日に山梨県消防広域化推進協議会を設立し、県内消防の広域化に向けた協議検討を実施することとしました。この協議会の設立にあたり、各市町村にはそれぞれの消防行政の事情があり、まず県下1消防本部ありきの協議組織ではなく、県内消防行政を多角的な見地から調査分析し、その結果から山梨県のあるべき消防体制を探っていくことを前提として協議会が立ち上がったところでございます。以上が、現在までの進捗状況ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

今後の展望でございますが、当然協議会の活動が活発になるにつれ、様々な検討資料が提示されてくることとなります。例を挙げますと、広域消防組織の形態、市町村間における費用負担、広域化による消防財産ならびに消防債務の取り扱い、消防団との整合性等々、様々な課題が提示されることと推察します。それぞれの問題を、現状の本市消防行政と照らし合わせ、分析・検討を尽くしたのちに、市民にとって最善の選択肢を判断していかねばならないと考えて

おります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

中村正彦君。

○5番議員（中村正彦君）

ただいま荻野市長より、ご回答をいただき、ありがとうございました。

大型施設構想は、将来の笛吹市を左右する大きなプロジェクトだと思います。今後、多くの市民の皆さまの声を聞き、慎重なおかつ研究を重ね、前向きに進んでいただきたいと思います。

再質問ですが、山梨県消防広域化について、お伺いいたします。

ただいま、消防長のほうから市民にとって最善の選択肢を判断していきたいとの市の姿勢をお聞きしました。私の手元には、広域化に関わる統計資料、これは平成19年度中のデータでございますが、一例として消防業務の中の救急搬送業務において、本市消防本部は現場到着所要時間、ならびに病院搬送所要時間ともに全国平均をはるかに上回り、県内トップの数値を示しています。本当にご苦勞を願っていると思います。つまり笛吹市民は、県内で最高のサービスを享受していることとなります。

安全・安心は市民生活の基本となるもので、その根幹を担うのが消防署の活動であると考えますが、そこで再質問というよりも、市民を代表しての要望ということになると思いますが、現在、本市において展開されている消防サービスが広域化により、質的にも量的にも縮小することが決してないよう、また消防行政が現行より退化することのないよう、広域化の協議を進めていただきたいと強く願うところであります。そのへんのお考えをお聞かせをお願いします。

○議長（上野稔君）

答弁を、金井消防長。

○消防長（金井一貴君）

中村正彦議員の再質問にお答えします。

広域化の協議は、まだ始まったばかりでございます。市としましては、消防の広域化ということが目的ではなく、本市消防行政の今後、以上の強化、さらには向上を目的として協議、検討を進めていかなければならないと、強く念じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再々質問はありますか。

（ な し ）

以上で、中村正彦君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

小林議員。

○17番議員（小林始君）

先ほどの市長の答弁の中で、ちょっと確認いたしますけども、多目的ホールのアンケートの無作為で1千件、その中で41%の返答があったということで、その中の41%の中で、必要、どちらかといえば必要の部分で40%、最初、そういうふうにお答えをいただきました。それ

から必要でないが60%、そのあとの答弁の中で逆の数字を、たしか言われたような気がしましたけども、どちらが本当なのか。再確認ですけども、よろしくお願いします。

○議長（上野稔君）

荻野市長。

○市長（荻野正直君）

お答えいたします。

最初に申し上げた数字は1千人のアンケート調査による数字であります。あとで述べました数字は、施設を利用している方たちに直接伺ったところ、60%以上の方が必要だと、こういうふうに答えた、こういうことです。ですから、2回アンケートをとっているわけです。片方は口頭で、施設を利用している人たちに、うしろのほうですね、聞いたと。片方は書面による調査と、こういうことでございます。

○議長（上野稔君）

再質問は。

小林始君。

○17番議員（小林始君）

口頭で聞いた答えは60%が賛成、そして40%が反対というか、必要ないと。そういうことですね。分かりました。ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

6番、風間好美君。

○6番議員（風間好美君）

正正会の風間好美でございます。通告に従い、一般質問を2問、させていただきます。

1問目につきまして、バイオマスタウン建設に向けた、御坂町八千蔵・八代町高家両区の土地活用について、市当局のお考えをお伺いいたします。

2001年、平成13年、第1回のごみ処理問題懇話会、会長 萩原幸男元豊富村長が発足して以来、8年が経過しておりますが、その間、さまざまな候補地のやりとりが展開されました。2003年8月12日、ベルクラシック甲府で開かれた協議会で、当時の八千蔵地区、佐藤区長から御坂町へ農地5.5ヘクタールに、ごみ処理施設誘致を求める陳情書が提出された。その経過報告があり、小沢栄真元御坂町長が御坂町と八代町にまたがる地域に誘致したい意向を示し、古屋貞次元八代町長も同意し、市町村長でつくる甲府市および8町村ごみ共同処理問題協議会会長 宮島雅展甲府市長が御坂町八千蔵と八代町高家の両地域にまたがる農地を候補地と決定しました。

その後、八代町においては、八千蔵・高家地区に八代町の増田区が候補地として参加。また中道町での米倉山エコパークの構想が県から発表がありました。また西八代郡上九一色村の大和田清掃センターの一時操業停止および廃止に伴い、各町村長さんをはじめ、関係町村の議員も大変な努力とエネルギーを使ったと思います。

2004年、平成16年10月7日、改めてごみ処理施設として八千蔵・高家両地区に決定し、甲府市上町の施設移転期限の2010年、平成22年までに施設整備を目指すとしたが、のちに再度、2015年、平成27年まで延期の変更の経過がありました。現在まで、本市を

はじめ地元4区の対策協議会が実現を目指してきました。しかし突然に、2006年、平成18年3月、中間処理場の建設予定地、境川町寺尾地内に変更された上、今度こそ実現すると思っていた構想も白紙に戻り、しかも先月、11月6日、4市の首長会議で土地購入は確認しましたが、バイオマスタウン構想は、4市の意見が合わず白紙に戻ってしまい、計画が二転三転することに対し、尊い土地を提供してくださる地元地権者は用地だけでなく、施設も造ってもらわないと困ると嘆いています。地元八千蔵地区の役員さんをはじめ、地権者の怒りは収まらないと思う。以下、本市のお考えをお伺いいたします。

1番目としまして、白紙に戻った経過および八千蔵・高家地区の土地活用が白紙に戻ったのなら、4市として今後の計画はどのようになるのか、お聞きします。

2番目として、境川町寺尾地区のごみ処理場と歩調を合わせるということになっているが、境川町寺尾地内の進捗状況と今後のスケジュールはどのようになっているのか、お聞きします。

3番目として、地権者、地元への説明および今後の対策はどのように考えているのか、お聞きします。

4番目としまして、本市としてのお考えをお聞きします。

続きまして、2問目としまして、芦川町農産物直売所の集客対策とトンネル開通に伴う道路対策について、市当局のお考えをお伺いします。

笛吹市の奥座敷と位置つけた芦川町の源流域に広がる、すずらんの群生地、全国一の規模と言われている高原に初夏を告げる可憐な香りの白い花、すずらんの森からたどる新道峠は、富士山が間近に迫る眺望の地であり、河口湖、そして山中湖、反対側には芦川町の集落が小さく点在し、暮らしの情感を漂わせ、家族連れにもふさわしい気軽な散策コース。自然が美しい芦川の溪流は昔から名の知られた釣り場、村を通る若彦路、馬頭観音やお地蔵さんなど数々の信仰を物語る史跡、また古民家の集落、石積みの風景、芦川町の散策は興味を尽きません。来年度、直売所開設に伴い、集客の対策として本市の見解をお伺いいたします。

1番目として、新道峠までの大型バス通行に関わる道路拡幅工事および駐車場の整備はできないのでしょうか、お聞きいたします。

2番目として、上芦川集落より新道峠までの市道および林道へ、観光目的の施策は考えられないでしょうか、お聞きいたします。

3番目として、上芦川の古民家を利用した村中散策コースは考えられますか、お聞きいたします。

4番目として、涼しい気候を利用したの芦川地域全体で作れる特産品の開発は、市として何か指導しているのでしょうか、お聞きいたします。

5番目として、トンネル開通に伴い、地理的条件の分からない車輛等々の通行が多くなると思います。そこで事故を起こさぬよう、市としての交通対策は、特に冬季における対策はどのように考えているのか、お聞きいたします。

以上、一般質問を終わります。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を、池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

風間好美議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1問目の八千蔵・高家地域の今後の計画についてですが、本市および甲府市、山梨市、甲州市の各首長とともに協議を行っております八千蔵地域等対策協議会において、当該土地の活用方法は、1つの市で運営する施設へ他市で支援することの難しさ等から、本年11月の協議会で、4市で共通利用できる施設を整備することを確認し、広域的な利活用を目指していくことといたしました。そのため、協議会では県に対しましても、広域的に利用できる施設としての利用などについて要望を行い、協力を求めながら、活用方法の検討を進めてまいります。

次に歩調を合わせる事が条件となっている、境川地内の新ごみ処理場の進捗状況と今後のスケジュールについてですが、今までの経過を含め、お答えいたします。

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合では、これまで甲府・峡東地域ごみ処理広域化計画、循環型社会形成推進地域計画などを策定し、地質調査・地下水調査・埋蔵文化財の試掘調査をはじめ、用地の縦横断測量等、各種の調査も実施してまいりました。中でも環境影響評価は、その地域の環境にどのような影響を与えるのか、その過程と結果を広く公表し、住民や関係する機関等の意見を聞く中で、環境保全の上からも望ましいものにしていくという重要な調査であり、本事業においても県の環境影響評価条例に基づき、平成19年度より実施しているところであります。今年度は、猛禽類調査を含めた現地調査および準備書の作成を行っております。

今後は具体的な建設・運営事業の基礎となる見積発注仕様書の作成や事業手法の決定、施設への取り付け道路の検討や事業地の造成計画の策定、また環境影響評価準備書と並行して行う都市計画決定に向けた案の作成業務等が予定され、平成27年度の供用開始を目指しているところであります。また、各市のごみの減量化・分別化等を勘案する中で、適切な施設規模を目指すことも必要となってまいります。笛吹市としても事業推進を図ることはもとより、施設の安全性に対し、最大限の配慮を行ってまいりたいと考えております。

次に地権者等への説明および今後の対策はとのご質問ですが、現在は御坂町八千蔵区、蕎麦塚区、八代町高家区、北区の委員で構成しております八千蔵・高家地域開発検討委員会において、4市の協議会での状況などを適時、説明しております。しかしながら、平成18年3月に境川町上寺尾地区に新ごみ処理場建設候補地として決定し、八千蔵・高家地域の活用について、他用途の検討に入ってから3年半以上が経過しておりますので、地権者を含めた地域の皆さまに対し、説明会の実施を検討しております。ご理解をいただきたいと存じます。

次に、本市としての考えはとのご質問にお答えいたします。

先ほども答弁の中で申し上げたとおり、当該土地の利用方法は広域的な活用を目指しております。また、上寺尾地区の新ごみ処理施設建設と並行して土地取得することを地元の皆さんに約束いたしておりますので、このことを念頭に置き、事業を推進してまいります。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を、保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

風間好美議員の一般質問にお答えいたします。

新道峠までの道路につきましては、県道笛吹・市川三郷線の芦川農産物直売所付近の交差点から上芦川集落へ向かい市道となり、途中で林道へと変わり新道峠まで続いております。この道路につきましては、すずらん群生地を通り新道峠へと行く道路となっており、すずらんの里まつりやハイキングの時期には、多数の観光客で年々賑わっておりますが、ご質問の大型バス

通行、駐車場の整備につきましては、景観・環境を考慮して検討していかなければならないと思っております。

次に、この林道等への観光目的の施策についてですが、芦川地域には素晴らしい自然が残っています。山梨百名山の黒岳・釈迦ヶ岳・節刀ヶ岳があり、県外からの登山客も数多く訪れております。特に新道峠からの眺望は素晴らしく、正面に富士山、眼下には河口湖を望むことができます。また、5月にはすすらん群生地に白い花が咲き乱れます。芦川地域の最大の魅力は、この自然にあると考えます。現在は健康志向であり、ウォーキングブームでもあります。県外からの訪問者は、この自然を求めて訪れます。十分に、そしてのんびりと芦川地域を歩き、探索していただくため、県内外に積極的にPRし、芦川を全国に発信していくことが観光施策につながると考えます。

次に上芦川の古民家を利用した村中散策コースは考えられるかについてですが、来春オープン予定の農産物直売所は、単に芦川の農産物を売るだけの目的でなく、この地域の素晴らしさを知っていただく拠点施設と考えております。ご承知のとおり、芦川地域は澄み切った空気、清らかな清流や見事な石積みが続く段々畑など、今も日本の田舎の原風景の面影を色濃く残している地域だと感じております。特に立ち並ぶ兜づくりの古民家群は159軒にも及び、全国的にも非常に貴重な景観だと評価されております。市といたしましても訪れたお客さまが、この自然や文化に触れられるような散策コースの設定や植栽などを、今まで以上に地域と一体となって進め、花で彩られるような地域づくりに取り組んでいきたいと考えております。

次に、涼しい気候を利用しての特産品の開発についてですが、農産物直売所がオープンする中、芦川地域の農産物、特に芦川地域独自の特産品の開発は喫緊の課題だと考えております。市といたしましても従来、芦川特産品開発事業として、そばや山菜、シイタケ等の少量希少農産物の生産拡大の推進や、ハウレン草のブランド化に対しての助成を行ってまいりました。また、本年は県総合技術センターの指導により、夏秋獲りイチゴ「かいサマー」の育成にも取り組んでまいりました。今後とも地域の皆さまとともに、芦川地域の特性を生かした特産品の開発に力を注いでいきたいと考えております。

次にトンネル開通に伴う交通対策について、お答えします。

若彦トンネルを含む道路部分は、県道富士河口湖・芦川線でありまして、山梨県が管理しています。冬季における対策としては、降雨、霜、凍結時等は委託業者による融雪剤の散布、降雪時においても芦川地区の業者に峡東建設事務所が委託契約し、除雪を行っております。市管理の道路については、笛吹市沿岸建設安全推進協議会会員に依頼し、除雪を含む機能管理安全対策を行っております。また、道路案内標識については、芦川農産物直売所の交差点に1カ所設置済みであり、開通までには、山梨県であと2基増設の予定であり、増大が予想される通行車への案内の徹底を図ることとなっております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

風間好美君。

○6番議員（風間好美君）

ご答弁ありがとうございました。

まず最初に、バイオマスタウンの建設についての再質問をさせていただきます。

1 番目の、先ほどの質問の中で、白紙に戻った経緯が、午前中の渡辺議員の中で答弁されたと思いますが、その答弁を再度、お願いしたいと思っております。白紙に戻った経緯です。

2 番目としまして、この地域は境川寺尾地域と並行して行うとっておりますが、境川町の寺尾地内のごみ処理施設は、現在までの遅れはないでしょうか。お聞きしたいと思っております。

3 番目としまして、先日の総務常任委員会の席上、池田部長より県にも責任があるとの見解で、近々4市の市長で県に出向くとの話がありましたが、どのような話し合いに行くのか、これは市長にお聞きしたいと思っております。

4 番目として、八千蔵・高家両地域の場所、土地利用について、どのくらいの時間、要するに期間が必要と考えているのか、市当局のお考えをお聞きしたいと思っております。

2 問目の農産物直売所の集客について、再度、質問をさせていただきます。

新道峠までの大型運行および駐車場の建設が不可能であれば、新道峠の駐車場が非常に狭いため、すずらん畑の駐車場より期間限定のピストン輸送が取り入れられることは考えられないか、市当局のお考えをお聞きしたいと思っております。

ちなみに先日の6日の日曜日に、会派で芦川を散策した経過があり、新道峠まで登っていきまされたけど、ちょっとトラブルがありまして、2時間ほど待機した経過がございますけど、この2時間、10時から12時の間には約20人のハイカー、ならびに観光目的の方々が20名ほど登った経過もあります。その方々のナンバーを見ましても県外者、また山梨県の車もあるわけですけど、このように、日曜日であったんですけど、この寒さにも負けず、この新道峠の富士山の眺望を見たいということで、多く来ていることもご参考に話したいと思っております。

2 番目としまして、市道および林道への、先ほど答弁もありましたけど、モミジ、カエデとか桜とかアジサイ等々を道路の脇へ、地権者に協力を求めての植栽は考えられないでしょうか、お聞きしたいと思っております。また村中の地域のご協力を求めて、散策コースの実現をぜひ、してもらいたいなと思っております。これはとりあえず要望とさせていただきます。

ただいま、トンネルの開通に伴いまして、産業観光部長から説明があったわけでございますけど、ぜひ、これは開通に伴い、本当に通行者が分からないところを通るわけでございます。それについても改めて、この地域を知っている、今朝、雨が降ったからすぐ、融雪剤をまける状態、また雪が降ったから、雨が降ったから、すぐ凍る。そういうときに、地元の業者の利を生かして、事故につながらないように、来年、開通のトンネル、以降の冬の対策でございますけど、そのようなことを先ほど、部長のほうから説明がありましたけど、これはちょっと専門的に、この対策について、建設部長に、素晴らしい答弁が出たわけですけど、改めて、私のほうから、本当に芦川町の人たちに事故が起きないようにということで、すごく願っているところです。特に芦川から、トンネルから出てきて、直売所のところを出てくると分かりますけど、ずっと日陰があります。あそこはすごく怖いところだそうです。そんなこともありまして、事故が起きないようにということで、過日の6日にも、そんなことを2、3の人からも十分、事故の起きないようにということでありますので、専門的な、建設部長に一考願えればと思っております。

以上、再質問を終わらせていただきます。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

八千蔵地域等に関わります、ご質問のうち1番目のご質問と、それから、あとどのくらいの期間を考えているのかという、4番目の質問につきまして、私のほうからご説明をいたします。

まず最初の1番目のご質問でございますけれども、これまでの経緯につきまして、お話を申し上げます。

18年12月11日に笛吹市と甲府市で、八千蔵・高家地域に関わる整備事業に関する基本協定を締結いたしました。その内容につきましては、八千蔵等地域における建設候補地である約5.5ヘクタールの用地につきましては、両市で取得するものとする。なお、新ごみ処理施設建設事業と並行して、推進するものとする。これが1点でございます。2点目が、この事業について、他の関係市に対し、負担を求めていくものとする。ここにありますが、他の関係市とは甲州市、山梨市を指します。3点目が、この事業を円滑に推進するため、関係市による協議会を新たに設置するものとする。この協定書に基づきまして、平成19年4月に笛吹市、甲府市、山梨市、甲州市の4市で八千蔵等地域対策協議会を設立いたしました。その対策協議会で、今、お話をいたしました基本協定に基づきまして、内容を検討していくということになりますけれども、その後、当該地域にどのような施設が、建設が可能なのかということ。その施設の設置主体はどこなのか。いわゆる用地取得につきましては、2市あるいは4市でということでございますけれども、施設の設置、運営主体はどこなのかということ、笛吹市の単独施設になるのか。あるいは甲府市、笛吹市の両市の施設になるのか。あるいは、4市共通の施設になるのかということで、検討を進めてまいりました。

その検討を進める中で、平成20年4月と5月でございましたけれども、用地取得に関わる部分が、甲府市と本市では合意に至っておりますけれども、山梨市、甲州市では合意していないというところもありまして、ここが一番、基本的な部分でございますから、これが4市で応分の負担をしていただいて、用地を取得しようという協議を進めまして、5月28日に合意をいただきました。

基本的に用地取得については、合意に至ったということで、その後、具体的にどのような施設を建設するかということで協議を進めてまいりましたが、20年、昨年11月でございます。それまで、いろんな施設構想を協議会の中で協議いたしましたけれども、笛吹市のバイオマスタウン構想に基づきますバイオマスセンター、その当該地へどうかというご提言を協議会のほうにもいたし、さらに八千蔵等地域対策協議会の皆さまにも候補地の1つとして考えられないかという、ご提案をさせていただいたところでございます。

その後、事務レベルの幹事会でございますけれども、事務レベルの中で、ではバイオマスセンターを当該地へ建設した場合については、どのくらいの生ごみ等の保存量、いわゆるどのくらいの量があるかと、それに向けて両市の調査を行おうではないかということで、調査を行いました。

その結果、本年の3月でございます。調査結果があがりましたが、その過程の中で、いわゆる他市では、笛吹市が考えているバイオマスセンターに、他市のいわゆる、甲府市、山梨市、甲州市の生ごみを運搬することは、かなり厳しいというような市がございましたために、そうならば、本市の単独施設を当該市へ建設したいという、改めて合意をいただきたいという話をさせていただきました。その結果が、11月6日の協議会でございます。協議会では、基本的に用地取得については、合意をいたしております。上物については、これからですとい

いながらも、用地取得に対します負担につきまして、それぞれの市で対議会、対市民に対しての説明責任が生じますので、なかなか説明が難しいというお話になりました。その結果、用地取得だけではなくて、施設も併せて4市でつくりましょう。では、そここのところの合意をお願いしますということで、合意いたしました。

次に広域的な施設として、では本市提案のバイオマスセンターはどうかなということでございますけども、さっきお話いたしましたように、運搬コストでございますとか、生ごみの処理方法、方針につきましては、それぞれの市で対応しているということから、笛吹市提案のバイオマスセンターでは困るというようなお話でございました。そのために白紙に戻ったというような経緯でございます。

それから、ご質問の4番目の、これからどのくらいの期間を考えているのかというお話でございますけども、基本的に現在、境川町で進めております新ごみ処理施設と並行してということでございますから、今の当該施設の竣工年次を、供用開始を27年という目標であるとすれば、当該八千蔵等地域の施設につきましても、それまでには整備する必要があるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（上野稔君）

荻野市長。

○市長（荻野正直君）

風間議員の再質問でありますけども、県にどういうことを話していくのかと、こういうことでございますけど、当地域につきましては、私も大変、最初から関わっておりまして、このような状況になっておりまして、頭の痛い状況です。と申しますのは、今、池田部長のほうから説明を申し上げましたように、当初は笛吹市で、できるだけ、4市が使えるような施設をベースに考えろというようなことで、いくつかの施設について検討をさせていただいたわけです。そういう中であって、これからの笛吹市の中で、最も必要な施設は何かということで、今、いろいろご提案をしたのがバイオマスタウン、いわゆる堆肥工場でありました。しかし、これに対しては、4市ともあまり好ましくない、こういうふうなことになりまして、それならば、とにかくこの施設については、ご質問のように、境川の工場、いわゆる中間処理施設と並行して進めると、こういうお約束でございますから、これに沿った形でなんとかしなければいけないと、こういうことで、この過程については、県に一番の責任が私はあるというふうに思っておりますけども、と申しますのは、せっかく決まって、さあ行くぞというときになって、いわゆる境川のほうへ、こういう施設を最終処分場と併せて造ったらどうかと、こういうことで甲州市、ならびに山梨市と一緒にできてきている施設でございますから、そういうふうなことも鑑みて、県にももっと一緒にやってもらおうということで、県のほうに改めてお願いに行くことといたしました。

行く内容としては、1つは当該土地について、県でなんか使える方法はないかという、1つの投げかけ。それから、もう1つは、それができないとするならば、財政面での支援を、しっかりしていただきたいと、こういう2つのお願いを申し上げるつもりであります。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

風間議員の2番目であります、境川のごみ処理施設が遅れていないかという、ご質問でございます。

議員ご存じのように、甲府峡東ごみ処理組合が平成18年に設立されております。そのごみ処理組合の設立につきましては、最終処分場と一体的に協議を進めていく組織でございます、その時点で、18年度以降の行程等を定めたわけでございます。その段階で、平成27年度供用開始ということを目指しての計画となっております。

その環境影響について、まず調査する必要があるということがございまして、平成19年8月でございますけれども、最終処分場の概況調査の結果ができました。これは最終処分場ではございますけれども、これ、中間処理施設も併せて地域の調査ということになります。これに基づきまして、同年の9月から環境影響評価の現地調査を開始したところでございます。通常ですと、1年程度の調査期間ということでございますが、この調査期間の平成20年の3月に、オオタカの営巣が確認されてございます。これによりまして、さらに調査する必要があるということがございまして、オオタカの保護連絡会議等を設置いたしまして、21年の9月まで調査を行っているところでございます。現在、これに基づきまして、評価書の作成を行っております、これから準備書の作成、縦覧という段階になるものでございます。

なお、当初定めた期間よりも、若干、全体的に延びている状況でございますが、この甲府峡東ごみ処理組合の今までの見解でございますけれども、例えば調査期間を要します埋蔵文化財の調査でありましたり、あるいは造成工事の期間とか、熱回収施設の建設工事の期間等、これら等を含めて、工事期間等を圧縮する中で、対応していきたいという考えでございます。したがって、答弁でお答えしましたように、平成27年度の供用開始を目指して、現在、作業を進めているという状況でございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

次の答弁を、保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

私ども、3点の再質問をいただいたと思っております。

まず、新道峠付近の駐車場の拡大につきましては、景観、環境面を考慮しながらということですが、実質的には大変あそこの駐車場の拡大は、大変難しいという考え、認識を持っておりますので、風間議員ご質問の、ご提案ありましたすずらの駐車場からの期間限定のピストン輸送、あるいは直売所からのピストン輸送、このへんのことにつきまして、有料がいいか、無料がいいか、あるいは観光ボランティアの方々のご協力をいただくのがいいのか。あるいは、土日だけ運行するのかわいいのか、時期はいつがいいのかということを含めまして検討していきたい。新道峠も含めまして、黒岳、釈迦ヶ岳の登山口がありますので、このへんのことも含めまして、早急に検討していきたいと考えております。

それから市道から林道にかけて、現在、モミジ、桜、アジサイ等の植栽が行われているということですが、今後も上芦川地域の農道を含めまして、散策コースにはアジサイや芝桜、あるいは林道にはモミジ、桜などの植栽を地域の土地の所有者の理解を得ながら、地域の方々と協力して進めていきたいと考えております。

最後に上芦川地域への遊歩道の設置ですけれども、直売所を拠点として30分コース、ある

いは1時間コースくらいの散策コースを設定し、案内板などを設置しながら、トイレも含めましてですけども、それとともに散策パンフレットなどを作成して、芦川地域の活性化と、それから芦川地域を情報発信していきたいと考えております。

○議長（上野稔君）

岩澤建設部長。

○建設部長（岩澤重信君）

風間議員の若彦路ルートの開通に伴います安全対策、俗にいいます交通安全対策的な意味も含めまして、特に冬場の凍結・凍上等に関する交通安全対策につきまして、道路管理者側の考え方はということでございます。

先ほどの保坂産業観光部長の答弁にもありまして、若彦路ルートにつきましては、トンネルから国中側の笛吹市部分につきましては、県の峡東建設事務所が維持管理をすることとなっております。今日現在、確認しましたところ、芦川地域につきましては、峡東建設事務所のほうでは、冬季の凍上対策、融雪剤の散布等につきましては、芦川町内で建設業を営業されている地元業者のほうに、メンテ等を委託していくという考え方であるというふうな報告を受けてございます。

それから当面、県道以外の市道関係につきましても、今回、交通量の増大に伴いまして、いろんな安全対策が必要になっているわけでございますが、市といたしましては、通常の緊急的な維持メンテ業務につきましては、笛吹市内を4ブロックに区切りまして、年度当初の4月1日の日に入札を行いまして、笛吹市内4ブロックの中で、芦川地域につきましては、八代地域とタイアップした状態の中から年間を通しまして、緊急維持修繕メンテにつきましては、極力即日対応ができるような体制が敷いてございます。

それから、これから冬場に関しまして凍結、それからスリップ等々の関係でございますが、これにつきましては、笛吹市沿岸の建設安全協議会、これに冬季の対策につきましては、委託がしてございまして、安全協議会のほうで、当然、地元業者を優先的に、地盤分けといいますか、割り振りといいますか、場所が決定してございまして、委員のご質問のとおり、地元業者が一番、最も近い位置で除雪、あるいは融雪剤等の散布が即日対応できるような体制が敷いていただけるような形の中で、笛吹市沿岸、建設安全協議会と調整を進めているところでございます。

それから案内等の関係でございますが、先ほどの産業観光部長の説明、答弁にもありまして、現在、あと2基の案内標示が県のほうによりまして増設されることになっておりますが、さらにトンネルを渡ってきて、国中から芦川に出てくる車両につきましては、今、県と協議をいたしまして、トンネルの出口部分に外気温が4度以下になった場合にスリップ、あるいは凍結の予報をお知らせする電光表示板、これがトンネルの出口に開通までに設置されることになっております。

したがいまして、現時点で峡東建設事務所と、それから市の道路管理側で若彦路関係の新規の開通に併せまして、いわゆる現時点におきます安全対策につきましては、両方の道路管理者が協議をしながら、より一層の安全対策をしていくということの中で、かつメンテ等につきましては、地元の最も近いところにおいてになります地元業者を優先に管理をしていくということと努めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（上野稔君）

再々質問は。

（ な し ）

以上で、風間好美君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

11番、中村善次君。

○11番議員（中村善次君）

休憩時間の時間帯ではありますけども、もうしばらく、お時間をいただきたいと思います。

私は、循環型社会構築には賛成でございます。循環型社会の構築に向け、本市が積極的に関わり、リーダーシップを発揮するためには、この必要性をもっと広く、市民に周知させることも重要であると思います。広報等、あるいはいろんな方法で、今後なお、市民にお知らせをする用意があるのか。その点もお聞きしたいと思います。先ほど市長が答弁の中で、これからもバイオマスセンターには関わっていくという発言でございます。私ども単独事業ということで理解していいのか、お聞きしたいと思います。

それから、一般家庭から出ます廃油でございます。廃油の収集方法等を検討していただき、今現在、日量100リットルの精製量でございますけども、今後、この量の増大を図る予定があるのか、その点についてもお聞きをしておきます。

次に、芦川農産物直売所を含む芦川町への誘客でございます。来春には直売所が開設され、その後、まもなく新緑の季節となり、5月下旬にはすずらん祭りも開催されます。閑静で美しい地域となってまいります。市外から多くの皆さんを迎え入れるためには、今後、案内板、これは観光面、また道路標識等、異なりますけども、これらを使っての集客方法はどのような手法があるのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（上野稔君）

最初の答弁を、加藤市民環境部長。

○市民環境部長（加藤寿一君）

それでは循環型社会、一般家庭の廃食油も一緒になるかと思いますが、まず循環型社会の形成でございますけども、現在、私どもが進めております、ごみ減量53%につきましては、まさにその排出の削減とともに、できるだけ再生できるものは再生して、循環型社会をつくっていくという立場からの広報等で専門のページを設けながら、毎月PRをさせていただいているところでございます。

ただいまのバイオマスタウンについて、特にその紙面で取り扱った経緯はございませんけども、また担当課等と協議しながら、それらを含めて、もっと大きな意味で循環型形成、社会の形成ということを市民の方にもPRを考えていきたいと考えてございます。

それから一般家庭からの廃食油の回収方法の検討と、それから量の拡大への考えはあるかということでございますが、現在、廃食油、BDFでございますが、各支所で回収をいたしております。そのほかには、学校給食等から回収をいたしております。今年度、すでに5千リットルを超える量でございます。今年度は、目標として8千リットル以上は回収したいというふうに考えてございまして、そのために今年度、モデル的でございますけども、旅館とかホテルからの回収を含めて対応したいというふうに考えております。

量の件でございますけども、先ほど議員さんもおっしゃられましたように、能力が1日100リットルの能力がございますので、例えば土日除いて、20日程度、稼働しても2千リットル確保できます。そうすると、1年間ですと、この2万4千リットルということで、現在、1万リットル以下の回収量から考えますと、まだまだ余裕があるというふうに思っておりますので、一般家庭からの回収も含めて、まだまだ回収を増やしても対応できるというふうに考えておりますので、現在の施設規模で行っていききたいというふうに考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

中村議員の関連質問にお答えをいたします。

芦川農産物直売所の案内板の設置、あるいは集客についてということですが、案内板につきましては、トンネルの向こう側、河口湖の大石地区への案内板の設置等、あるいは笛吹市側には八代町の竹居地区に設置する予定と、もう1つは精進湖線からの誘客につきましても、現在の標識の中に直売所を示した案内板3カ所つくっていきたいと考えています。

それと誘客につきましても、直売所でいかにイベントをしていくかということで、本年度も年2回の収穫祭を行いまして、いろんな催しをして、おおぜいの方々に来ていただきましたので、一応、収穫祭、年2回を基点としてのイベント、あるいは先ほど申した黒岳、あるいは新道峠、節刀ヶ岳等のウォーキングコースの拠点として、あるいは笛吹市の奥座敷としての観光拠点としての位置づけをしてまいりたいと考えております。

○議長（上野稔君）

関連は、よろしいですか。

中村議員。

○11番議員（中村善次君）

あと1点、本市単独で事業をやっていくのか。

○議長（上野稔君）

荻野市長。

○市長（荻野正直君）

バイオマスタウン構想でございますけども、これは今、市の重要な施策の1つと位置づけておりますから、当然、これを他力本願ではなくて、市の事業として、今後も展開していきたいと、こう考えております。

○議長（上野稔君）

再質問はよろしいですか。

○11番議員（中村善次君）

結構です。

○議長（上野稔君）

15番、新田治江君。

新田議員、あと3分ですから。

○15番議員（新田治江君）

散策の遊歩道の件なんですけど、上芦川の中の石積みの合掌造りの中を、今、ウォーキング

ブームで、皆さんおおぜい歩きますので、その遊歩道を石畳にする方法と、まわりの電柱を地下埋設の方法なども一工夫したらよいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上野稔君）

答弁を、保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

新田議員の関連質問にお答えをいたします。

遊歩道、石畳等々、含めまして、いろんな散策コースのあり方があると思いますので、今後、芦川の地域活性化推進担当が、いろんな方面の研修等を含めておりますので、各観光拠点の情報収集を行いながら、観光物産連盟と連携をとりながら、芦川の活性化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野稔君）

関連質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は3時50分。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時50分

○議長（上野稔君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

4番、北嶋恒男君。

○4番議員（北嶋恒男君）

正鶴会の北嶋です。大変、お疲れのことと思いますが、しばらくよろしく願いいたします。

バイオマスの郷づくりへの第一歩として、生ごみ対策処理事業推進について、お伺いいたします。

生活環境日本一を目指している笛吹市にとって、循環型社会の構築に向けたバイオマスセンター構想は大変、重要な施策だと思います。10月末には、わが正鶴会としても、このバイオマスセンター建設への理解を深めるために、新潟県での先進地視察に行ってきました。その結果、このような事業の立地場所については、いくつかの条件が必要であることを学びました。まず施設整備、関連施設にあまりお金をかけないことを大前提として、用地が平坦なこと、用地費が妥当額なこと、できるだけ人家から離れていること、排水処理が下流域の生活関連用水等に不安を抱かせないこと、交通アクセスのよいところなどでありました。

先般、建設ありきの八千蔵構想は、別の意味での白紙になりましたが、早い段階での判断に内心はほっとしているところでもあります。今後はまた、一からのスタートになるわけですが、私はまだ、当局の掲げる3つの柱を含めた大規模施設に、一度にもっていくのではなく、まず市民意識の環境対策への理解度を高めてからの構想でよいのではないかと思います。

現時点では、このような大型事業を前提に掲げると、どうしても特定の地域だけに精神的負担などをかけざるを得ないような思いが強く、用地の選定では難題が予想されますので、駄目になる可能性があります。すべてが駄目になってしまつては、バイオマスタウン構想の先進地を目標とする笛吹市にとっては残念なことです。そこで、なんとか頑張れば実現性は高いので

はないかと思われる事業としては、市民が地域ぐるみで取り組める家庭や旅館、学校等の生ごみを主体とする、大型処理機型の生ごみ堆肥減量化事業等への推進を急ぐことができないか。そして、みんなで協力してまちづくりを進めるという意識があれば、周辺区域の皆さまからも環境問題への理解は得られやすいのではないかと思いますので、町ごとに1カ所ずつ設置するような計画を進めることもよいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、これらの事業を成功させるためには、地域のバイオマス利活用方法についての市民への普及啓発運動が大事であり、笛吹市バイオマスタウン構想策定検討委員会等の積極的な活動はもとより、各支所単位でも今からワーキンググループなどをつくって研修していく必要があると思うが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に「あいさつ・聞き方・言葉遣い」運動への具体的な取り組みについて、お伺いいたします。

笛吹市学校教育ビジョンには、未来を担う子どもたちが心身ともにすこやかに成長し、幸せな社会をつくり、暮らしていくことができるように、家庭、学校、地域、行政が一体となって取り組んでいこうという願いが込められています。

きちんとしたあいさつや返事、丁寧な言葉づかいの習慣は、必ず子どもたちの頭脳を明晰にし、思考力を育て、豊かな心と細やかな思いやりの心を育てさせるものと思います。記憶力のよい時代に、きちんとしたこの運動の趣旨を正しく理解して、今後の行動で実践されることを願っております。現在、学校現場ではどのような指導方針で実践されているか、また予定について、お伺いいたします。

また最近では市内各所や個人の自宅にもこの標語が貼ってありますが、なんとなくこの標語を見るだけに終わらないように、本当の意味を理解して、わが身を振り返り、もう一度、学び直すための講演会やシンポジウムなどの予定や、広報ふえふきにシリーズで分かりやすい説明でもよいし、定期的に何か有効な取り組みを希望いたしますが、当局の見解をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目の答弁を、保坂産業観光課長。

○産業観光課長（保坂利定君）

北嶋恒男議員の一般質問にお答えいたします。

平成14年に経済産業省や農林水産省、環境省などで発表されたバイオマス・ニッポン総合戦略骨子に掲げてある農山漁村に豊富に存在するバイオマスの利活用に向け、本市におきましても平成19年11月に、笛吹市バイオマスタウン構想を策定いたしました。目指す将来像を農と食と微生物を活かした地域ぐるみで取り組むバイオマスの郷づくりとし、具体的なバイオマス利活用方法として、木質系バイオマスのチップ化、生ごみの堆肥原料化、廃食油のBDF化の3つを柱として、それぞれ事業を進めております。

事業の具体的な内容として、まず事業の推進を図るため地域の主体的な取り組みの促進、社会的機運の醸成を図るため、年2から3回の学習会の開催や地区説明会などを実施しております。木質系バイオマスのチップ化につきましては、笛吹川などに繁茂する雑木をチップ化し、堆肥原料として農家に配布しております。また、野焼き防止の環境保全にもつながるチップターの購入補助として、各農業グループに現在までに108台の助成を行い、剪定枝の堆肥化を進

めております。

生ごみの減量化につながる生ごみの堆肥化につきましては、生ごみ処理機未設置の小中学校7校に新たに生ごみ処理機を設置し、芦川の小中学校を除く全校に設置し、給食の残渣の堆肥化を進めております。また御坂成田地区など、市内3カ所にモデル地区を設定し、その地域の人たちのご理解・ご協力の中、生ごみの収集を行い、これも堆肥化してきたところがございます。このような堆肥につきましては、市内の農家に無償配布し利用していただいております。

地域で主体的な取り組みを行っている例として、八代町岡区ではソーラーの電気を使い、区内の生ごみの堆肥化を進め、これを区内の農家で利用する循環型ごみ処理に区民一丸となり取り組み、成果を上げております。廃食油のBDF化につきましては、市内から収集いたしました廃食油を燃料化し、ごみ収集車などに使用するなど、循環型社会の形成に向け事業の推進を図ってまいりました。

CO₂の削減による地球温暖化の防止の重要性が全国的に高まる中、本年6月、国においてバイオマス活用推進基本法が制定され、県・市においてもバイオマス活用推進計画を策定するよう努めなければならないこととなりました。こうした中、本市におきましては、バイオマスタウン構想をさらに具現化するために、この構想の中に位置づけられているバイオマスセンターの建設に向け、バイオマス利用可能量や需要量等の調査、バイオマス利活用事業の実行可能性調査、また施設整備や実施体制等の検討を行うバイオマスタウン事業化計画の策定に取り組むことといたしました。バイオマスセンターの建設については、一体的なものが管理面などから有効と考えておりますが、内容・規模・場所などにつきましては、この事業化計画の中で利便性や効率性など、総合的に検討していきたいと考えております。また、地域ごとに普及や啓発の市民学習会や説明会などを開催し、広く意見を求めるとともに、環境保全や循環型社会の構築に向け、地域の主体的な取り組みの促進や社会的機運の醸成を図っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を、早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

北嶋恒男議員の一般質問にお答えいたします。

市および教育委員会では笛吹市誕生に伴い、市の学校教育の指針を求める声が学校現場からあがってきたことを受け、すべての小中学校が共通理解のもと、同じ視点に立った学校教育を推進することを目指しまして、笛吹市学校教育ビジョンを平成20年度に策定いたしました。この指針に基づいた教育を展開していくことが、これからの笛吹教育の確立につながるものと考えております。

ご質問にありますこの運動は、ビジョン具現化の1つとして提案したものであり、普段の生活の中において、「あいさつ・聞き方・言葉遣い」という基本的で最も大切な3つの要素を小学校や中学校という区分を超えて、すべての学校において呼びかけてもらうというものでございます。

教育委員会では、学校を通じて保護者向けのプリントの配布や笛吹きらめきテレビでの文字放送、市の広報等への掲載を通しまして、保護者や市民の皆さまへの情報の発信を行いました。これらの活動に連動して、市内のほとんどの小中学校でもそれぞれにキーワードを設け、大き

な声であいさつや職員室への入り方等、学校独自の取り組みを進めており、中には地区の小中学校が連携いたしまして、共通した方法で取り組んでおります。また来年2月には、地域を巻き込むユニークな教育で人気の、埼玉県朝霞第二小学校の金山校長先生を講師に招き、教育講演会の開催を計画しております。さらに教育委員会では、この運動を学校だけでなく市内の全域で展開することを目指し、あいさつ・聞き方・言葉遣いのポスターとクリアホルダーを作成しました。また、教育委員会職員も自発的に、この運動を呼びかけるTシャツを作成いたしまして、市教育委員会主催の行事などで着用しております。

ポスターについては学校はもちろんのこと、区長会や商工会、PTA役員会、郵便局、農協等へ取り組みのお願いをするとともに、公民館、商店、駅等、市内各所に掲示していただいております。クリアホルダーにつきましては、市内小中学校の全児童生徒および教職員の皆さまに配布をいたしまして、学校と家庭との配布物のやりとり、連絡用に利用してもらっているところございまして、保護者の皆さまにも、この運動を理解していただこうと考えております。

しかし、この運動はポスターの掲示や情報の発信だけで終わりではございません。これからも学校や地域の皆さまのご協力をいただく中、笛吹の子どもたちにあいさつ・聞き方・言葉遣いが本当に身につくように、あらゆる機会を通してPR活動を展開しながら、地域での盛り上がり期待をしていきたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

北嶋恒男君。

○4番議員（北嶋恒男君）

バイオマスの郷づくりというのは、やはり市民一人ひとりが循環型社会を目指して、そういった処理をして、堆肥化するというのを心がけることだと思います。今、何カ所かそういったことを実施されているということでございますので、それをぜひ、市内全域に広げていただいて、そして今、構想を掲げております大規模構想と並行しながら、進めていただければと思います。

生ごみの処理が主流を占めるということを考えますと、一般家庭の生ごみを集めやすい方法で、そしてあと比較的近くの場所にセンターがあるということが成功の条件だと思います。明野の処分場のように大きな受け皿ができたが、材料が集まらなかったというようなことにならないように計画しなければならないと思います。いずれにしても、これから新しい場所を選定しなければなりませんけど、もう場所の選定については、タイムリミットがきているんじゃないかと思います。まったくの白紙で臨むのであれば、いろいろな条件の整った場所をとということになりますけども、これについては、第三者機関の専門のコンサルタントとか、そういった調査委託するのも1つの方法ではないかというように思います。

そしてまた、昨今の新聞報道等にもありますけども、明野の処分場の問題につきまして、これが境川地区で甲府・峡東地域のごみ処理施設と県の最終処分場施設が隣合わせで、現在、計画中でございますが、昨年あたりから、どうもちょっと県のほうの動きがちょっと滞っているというようなこともありまして、処分場についても、どのようなスタンスでいくかということで、地元は反対をしていますし、これらの影響があつて、この組合のほうの計画が遅々と

してしまって、それに連動する形のバイオマス構想ということになりますと、だんだん時が経ってしまいます。そうしますと、合併特例債の有効期限の平成26年には完成にならないというようなことがありますかということをご心配するわけです。そうなった場合に、もし完成できないと判断された場合、この大規模構想は断念するのか。それとも、先ほど、今、市長さんからお話がありましたけど、市独自で進めるんだということであれば、そういうことに関係なく推進するというのも伺っておりますけども、それなら、私の最初の前段のほうで、施設にお金をあんまりかけない、慈善事業のことですから、お金のかからない場所へ選定していただきたいと思っております。

次に学校教育のほうでございますが、笛吹教育の最重要課題は、この運動を掲げたことは非常によいことだと思います。もし、これが子どものころから本当に身につくことができたならば、人生最大の収穫ではないかと思えます。なんととっても、一番の成功は日ごろの教師がよい模範を示すことの必要性は否めません。そこで要望ですが、来年2月にこの運動に関わるような講演会が行われるという話を聞きましたが、私が言うまでもなく、お考えのことだと思いますけども、この講演会を聞いたなら、全校生徒に短くても結構ですので、感想文などを書いてもらうことを希望するものです。そして、その感想文の内容を、個々に先生が考え方を、教師が指導していくというようにして、きめの細かい運動が効果を与えるのではないかと思います。教育現場ではどのようにお考えか、お伺いいたします。

また、大人の方にこの運動を徹底していくというか、もう一度、再考するという意味からも、また総務部長にお伺いいたしますが、この運動を市内全域にも広げるために、大人のための具体的な運動展開をお伺いしたいと。例えば、言葉や聞き方のマナーとしての講演会や市民のシンポジウムなどを、何かそういったきっかけになるようなことをお考えか、お伺いいたします。

○議長（上野稔君）

最初の答弁を、保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

北嶋議員の再質問にお答えをいたします。

センター構想について、候補地も含めてということですが、先ほど申し上げましたとおり、事業化計画の今、策定業務を執り行っております。この業務の目的につきましては、バイオマスを堆肥等の製品やエネルギーとして、総合的に利活用することにより、地球の温暖化防止、循環型社会の形成、あるいは戦略的産業の育成、地域の活性化に市民、あるいは行政が一体となって取り組むための指針を策定するということです。

内容につきましては、現状把握と課題の抽出とか分析、あるいはバイオマスの利用可能量、あるいは製品、エネルギーの需要量の調査および利活用事業実行可能性調査等々、含めまして、候補地等を含めまして、土地利用条件等の検討も含めてあります。これができたあとに、笛吹市バイオマスタウン事業化計画の検討委員会、仮称ですけれども、これを設置していきたいということで、この委員会の中には県、市、あるいは関係機関、あるいは市民の団体等で構成した委員会を立ち上げて、この中で、庁舎の中でも各部のワーキンググループは当然、設置しますけども、この検討委員会の中で、もろもろ市民の意見を聞きながら、センター構想についての問題を協議・検討してまいりたいと、こんなように思っております。

○議長（上野稔君）

早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

推進に関しまして、力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

継続こそ力なりというふうなこともございまして、簡単なことでも広く、長く続けていけば財産になるというふうに考えております。

2月に行います講演会、これは金山先生という教育ビジョンでも討論に加わってもらった先生ですが、地域巻き込み何連発というふうに、非常にユニークな、地域を巻き込んだ運動論をなさる先生でございまして、ぜひ議員の方々にも、そのときにはご参加を願いたいと思うものでございます。

また学校につきましては、ますますこの運動を進めていきまして、定着を図っていききたいというふうなことで、ご答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

梶原総務部長。

○総務部長（梶原清君）

北嶋議員の再質問にお答えしますが、市内の全域へ協議会のあいさつ・聞き方・言葉遣い、大人のマナー、言葉のマナーについて、全域へのPRということですが、総務部では今、職員が接遇マニュアルを朝、読み合わせしたり、各課ごとに朝のミーティングでやっているわけですが、窓口業務のあるところについては、朝、あいさつをしたりする、訓練といったらあれですが、そういう形の運動をしているわけですが、職員については、接遇マニュアルで当然、言葉づかい、態度等については、申し合わせで研修をしているわけですが、市内全域ということですので、また、この言葉づかい等のマナーにつきまして、社会教育とも関連しますので、そちらとも協議をしながら、また進めていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（上野稔君）

再々質問はありますか。

北嶋恒男君。

○4番議員（北嶋恒男君）

バイオマスタウン構想の大規模構想でございまして、やはり建設に至るには、いろいろなプロセスがございまして、そうやって広い用地を確保しなければなりませんので、ぜひ実現できることを願っておりますけれども、もし合併債まで間に合わなくて、財政をもうちょっと圧迫するようなことになってはと思いますので頑張ってくださいけれども、ぜひ、それと同時に一人ひとりが、先ほど言いましたけれども、生ごみ対策、処理ですね、そういったことの意識の啓発に努めるように、地域地域で、もうちょっと処理機械を設置してもらって、今は個人的が多いんですけど、ある程度、地区単位とか、そういったことから盛り上げていって、そうすることがますますバイオマスタウンの、結局、郷づくりだということの、全国にも誇れるんではないかと思っておりますので、ぜひそのへの策定といいますか、推進のほうをお願い、要望いたしまして、これで終わりたいと思っております。ありがとうございました。そのへんを部長、またご答弁を。

○議長（上野稔君）

保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

再質問にお答えをいたします。

バイオマスタウン構想の推進、あるいはこれについての地域の学習会ということでありますので、このへんにつきましてはごみ減量課、市民環境部と連携をとりながら、分別収集の説明の機会がありますので、循環型社会と大まかに言いますけれども、このへんも含めまして、学習会で市民の方々のご理解を得られるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（上野稔君）

以上で、北嶋恒男君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（ な し ）

関連質問を終わります。

一般質問を続けます。

15番、新田治江君。

○15番議員（新田治江君）

正正会の新田治江です。通告に従いまして、2問、質問いたします。

まず、高齢者施策について。

高齢者にとって、地域で最後まで家に元気でいられることが誰もの願いです。地域の友と元気にいられる高齢者施策について、伺います。

1つ、女性の寿命86歳、男性79歳という長寿社会。老人クラブの休部が多いことは流れに逆行しています。現状と対策、原因等、どのようにしていこうと思っているのか伺います。

2つ、元気な健康高齢者を維持していくための対策。また、子どもから高齢者までという総合型地域スポーツクラブでの関わり方、地域のトレーニングルームの使用状況など伺います。

2問目、笛吹市の観光振興策について。

岐阜県中津川市の馬籠、妻籠宿、高山市の歴史的町並再生事業を会派で視察しました。両市とも、おおぜいの観光客で賑わっていました。市の主幹産業である観光振興策について、伺います。

1つ、合併7町の地域特性をバランスよく生かせるような、地域振興予算として配分できないか。

2つ、地域資源の発掘として、地域のよさを知っている地域の人が散策マップをつくること。

3、歴史的風致を感じるみちの発見。散策ルートづくり。

4としまして、石和温泉駅に降りて、買い物をしたくなるような楽しいまち並みの工夫。4点を伺います。

会派で高山市の朝市を見学しました。おおぜいの人々が賑わっていて、女性がいろんな農産物、また手作り品、このような、こちらでも吊るし雛などをしています、さるぼぼを、このような爪楊枝の木ですか、これにさるぼぼを付けて、いろんなものを販売していました。ぜひ、そんな、市も楽しいまち並みができればいいな、朝市などの賑わいがほしいなと思って、今回の質問に至りました。

以上、質問を終わります。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1 問目の答弁を、中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

新田治江議員の一般質問にお答えします。

本市の65歳以上の高齢者人口は、平成21年3月末現在1万6,645人、高齢化率は23.3%で超高齢社会を迎えております。また、高齢者人口の50.6%にあたる8,423人が、75歳以上の高齢者で占めている状況であります。

さて、ご質問の老人クラブの状況についてですが、市老人クラブ連合会のもと、旧町村単位に7つの地区老人クラブ連合会、そして行政区単位ごとに97の老人クラブがあり、会員数は4,596人となっております。合併直後の平成17年には103クラブ、会員数は4,949人でしたが、平成21年に97クラブ、4,596人となり、この5年間で6クラブ、353人の減少となっております。

減少の原因としましては様々な要因が考えられるところですが、老人クラブ会員の高齢化が進む中、新規の加入が少ないことと併せ、老人クラブの役職者の後任が確保できなくなっており、団体登録ができなくなっていることが大きな要因であると同っております。また、ライフスタイルが多様化し、つい最近まで社会の中心的働き手として、仕事とともに多様な趣味や余暇活動が続けてきた人たちにとっては、従来の老人クラブ活動になかなかなじめない世代間の差もあるのではないのでしょうか。さらに、農業後継者が少ないことや兼業農家が多くなってきていることから、高齢者が農業の重要な担い手となったままであることも一因ではないかと思われま。

このような状況の中で、市といたしましても老人クラブ活動への支援につきましても、団体への運営補助金を国の基準額に市単独補助を上乗せして交付しているほか、区長会等へ老人クラブ未加入地区の加入支援や会員増加の要請をお願いしております。また、高齢者を中心とした各種事業の開催の際には、地域の老人クラブ加入へのお知らせ等を配布し、加入推進をお願いしているところでもございます。

今後につきましては、老人クラブの事務局であります市社会福祉協議会とも協議しながら、加入者の増加に向けた有効な手立てを検討し、老人クラブ活動を支援してまいりたいと考えております。

次に元気な高齢者対策についてですが、平成21年3月末現在、介護認定を受けている高齢者は2,354人で、認定率は高齢者人口の14.1%、約7人に1人が介護認定を受けている状況です。また、高齢者の入院患者数はおおむね750人程度となっており、このことから高齢者のおおむね8割以上の方は、元気高齢者であることが推測されます。また、山梨県立大学の調査で本県の高齢者の健康寿命は、全国1位という調査結果が出ています。市といたしましては、元気な高齢者がいつまでも元気で、要介護状態に陥ることなく、地域で生活できることが大切であり、そのための取り組みを推進しているところであります。

まず、元気な高齢者を対象とした、やってみるじゃん介護予防事業では、大変多くの高齢者のご参加をいただき、健康体操や遊び、ゲーム等を取り入れたり、あるいは介護予防の話なども交えて、ほぼ市内の全域で開催され、年間1,365回、延べ参加者数は1万6千人近くのにぼっており、参加者の皆さまには大変ご好評をいただいているところであります。また、自宅で高齢者が気軽に介護予防に取り組んでいただけるように、一部地域に限定されますが、きらめきテレビで、同年代のシルバー体操指導員が体操を行います介護予防体操を放映しており

ます。併せて笛吹市のホームページからも動画配信も行っており、自宅で介護予防に取り組んでいただけるよう、推進しているところであります。

一方、要介護状態にまでは至っていないが、身体機能等の衰えが見られる虚弱な高齢者の方には、住民検診の検査結果により筋力向上の貯筋塾、口腔機能向上のかむかむ塾、低栄養改善のかまど塾を実施しており、参加いただいた高齢者の多くの方に、効果が表れ改善が見られております。さらに市の単独事業として、シルバー体操指導員養成講座や温泉活用健康づくり事業を実施しており、元気で健康な高齢者施策に取り組んでおります。

また、総合型地域スポーツクラブでの関わり方についてであります。本市には平成13年9月から総合型地域スポーツクラブを意識した中で、境川町内の小学生を中心にスポーツ少年団に入らない、または家庭の事情により入れない子を中心に活動を展開してきた、わいわいスポーツクラブがございます。このクラブは多種多様なスポーツを経験し、楽しむことにより、子どもたちのすこやかな成長を図るとともに、親子の触れ合い、地域住民との触れ合いを通じて人間味あふれる人づくりを目標とし、正式な総合型地域スポーツクラブとして登録、法人化を目指しています。

誰でも、いつでも、どこでも、好きなスポーツを楽しむことができるメニューづくりが必要になってまいりますので、高齢者の方々にも健康の保持増進、体力の向上や世代間の交流の場として積極的に参加していただき、希薄化しつつある人間関係の再構築に向けた組織づくりに向けて、ぜひ貴重なお知恵や経験を子どもたちと楽しみながら教えていただければ、ありがたいと考えております。

次にトレーニングルームの使用状況についてであります。市内の公営トレーニングルーム施設としましては、いちのみや桃の里スポーツ公園体育館、若彦路ふれあいスポーツ館体育館および境川スポーツセンター体育館の3カ所があります。

これらの施設の使用状況につきましては、いちのみや桃の里スポーツ公園体育館は指定管理団体の専属インストラクターがおり、平成20年度は延べ4,823人、平成21年度10月末で2,972人が利用し、昨年度の同時期より136人増加しております。また、若彦路ふれあいスポーツ館体育館の平成20年度利用者は延べ1,565人、平成21年度10月末では1,141人で、昨年度同時期より232人増加しています。平成22年度から指定管理施設となる予定であり、インストラクターの配置も予定されていることから利用者の増加が見込まれているところでございます。境川スポーツセンター体育館の平成20年度利用者は延べ900人、平成21年度10月末で170人が利用し、昨年度よりは減少いたしました。

今後はインストラクターにより講習会等を開催し、利用者のサポートを行いながら施設利用者の増加を図ってまいりたいと考えております。高齢者の方々にもぜひご参加いただき、使用方法等を熟知した上で、積極的に利用していただきたいと思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

2問目の答弁を、保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

新田治江議員の一般質問にお答えいたします。

現在、各地域の観光協会に対し、地域の観光振興を目的にした補助金の支出を行っております。補助額につきましては、各観光協会より提出される実績報告書を確認すると同時に、各観

光協会で検討を重ね、提出された翌年度の事業計画書を精査する中で決定しておりますので、現状におきましては、地域の特性が活かされた配分になっているものと認識しております。

次に地域資源の発掘を目的とした散策マップの作成についてであります。春日居中輪菊愛好会が作成した菊の散歩道、芦川町内の有志が作成した街中散策マップや御坂町のみさか花見散策コースなど、複数の地域では地元活力により地域資源を生かした、地域ならではの散策マップを作成する取り組みが、すでになされております。情報提供いただいたマップにつきましては、市のホームページや市長トップセール時のエージェント用資料として、可能な限りPRさせていただいております。

次に、歴史的風致を感じる散策ルートづくりについてであります。歴史的な建物や出土品といった市内の文化財につきましては、すでに笛吹市文化財ガイドマップに整理されております。それらの歴史的資源を巡る散策ルートにつきまして、現在、文化財課におきまして複数のルートを選定および、それらをまとめたルートマップを作成中であります。

次に、石和温泉駅周辺の買い物をしたくなるような楽しいまち並みへの工夫につきましては、観光客の皆さまに駅周辺を手ぶらで気軽に散策していただくことを目的に、駅前案内所において荷物の預かりサービスをすでに実施しております。また同案内所におきまして、ロッカーの新設や駅周辺の散策マップの配布など、さらなる利便性の向上にも努めております。

笛吹市の観光振興につきましては、現在、歴史や文化、果樹や自然など豊富な資源と趣向に富んだ四季折々のイベントを活用した、魅力的な観光地づくりを目指す上で指針となる観光振興ビジョンの策定を進めております。また組織強化のため、当市観光振興の中心的役割を担うべく、今年4月に笛吹市観光物産連盟を法人化いたしました。当連盟を中心にさらなる組織の強化、活動の推進を図るとともに、行政、関係団体、関係企業との連携強化にも取り組みを進めております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

新田治江君。

○15番議員（新田治江君）

はじめに老人クラブについてですが、農業の担い手だったり、リーダーの後任がなかったり、本当に苦勞している現状だと思います。老人クラブについてですが、市内の老人クラブの中には、活発に活動しているところやユニークな活動をしているところがあると聞いていますが、どのような内容か。また、それらの活動を市民、特に高齢者へ周知して、加入の促進ができないか、伺います。

また高齢社会については、これからの高齢社会を考えたときに、地域力を高めていくことが必要だと思いますが、高齢者への取り組み状況を伺います。

3つ目として、境川町で総合型スポーツクラブを目指していますが、他町にもあると、とってもよいと思います。子どもから高齢者までという広い範囲で、そのような総合型スポーツクラブをほかの6町へも広めていこうとしているのか、またお考えをお聞きしたいと思います。

観光施策については、旧町の実績配分で、町ごとに観光協会に出ているようですが、その観光協会と、また、その地域の一般の方も入れたワーキンググループの立ち上げをし、地域の声を観光に生かすことが必要だと思いますので、ぜひ、そんな立ち上げのこともお聞きしたいと

思います。また女性の視点を反映させるべく、女性観光プロモーションを発足したり、観光グッズの企画、農産物、また趣味を生かした朝市の開催についてもお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（上野稔君）

答弁を、中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

新田議員の再質問にお答えいたします。

老人クラブにつきましては、全体的には先ほど申し上げましたように、減少傾向となっているわけですが、ご質問にありますように、市内の中では大変活発な活動をしている老人クラブも数多くあるわけですが、具体的に2、3、事例をご紹介申し上げたいと思いますが、1つは春日居地区の別田老人クラブの活動の中では、笛吹市の春の桃の花まつりの期間中に土日・祝日に春日居駅を降りて兜山へ登山をされるハイカーの皆さんに、公民館の前で湯茶の接待をして、ハイカーの皆さんと交流を深めているというふうなお話を伺っております。また、同じく春日居地区の寺本老人クラブでは毎月カラオケ大会を、区内の若い人も誘って行って交流をしたり、子どもたちに昔の遊びを教えたりして、定期的に交流を行っているところでございます。

それから石和地区の四日市場老人クラブでは、地区内にある保育所で、保育園児との夏まつりの交流会を行ったり、介護老人施設へ訪問を行って交流を深めているというふうな話も伺っております。そのほかにも各地区の公民館や道路沿いの花壇への花植えなどに、積極的に活動されているところは数多くあるというふうな話も伺っております。

このような活動の、市民への周知につきましては、市老連の便りなどを通じて市民に広報の配布の際に組回覧として周知を図っていただいております。また、市へ事前に情報をいただいたものの中には、新聞社への取材をお願いして掲載していただいております。市の広報へ掲載等を行っている例もございます。

今後も老人クラブのユニークな活動や地道な活動など、幅広く市民への周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、もう1つ。高齢者社会について、地域力をどのように高めていくかというご質問でございますが、これからの超高齢社会の中で、元気な高齢者が地域で果たす役割は、ますます重要となってまいろうかというふうに考えております。元気な高齢者が介護支援を必要とする高齢者や閉じこもりがちな高齢者の身近な話し相手になることは、高齢者を見守り支える地域の大きな力であるというふうにも考えているところでございます。高齢者が地域の子どもたちに長い間、培った経験や技術を伝承するなど、地域で活動できることは、非常に多くあるのではないかと考えているところでございます。

また、現在、地域の高齢者を取り巻くさまざまな課題や状況を把握しながら、地域がみずからの地域の力を生かして、具体的な取り組みを進めていただくために、高齢者安心地域づくりモデル事業を市内旧町村単位に、7地区を対象に取り組みを現在、進めさせていただいております。

さらに元気な高齢者がさまざまな地域ボランティア活動などを通じ、地域で活動していただくような高齢者向けのボランティアの育成講座にも、今後、取り組んでいきたいというふうなことも考えております。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

新田議員の再質問にお答えをいたします。3点ほどいただきましたので、関連がありますので、連携してお答えをしたいと思います。

まず1つ目ですけれども、観光協会と一般の方のワーキンググループの立ち上げをして、幅広い地域の声を観光に生かすということでありまして、このへんにつきましては、観光物産連盟が法人化したので、その組織強化を図るとともに、各観光協会への問題提起を、このへんのことをしていきたいと考えております。

もう1つは女性の視点を反映させるべき、女子観光プロモーションチームを発足とありますけれども、現在、観光振興ビジョンを策定中であります。それは検討委員さん、策定委員会が上部団体ですけど、その下に検討委員会をつくりました。これは、8月の広報、ホームページで公募いたしました。20名の方々を検討委員会へお願いしたんですけども、この中に6名の女性の方々に参加いただきました。観光振興ビジョンは、来年の2月から3月上旬に、その後、完成して、市民の方々のパブリックコメントを実施しながら、3月中に最終承認で4月の広報には公表していきたいと考えておりますので、人づくり、組織づくりという面の中で、観光振興ビジョンの指針として、このへんに盛り込んでいきたいと、こんなふうと考えております。

3つ目の観光グッズの企画、あるいは朝市の開催というのは、このへんは観光グッズは過去にも桃・ブドウ日本一で、合併のときに桃太郎のストラップをつくったとか、いろいろあるんですけど、いまいち経費の面を含めまして、効果がなかったという経過があります。

あと朝市ですね。石和温泉旅館組合の温泉の広場の中で、朝市という企画がありますし、近津用水のウッドデッキの上でも朝市ということがありますけれども、なかなか長い間とか、あるいは周知とか、そういう面の関係で、朝市が継続しないという経過がありました。このへんも、観光物産連盟の中に、朝市を含めたイベント開催の観光魅力の向上、あるいは地域イメージの形成という面の中へ盛り込んでいきたいというか、このへんは朝市となると、やっぱり行政がすべきところと、あるいは民の力ですね。観光物産連盟が中心となって行っていくものか。あるいは地域のボランティアの方がやっていくかということ、非常に問題もありますけれども、行政と市民、あるいは地域関係が一体となった取り組みの中で、しっかりした観光ビジョンの指針として、その中に大きな目標として、盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（上野稔君）

早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

総合型スポーツクラブの再質問にお答えいたします。

平成13年からスタートしました境川のわいわいスポーツクラブでございますけれども、指導者、特に体育指導員の強力な推進力ということで、やっとここでNPO化するというところでございますけれども、スポーツクラブにつきましては、理想的にいいますと、各中学校区に1つというのが教育委員会の理想でございます。しかしながら、冒頭申し上げましたとおり、これは非常にエネルギーがいる事業でございますので、地区の指導者が頑張ってくれるかどうか。そういうところがあれば、教育委員会としては一生懸命お世話すると、こういうふうな状況でござ

います。

○議長（上野稔君）

再々質問はありますか。

新田治江君。

○15番議員（新田治江君）

先ほどの中で、モデル地区の7地区をちょっと参考までに教えていただけますか。そして朝市ですが、旅館で朝市をと言っていました、やはり旅館の人ばかりではなくて、一般の人も交えた、やっぱりそういう地域の力がほしいと思いますので、そのへんも今後の取り組みの中に入れてほしいと思います。

○議長（上野稔君）

では再々質問の答弁を、中川保健福祉部長。

○保健福祉部長（中川啓次君）

7地区でございますが、先ほど申し上げましたように、旧町村単位に1カ所ずつという形で指定をさせていただいております。具体的な区名までは、ちょっと手元に資料がないものから、もし必要でしたら、またのちほど紹介したいと思います。

○議長（上野稔君）

保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

観光的に朝市というのは大変、魅力のある催しものだと思っております、私も高山、あるいは輪島ですか、大変、素晴らしい規模で、もし笛吹市にも朝市があれば、大変いいかなと思っておりますけれども、これにとりましても、やっぱり一般の方々ですね。特に、これへ入っていただけるというのは、とてもありがたいことで、行政主導ではとても大変。いかに一般の方々、地域の方々がこの朝市に関して興味を持っていただくか、実行力があるかということですが、ただ、この朝市をどこで開催するか。旅館組合の中心がいいのかということになりますけれども、私たちが今、地産地消の推進計画を立てておまして、これに伴う地産地消等、直売所が芦川を含めて4つできますので、このへんの連携を含めた朝市の可能性、できるか、できないか、やるか、やらないか、やっていただけるかどうかということも含めまして、地産地消の推進の中で、各団体と話をしながら、十分に、これは検討、協議をさせていただきたい。前向きに。と考えております。

○議長（上野稔君）

以上で、新田治江君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

6番、風間好美君。

○6番議員（風間好美君）

新田治江議員の関連質問をさせていただきます。

先ほど、トレーニングルームの話がありましたけど、今、話されました3カ所ですね。施設に。高齢者にとっては、非常にそういう遊具等、危険なわけでございますが、その器具の整備点検はどのように行っているのか、まず1点、お伺いしたいと思います。

また、観光振興策について、私たちも中津川、また高山市の歴史的な文化、そういうところも行ってきまして、非常に感銘を覚えたわけでございます。中津川の中仙道のように、なか

なかいかないということは分かっておりますけど、やはり素晴らしいものは、皆さんと力を合わせれば、何かそんなことも実現できるのではないかなと思っている感じでございます。その中で、石和町から御坂町へつながる鎌倉街道の散策道も、私も文化財課の方々、またボランティアの方々と一緒に散策もさせてもらったこともあります。また八代町で、若彦路街道の散策も一緒に参加させてもらったこともあります。その中で、文化財課の方々、また地元のボランティアの方々が、別にマップも持っていない、そこの随所のところへ行けば、これこれこうだという、素晴らしい説明をするわけですね。ぜひ、そういうボランティアの方々がおりますので、そういう人たちを今、たまたま、私は2カ所しか言いませんけど、各地区、また地域において、素晴らしい、そういう街道、また素晴らしい歴史的な文化財のものがあるのではないかなと思っていますので、そういう人たちがひとつ、市でも何か、しっかりした補助的なことをやって、そういう素晴らしいマップづくりをしてもらえれば、また素晴らしい発掘ができるのではないかなと思っています。

もう1つ、石和町に、たまたま、旅館に行きますと、七福神のお寺、まわる案内も見ます。そんなようなところを観光客に、どういうふうに市として周知させて、観光目的にしているのか。また、どんなふうに七福神めぐりのことに対して、利用客がどのくらいいるのか分かったら、お教え願いたいと思います。

以上です。

○議長（上野稔君）

関連質問の答弁を、早川教育次長。

○教育次長（早川哲夫君）

風間議員の関連質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、健康器具、特にトレーニングルームにありますものは、使い方を知らなければ、かえって健康を損なうというふうな部分がございます。ご質問でございますけども、一宮のトレーニングルームにつきましては、指定管理というふうなことで、指定管理業者がもちろん定期的に管理をしていると。八代でございますけども、これはまだ指定管理になっておりませんので、八代の、支所の担当が業者に委託して管理していると。境川につきましては、このところ、ちょっと点検が必要ありませんでしたけども、ここで本年度はやるというふうなことで、特に境川につきましては、使う方が一通りの講習を受けていなければ危ないということで、使いたい人は希望を出して、講習を受けたのちに支所から許可を得て使っていると、こういうふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（上野稔君）

保坂産業観光部長。

○産業観光部長（保坂利定君）

風間議員の関連質問にお答えいたします。

散策コースは観光資源、あるいは商品化として大変重要なことだと思っておりますので、このへんのことも、商品化も含めて観光物産連盟の中で、しっかりした商品化を進めていきたいと思っております。

ただ七福神については、ちょっと数字をつかんでおりませんので、また後日、調査してご報告申し上げたいと思いますけれども、いろいろな面を含めまして、やっぱり市民一人ひとりの

関係で、観光に関する考え方はおもてなしの心だという、私ども観光ビジョンの作成の中で盛り込んでいきたいと思っております。では、おもてなしの心は何かということですが、やっぱりあいさつと、それから環境づくりだと。要するに石和へ、笛吹市に来て、家にいるよりいいなど、癒しが求められるような環境づくり。それと分かりやすさ、親切、丁寧、この5つを基本にした、おもてなしの心をしっかり観光振興ビジョンの中に入れて、笛吹市の情報発信をしながら、観光客の誘客に努めてまいりたいと考えております。

○議長（上野稔君）

再質問はありますか。

（ な し ）

関連質問を終わります。

本日の会議は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

一般質問を続けます。

14番、寶修君。

○14番議員（寶修君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、特別支援教育の推進についてをお伺いいたします。

国は中央教育審議会の答申を受け、障がい児教育の基本的な考え方を転換して、これまでの障害の種類や程度に応じて、特別な場で指導を行っていた特殊教育から障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導を行う、特別支援教育へと転換を図ることとしております。

こうした中で通常国会において審議され、障がいのある幼児、児童生徒に対する教育を充実するために学校教育法の一部改正がなされ、施行されました。法改正の目的は、近年のノーマライゼーションの理念の浸透に合わせて、障がいのある幼児、児童生徒がその持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服し、自立と社会参加を果たすことを支援するものであります。

具体的には障がい者ごとに分かれている、盲ろう養護学校の現行制度を弾力化し、複数の障害種別を教育の対象とすることができる特別支援学校の制度を創設されました。また特別支援学校は地域における特別支援教育のセンターとしての役割を担い、小中学校などの児童生徒の教育に関して必要な助言や援助を行うことが法令上、明確にされました。さらに小中学校の通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥、多動性障がい等の児童生徒を新たな指導対象に加え、適切な指導や必要な支援を行うこととされました。

こうした特別支援教育への転換にあたっては、障がいのある子どもの教育を取り巻く最近の状況の変化をふまえ、必要な改善に向けて大胆に取り組むことが必要であると思っております。制度の見直しにあたっては、地域の教育的ニーズや地理的条件に応じて、障がい者別の組み合わせなどについては設置者の判断に委ねられ、地域の実情に即した体制やシステムの構築が可能となったところであります。笛吹市も特別支援教育の理念と基本的な考え方に沿い、よりよい教育環境の確立に向け、現在の特殊教育が抱える課題の解決を含めた取り組みを、強く期待するものであります。

そこで特殊教育の実情をふまえ、特別支援教育の定着、発展を図るべきであると考えますが、市の考え方について、お伺いをいたします。

次に特別支援教育は、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導および必要

な支援を行い、安心して豊かに学び、生活できる環境づくりと自立や社会参画に向けた主体的な取り組みを支援するという視点が、学校教育法に位置づけられていると思います。

その中で障害の種類もさまざま、いろいろですが、聴覚障害について、お尋ねをします。

聴覚障害は、文字をコミュニケーション手段として、会話などの情報入手手段とする聴覚障害であり、難聴者とか中途失聴者とも呼ばれる人たちであります。文字でのコミュニケーション手段として筆談、電光表示板、字幕などがあります。通常の世界生活でのコミュニケーションでは使用できない状況にあります。もう1つの手段として、要約筆記があります。パソコン要約筆記を用いて、授業を行っている中学が市内にあります。保護者、地域の方、ボランティアの方々と協力し、聴覚障がいの子をサポートしております。充実したサポート活動と評価され、他の学校や市の関係者も見学し、ご存じだというふうに思っております。このような活動を市の事業として捉え、聴覚障害の教育に取り組むことが必要だと考えますが、市の考え方を伺いたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

答弁を、山田教育長。

○教育長（山田武人君）

實修議員の一般質問にお答えいたします。

特別支援教育は、障がいのある幼児、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導および必要な支援を行い、すべての学校において障がいのある児童生徒の支援をさらに充実していくものとして、平成19年4月から学校教育法に位置づけられました。

さて、笛吹市における特別支援教育の現状を見ますと、市内小中学校に設置されている特別支援学級は、知的障害学級や自閉症・情緒障害学級など35学級が設置され、97名の児童生徒が学習をしております。この特別支援学級は県が必要と認め設置しており、当然のことながら、児童生徒がたとえ1人であっても、県費の教員が配置されております。また、学校現場では、文部科学省の推計で約6%とされており、発達障がいや軽度発達障がいといわれる子どもたちが普通学級に在籍し、日々の学校生活を送っているのも事実であります。その一人ひとりの成長を目指すと同時に行き届いた指導がなされるよう、本市では独自に学習支援講師と講師を全小中学校に35名を配置しております。芦川中学校を除き、すべての学校に1名から4名の人的配置を行っているのが現状でございます。

また、これら特別支援教育に関わっては、教育委員会内に設置してあります、ひまわり教育相談室を中核にして、一人ひとりの成長に寄り添うことを基本にしながら、保護者の悩みや願いに適切なアドバイスを行うとともに、医療をはじめとする関係機関との連絡調整や連携を図っているところであります。さらに市内小中学校や保育所・幼稚園とも、校長、園長、特別支援担当者を介して、一人ひとりの子どもの実態に応じて総合的に、そして具体的に連携し、保護者が安心して子どもの養育に当たれるように、また障がいを持った一人ひとりのたしかな成長を願って、日々対応を行っています。

ところで、特別支援教育については障がいを持った一人ひとりに、どれだけ手厚い環境が用意できるかが課題となるとところであります。先ほど述べましたように、県が特別支援学級を設

置してそこに教員を配置するわけですが、発達障がいと認められる児童生徒の増加に対応すべく、本市では独自にひまわり教育相談室業務の充実、先ほど申しましたように、市費負担学習支援講師と講師の配置、特別支援教育研修会の実施等々、特別支援教育の充実を目指しているところがございます。また、特別支援教育の充実には、保護者や地域の皆さんの障がい者に対する正しい理解や協力も大切な要素になるわけです。

学校によっては、地域の皆さまや保護者の皆さまによるボランティア活動として、聴覚障がいを持った生徒の情報保障の手段の1つとして、先ほど議員がお話になりましたように、パソコンによる要約筆記のボランティアに入っている学校もあります。

なお、こうしたボランティアの活用につきましては、学校長に委ねられているところでもありますが、支援の内容や体制につきましては、今後、十分協議していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市としましては今後も、ノーマライゼーションの精神を根底に置きながら、障がいを持った一人ひとりの適性に十分配慮し、将来をどのように自立させるのかを考えながら、指導や連携に当たっていききたいと考えております。

今後につきましても、市教委では学校教育ビジョンの趣旨にもありますように、笛吹市に生まれ育つ、すべての子どもたちがすこやかに成長・自立していけますように、社会全体で子どもの教育に当たっていくという、意識の高揚を目指していきたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

寶修君。

○14番議員（寶修君）

丁寧な答弁、ありがとうございます。

授業をサポート事業としてについてを再質問いたします。

市と県においては、そういった形の中でサポート事業を行っているという答弁がありました。また、市独自の学習支援講師を配置して、人的措置を行っているということも答弁をいただき、理解をしております。今回の質問の中では、パソコンを使用した要約筆記による授業のサポートを行っている団体等があります。保護者とか地域とかボランティア団体等が協力して、その生徒のサポートを行っている。その結果、学力がアップして、保護者も大変喜んでいて、本人も大変喜んでいて。そして自立や社会参加を目指して頑張れるというふうな希望も湧いてきたということで、大変、学校関係者も同様だというふうにも思っております。現在、笛吹市には、文字をコミュニケーション手段としなければならない、従来の就学児童は少なくとも4、5人はいるのではないかなというふうにもいわれております。本当はあんまり聞こえなくて、内容が分からなくても、つい分かったふりをして授業を続けているとも思われます。これらの学校関係者はパソコン要約筆記による授業サポートを知らないで、改善できないのではないかとこのように思っております。パソコン要約筆記サポート事業を実際、知っていただき、より分かりやすい、健聴児童と同じく言葉が分かる状況で授業を受けることにより、児童は潜在能力を発揮し、学力、社会性を向上させることができるんだというふうに思います。

そこで笛吹市独自のサポーター養成講座というものを開設して、サポーターが不足しているところを充実させることが必要ではないかというふうに思っております。県においても要約筆記奉仕員派遣事業というのがあります。本市においても要約筆記奉仕員の育成のために、養成

講座の開設を要望したいというふうに思いますけれども、市としてのお考えをお聞かせ願えらと思います。

○議長（上野稔君）

山田教育長。

○教育長（山田武人君）

今、私の知っている範囲ですと、1つの中学校に1名の方がおいでになります。そこは1名ですから、県のほうから1名、県費の方が来て、1対1の授業をしておりますし、私も、教育委員会で学校訪問のときにも、ちょっと、その様子を拝見したことがございます。この要約筆記につきましては、県のほうにそういう事業がありまして、山梨県県立難聴障害者情報センターに山梨県が委託して、そこと本市の福祉協議会とで業務委託契約を結んで、学校のほうへも行っていただいているのではないかというふうに把握しておりますけれども、今、實議員のおっしゃいましたように、そういうふうな、人数的にも少ないとか、いろいろなことがありますので、これから学校とか関係機関とも検討させていただきたい、そういうふうに思っております。

○議長（上野稔君）

再々質問は。

實修君。

○14番議員（實修君）

ありがとうございます。今、そういった答弁をいただき、ぜひともそういった養成員を指導・育成していただいて、笛吹市独自のものを立ち上げていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（上野稔君）

以上で、實修君の一般質問を終了します。

一般質問を続けます。

2番、志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

お疲れさまです。笛政クラブの志村直毅でございます。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問を行います。

本市においては季節性および新型インフルエンザの流行が懸念される中、先の臨時議会において、1歳から小学6年生までの子どもに対して、1回分のワクチン接種費用の助成を提案され、議会としても補正予算の議決をしてきたわけですが、その他の業務にかかる課題も含め、迅速かつ果敢に対応していただいていることに対して、冒頭、感謝を申し上げながら、質問に入ります。

まず、行政経営における情報公開と市民参加について、伺います。

8月30日、新しい政治のあり方に期待を寄せられた結果、国政では政権交代が起こり、政治主導を掲げ、地域主権を現実のものとするために鳩山新政権が誕生しました。先月には高い関心をもたらした事業仕分けがネット中継も含めた公開の場で行われ、これまで明らかにされることの少なかった事業や予算の使途について、多くの国民の知るところとなりました。事業仕分けは、自治体での取り組みが先行しており、政府としても前政権でも無駄づかい撲滅プロ

ジェクトチーム、通称、無駄ボ。メタボリックシンドロームにかけて、肥大化した国の行政機構のぜい肉をそぎ落とし、スリム化を図るということですが、これによる政策棚卸しとして実施されていました。

公開の場という点では、山梨県内でも甲府市や都留市などがすでに実施しており、先週の県議会代表質問では知事はその答弁で、県としてもこうした手法の導入を検討していくとの前向きな考えを示しました。

議院内閣制の国政と二代表制の自治体とでは、政治の仕組みが違いこそすれ、自治の前提として情報公開はその要諦であり、笛吹市においても行政経営にあたっては意欲的に行政改革を進め、情報公開にも積極的に取り組んでいるものと受け止めております。十分な情報公開は行政経営にとっても、また市民に対して市政の今を伝え、課題や問題を知り考え、判断するためにも、いまや必要不可欠となっています。

論語に「よらしむべし 知らしむべからず」という孔子の一説がありますが、この言葉の本来の意味は、民を為政者の定めた方針に従わせることはできるが、すべての民になぜ、そのように定めたのかを理解させることは難しいというものです。

今般、各地で開催された市民ミーティングにおいても、参加されたすべての市民の皆さまにご理解が得られたかどうかは分かりかねますが、積極的な情報公開が市政に対する理解を深めるために役立ち、さらには議会、委員会の場においても活発な質疑・議論が行われることによって、みんなで掲げる、にぎわい・やすらぎ・きらめきのハーモニーを掲げる本市のまちづくりが市民との協働による市民参画型の、より実効性のあるものになっていくと考えます。

こうした状況の中、本市が県内自治体をリードする情報公開の最先進市としての地位を確固たるものにし、小さな政府で大きな公共サービスを実現していくために不可欠である協働のパートナーたる市民、公共サービスの担い手としての市民の参加を促進していくために、情報公開をさらに前進させるべく、次の点について取り組む考えがあるか、伺います。

まず1点目は、総合計画に基づく政策・施策を実現していくための予算編成方針案の検討過程の公開と市民参加です。

そして2点目として、予算編成過程の公開と市民意見の受付・公表。

3点目として、経営会議の公開。これも合わせて実施していく考えはあるでしょうか。現在も付属機関の会議の公開が本年度から施行され、さまざまな課題についての審議・検討の傍聴が可能になり、その結果も公開されるようになっていきます。さらに笛吹市の長期ビジョンである総合計画の施策を実現していくために、どのように、どんなことから手をつけていくのか。予算編成方針をどうするのかという議論の過程から、市民にも公開することで現状の理解をより深めることにもつながるものと思います。

また、予算編成の課程を公開することにより、市民に対しても重要な事業や優先的に取り組まなければならない事業を知るきっかけとなり、段階的な議論の経過を知ることで、市民サイドでできること、取り組まなければならないことが見えてくることも考えられます。合わせて、ここで市民意見を受け付けることは、予算編成を行う執行者側の市民ニーズの把握にもつながるものと思います。さらに市民意見の公表により、予算編成に反映されたどうかを知ることができ、まちづくりに参加しているという実感を得ることにもなるでしょう。経営会議についても会議録は公開されていますが、市民が傍聴する機会を創出することは情報公開の、まさに先駆けとしてチャンレンジする価値があると考えます。

そして4点目として、幹部職員による情報発信についても、ぜひ検討してみたいかと思いますが。全国には幹部職員による役所ホームページやブログ、広報などでの施策や所管の発信をしている例もございます。

また5点目として、パブリックコメントですが、現状はどのような事業について、パブリックコメントを募集するのかという、公開された基準は見当たらないと思いますが、これを策定し、一定の事業はパブリックコメントにかける、あるいは内部的な基準があれば公開するといった対応を行ってはいかがでしょうか。

以上のような、よりレベルの高い情報公開と市民参加を進め、充実させていく考えがあるか伺います。

次に、公募債の起債による財源確保策について、お尋ねします。

2002年3月に群馬県が初めて発行したミニ公募債は、住民参加型の市場公募、地方債として、全国各地の自治体でその後、発行が試みられてきました。その成否や評価は、さまざまあるものと承知していますが、住民のまちづくりや社会貢献意識の高まりによる購入が期待され、併せて必要な地域インフラを整備するためといった目的を明確にして発行することによって、財源確保の方策としても検討するに値するかと考えますが、これを実施する考えがあるか伺います。もちろん当然のことながら、借金を積極的に進めているということではありません。起債をする債の手法として、ミニ公募債の発行を検討してはどうかという観点で、ご所見をお尋ねしているものでございます。

以上、演台からの質問といたします。ご清聴、ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

当局の答弁を求めます。

1問目、2問目とも答弁を、池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

志村直毅議員の一般質問にお答えいたします。

まず、予算編成方針案の検討過程および予算編成過程の公開と市民参加についてですが、全国の先進的自治体では事務事業評価結果の公表、事務事業の外部評価、予算編成方針、または経営方針の公表、予算要求状況の公表、予算要求に対する市民意見の公募、予算査定結果の公表など、予算編成のさまざまな過程で公開や市民参加の取り組みが行われています。

さて、本市の取り組みといたしましては、本年度から予算編成方針をホームページ上に公開していくことを制度化いたしました。今後は、事務事業評価結果や施策評価結果を公表していく予定であります。また、行政経営システム構築後は、次年度経営方針の協議結果を公表するなど、予算編成過程の一部公開を進めていきたいと考えております。したがって、議員ご質問の予算編成方針案、予算編成過程の公開と市民参加、市民意見の受付については、将来の課題とさせていただきたいと存じます。

次に経営会議の公開についてですが、経営会議は市政経営方針および施政方針、ならびに予算編成方針等、行政経営における基本的な方針の協議や事務事業の月次予算執行状況管理など、部局間を越えて横断的に行政経営を行う機関として、市長以下、市の幹部職員で構成されており、平成20年4月より毎月1回開催しております。その協議内容につきましては、経営会議の運営基本方針を定めた笛吹市庁議設置運営規程に則り、会議録を市のホームページに掲載し、市民に公開しております。

次に幹部職員による情報発信につきましては、市が検討している重要な案件について、各地域で市民ミーティングを開催し、部局長が各案件の経緯・内容の説明を行うとともに、市政に対するご質問・ご意見など市民の皆さまの生の声を頂戴し、市政経営の参考にさせていただいております。

また毎年、主要施策についてマニフェストを作成し、マニフェスト説明会および、その検証会を通じ、施政経営方針、主な事業の数値目標や取り組み、進捗状況ならびに検証結果を市民の皆さまにお示ししております。

なお、マニフェストとマニフェスト検証の資料は、ホームページで公開しております。さらに市長への手紙、お問い合わせメールにていただいたご意見、お問い合わせなどに対しましては、市政クイックアンサー制度により、7日以内に最新情報をお答えしております。

次にパブリックコメントにかかる基準の策定につきましては、すでに市の政策立案過程に広く市民の意見、または提案を反映することを目的に、笛吹市パブリックコメント制度実施要綱を設けております。その対象は、市の総合的な施策に関する構想・計画、基本方針を定めることを内容とする条例・指針、各行政分野の施策の基本事項を定める計画・指針等としており、公表の方法については、当該事案の担当部局において、素案などを閲覧に供するとともに、市のホームページに掲載するほか、必要に応じて広報紙へ掲載するなど、市民に周知を図るよう努めております。

平成17年度から本制度を運用しており、これまでの実例といたしましては、第1次笛吹市総合計画をはじめ、行財政改革大綱、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、バイオマスタウン構想、水道事業基本計画、学校教育ビジョン、都市計画マスタープランなど13件について、パブリックコメントを実施しております。また、実施結果につきましても、ホームページにおいて公表を行っております。

なお、パブリックコメントの前段階として、各種計画の検討時から市民の皆さまに参画をいただき協議を進めるパブリック・インボルブメント方式も取り入れた中で、計画の素案づくりも行っているところであります。

今後も市民に開かれた行政の実現に向けて、情報公開と行政経営への市民参画を積極的に図るとともに、より効果的な情報発信についても検討し、情報公開先進都市の確立を目指してまいります。

続きまして、2問目のご質問にお答えいたします。

住民参加型市場公募地方債とは、主に自治体内地域住民などから債権発行形式で事業に充当する市場公募地方債の1つで、平成14年3月に群馬県が全国初の愛県債を発行して以降、発行額、発行団体数ともに増え、自治体の資金調達手段として定着しつつあります。総務省の資料によりますと、平成21年度には、全国で共同発行も含め97団体が約2,500億円を発行する予定であり、本県においても県や都留市が発行しております。

住民公募債のメリットとしては、住民の行政参加意識の高揚、住民に対する施策のPR、資金調達手法の多様化、個人金融資産の有効活用および市場公募化のためのノウハウ習得などが挙げられます。また、購入する住民にとっては、ペイオフ対策としても有効な手段となります。

以上のようなメリットは十分理解しておりますが、笛吹市では2つの大きな理由から公募債の発行や、その計画は現在のところございません。

まず1点目の理由としましては、現在まで、本市では市債の発行はすべて政府資金、ならび

に金融機関から証書借入方式により、地方債の発行を行ってきました。この証書借入方式に比べ公募債方式は、事務面・経費面での負担が大きいということでもあります。公募債発行方針の決定から資金調達までに、委託金融機関との交渉や公募債販売PRなど、おそらく数倍の事務量と期間が必要と予想されます。また、委託金融機関へは募集取り扱い手数料等の発行手数料が生じ、さらに応募が募集総額に満たない場合は、引き受け手数料も支払う必要も生じてまいります。

次に2点目の理由としましては、現在、本市が誕生6年目を迎え、合併特例債を活用した大型事業等の市内インフラ整備を積極的に計画しており、特例期間終了までの期間には相当額の資金を必要とする一方で、後年には財政運営になるべく影響しないよう、長期に渡る資金返済が望ましいことを考えますと、長期返済が可能で、かつ多額の資金調達手法がベターとなります。一方で公募債の発行状況を考察しますと、一般市町村の発行平均が10億円を満たない小規模のものが多く、また、公募債の購入者に占める高齢者の割合が高く、長期保有を好まない傾向があり、全体の9割以上が5年債以下の短期のものとなっている状況がうかがえるところであり、以上の点から、現在の笛吹市にとっては、公募債による資金調達手法はあまり適していないと考えるところでございます。しかしながら、近年では地方分権、財政投融资改革の推進によって、市町村の資金調達の比率は以前と逆転し、公的資金4割、民間資金6割へと大きく転換しております。

今後も、民間資金の調達ニーズは高まっていくと考えられ、地元金融機関等から資金調達できない場合にも備え、調達方法の多様化を図っていくためにも、住民参加型公募債における状況把握と調査研究は続けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

再質問を許します。

志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

まず、情報公開に対する取り組み、これについては、私も大いに笛吹市は前向きに取り組んでいるというふうに理解しています。そういう意味では、市民の皆さんにも高い評価をいただけるのではないかなというふうに思っています。そういう中で、今、ご答弁いただいた中では、今後、予算編成過程も一部公開していきたいというようなことで、半歩前進をするということだと思います。将来の課題という、ご認識もあるようですから、ぜひ今後、将来的には予算編成過程を公開し、またそれに対する市民の意見も受け付けることができるように、また進めていっていただけたらというふうに思います。

そういう中で、経営会議については、これもなかなか、そうはいつでも厳しいのかなと思いますが、傍聴ができるようにしていくようなお考えもあるのかどうかというところと、それから情報発信の部分については、当然、マニフェストの説明会ということも、ほかの自治体では、まだ試みられていないというような状況にあると思いますから、十分、先進的だというふうに思いますけれども、やはりどうしても参加できる方が限られてくるというようなこともありますから、積極的な情報公開をしていただくことは、かつての小さな町村単位と違って、今、大きな笛吹市になりましたから、職員の方の顔もなかなか、昔と違って分からない方も多く、そういう意味では、活発に情報発信をしていただくことが、職員の方に対する親しみ、あるいは

自分たちのおらがまちだというような意識を育んでいくことにも、つながるかと思います。ぜひ情報発信を、これから検討していただきたいと思います。もっと積極的にできるように検討していただきたいと思います。

それからパブリックコメントの部分で、実施要綱が設けてあるということですが、これについては、またホームページ等でも、そういったものが確認できるような形で公開されるのかどうか。前段の質問の部分で、再質問としては経営会議の傍聴ですとか、それからパブリックコメントの実施要綱の公開ですとか、そういったところを、もう少しお聞かせいただけたらと思います。

いずれにしても、現状については議事の公開というようなレベルではありますが、都道府県や自治体でも事業部局の予算要求、この額ですとか、財政当局やトップがどんな査定をしたのかというようなことについても、公開されるというような事例も増えてきています。なかなか課題も多いかと思いますが、限られた財政状況の中で、事業の取捨選択の判断を説明して、市民に理解を求めていくためにも、有効なのではないかなと思います。最終的には市長のご判断だということにもなるかと思いますが、情報公開最先進市として、今後も引き続いて進んでいただきたいと思います。

それからミニ公募債についてですけれども、やはり時期尚早といえますか、小さい額の発行ということですから、そういった部分も、私もそういう思いはありましたけれども、一方でこういった景気が悪くて低金利な状況にあっても、個人向け国債ですとか、企業の個人向け社債といったものは、好調な売れ行きが見られるものもあります。また、広島市民球場、マツダスタジアムに建て替えをするというときには、20億円発行したわけですが、これに対して66億円相当の応募があったということで、そのミニ公募債を活用して何をするかという部分で、市民にも魅力的なものであれば、また今後の課題として、こういった手法も取り入れていくことも、検討される余地があるのではないかなと思っています。

以上で、再質問ということで、よろしくお願いします。

○議長（上野稔君）

答弁を、池田経営政策部長。

○経営政策部長（池田聖仁君）

最初に経営会議の傍聴は可能かというお話でございますけれども、基本的に市の情報公開条例にかかると、公開できない情報の取り扱いをする段階では、傍聴はできないというふうに認識をいただきたいと思いますけれども、そのほか、市民に公開してもいいというようなテーマの場合につきましては、このことを前向きに検討していきたいというふうに考えております。

それから、パブリックコメントの実施要綱の確認でございますけれども、市のホームページから市の例規集といえますか、市の例規に、電子化しておりますものに入れると思います。その中に要綱がございます。それで確認できないという場合につきましては、市のホームページの中へ入れていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それからミニ公募債関係は、財政課長が答弁いたします。

○議長（上野稔君）

鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木幸弘君）

志村直毅議員の再質問のミニ公募債につきましてですが、先ほど部長のほうから説明したと

おりに、今の市の状況としてはそぐわないというような説明をさせていただきました。最後のほうで、そうは言いますが、よその市等の状況、また民間型が増えているような中では、今後については検討していくというところに、まずは留めさせていただきたいなと思っております。

○議長（上野稔君）

再々質問。

（なし）

以上で、志村直毅君の一般質問を終了します。

関連質問を許します。

（なし）

関連質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

本日の議事は、すべて終了いたしました。

お諮りします。

明日9日から11日、14日および15日は議案調査のため、休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、明日9日から11日、14日および15日は休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は16日、午後2時30分から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時34分

平成 2 1 年

笛吹市議会第 4 回定例会

1 2 月 1 6 日

平成21年笛吹市議会第4回定例会

1. 議事日程(第3号)

平成21年12月16日
午後2時30分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第123号 | 笛吹市芦川農産物直売所条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第124号 | 笛吹市立保育所条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第125号 | 笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第126号 | 笛吹市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第127号 | 笛吹市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第128号 | 笛吹市都市公園条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第129号 | 笛吹市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第130号 | 平成21年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)について |
| 日程第 9 | 議案第131号 | 平成21年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について |
| 日程第10 | 議案第132号 | 平成21年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第11 | 議案第133号 | 平成21年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第12 | 議案第134号 | 平成21年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第13 | 議案第135号 | 平成21年度笛吹市公共下水道特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第14 | 議案第136号 | 平成21年度笛吹市簡易水道特別会計補正予算(第3号)について |
| 日程第15 | 議案第137号 | 平成21年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第2号)について |
| 日程第16 | 議案第138号 | 平成21年度笛吹市水道事業会計補正予算(第3号)について |
| 日程第17 | 議案第139号 | 普通財産の譲与について |
| 日程第18 | 議案第140号 | 動産の取得について |
| 日程第19 | 議案第141号 | 動産の取得について |
| 日程第20 | 議案第142号 | 公の施設に係る指定管理者の指定について(はなぶさふれあい児童館) |

- 日程第21 議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（御坂児童センター）
- 日程第22 議案第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について（かすがい東保育所）
- 日程第23 議案第145号 公の施設に係る指定管理者の指定について（芦川農産物直売所）
- 日程第24 議案第146号 公の施設に係る指定管理者の指定について（八代ふれあい健康広場）
- 日程第25 議案第147号 公の施設に係る指定管理者の指定について（八代増田ふれあい広場）
- 日程第26 議案第148号 公の施設に係る指定管理者の指定について（若彦路ふれあいスポーツ館他）
- 日程第27 議案第149号 公の施設に係る指定管理者の指定について（石和中央テニスコート他）
- 日程第28 議案第150号 公の施設に係る指定管理者の指定について（いちのみや桃の里スポーツ公園）
- 日程第29 議案第151号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について
- 日程第30 議案第152号 山梨県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合同規約の変更について
- 日程第31 議案第153号 市道認定について
- 日程第32 新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
- 日程第33 議案第154号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第34 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第35 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。(24名)

1番	網倉正治	2番	志村直毅
3番	野澤今朝幸	4番	北嶋恒男
5番	中村正彦	6番	風間好美
7番	渡辺正秀	8番	亀山和子
9番	降矢好文	10番	堀内文藏
11番	中村善次	12番	龍澤敦
13番	野沢勝利	14番	寶修
15番	新田治江	16番	大久保俊雄
17番	小林始	18番	内藤武寛
19番	中川秀哉	20番	渡邊清美
21番	川村恵子	22番	松澤隆一
23番	前島敏彦	24番	上野稔

3. 欠席議員

(なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長	荻野正直	副市長	望月健二
教育長	山田武人	総務部長	梶原清
経営政策部長	池田聖仁	会計管理者	堀井一美
市民環境部長	加藤寿一	保健福祉部長	中川啓次
福祉事務所長	河野修	産業観光部長	保坂利定
建設部長	岩澤重信	公営企業部長	竹越富男
教育次長	早川哲夫	総務課長	山下真弥
財政課長	鈴木幸弘	消防長	金井一貴
代表監査委員	飯田三郎	教育委員長	水上昭夫
農業委員会長	荻野勇夫		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	古 屋 正 史
議 会 書 記	飯 島 重 人
議 会 書 記	金 井 久

○議長（上野稔君）

ただいまの出席議員は24名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので、念のため申し添えます。

直ちに、日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

○議長（上野稔君）

日程第1 議案第123号から日程第31 議案第153号までを一括議題といたします。

本案については、今定例会初日の12月4日に上程され、各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員会委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会委員長、降矢好文君。

○総務常任委員長（降矢好文君）

それでは、ただいま議長より報告を求められましたので、総務常任委員会の報告をいたします。

去る12月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査を12月10日、11日、委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査をいたしました。

審査の過程において出ました、主な質疑等について報告をいたします。

まず総務部所管では、地域コミュニティ事業である公民館の建て替え事業について、市からの補助金は一律500万円なのか、または上限なのかとの質問に対し、新築あるいは全面改築を行った場合は、事業費のうち補助金等を除いた分の2分の1以内、または上限が500万円であり、対象経費は建築にかかる経費のみであり、土地代や設計料等は含まれないとの説明がありました。

市民環境部所管では、防犯灯維持管理経費について、合併前旧町村ごとの負担基準と各地区負担分の不均衡について、統一した基準を定めるということだったが、その進捗状況はどの質問があり、該当区長会で説明、お願いして理解を得ていきたいとの説明がありました。

経営政策部所管では、デマンドバス運行の調査検討は進んでいるのかとの質問があり、市営バス実証運行路線沿線の皆さんの意向調査を行い、まもなくその結果がまとまる。その資料をもとに地域公共交通会議で検討をしていきたいとの説明がありました。

以上、本委員会に付託をされました案件に関わる主な質疑等の報告を終わります。

それでは、審査結果については次のとおりです。

議案第130号 「平成21年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務常任委員会担当項目について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第139号 「普通財産の譲与について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第140号 「動産の取得について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第141号 「動産の取得について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第151号 「山梨縣市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長（上野稔君）

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結します。

この際、申し上げます。

議案第130号 「平成21年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）」につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

それでは、議案第139号から議案第141号および議案第151号を一括議題とします。お諮りします。

本4案件については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案件に対する委員長報告は、可決です。

本4案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第139号から議案第141号および議案第151号は、原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託しております案件について、教育厚生常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、前島敏彦君。

○教育厚生常任委員長（前島敏彦君）

それでは議長より報告を求められましたので、委員長報告をさせていただきます。

去る12月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査を、12月10日および11日の2日間にわたりまして、関係当局の出席を求め開会し、審査いたしました。

審査の過程において出ました主な質疑等について、報告いたします。

保健福祉部所管では、はなぶさふれあい児童館、御坂児童センターの指定管理料が直営より上がった理由について質問があり、指定管理にするにあたり、国のガイドラインに沿った人員

の配置と開設日の追加により人件費が増えたため、指定管理料が上がったとの説明がありました。

また、地域密着型介護サービス費について質問があり、昨年の63人から現在74人に利用者が増え、1人月約22万円の利用料がかかるため、給付費が増加した。また施設入所の要望に応えるため、今年度、地域密着型グループホームを募集し、検討しているとの説明がありました。

市民環境部所管では、唐柏地区のミックス紙・その他プラ排出モデル事業の予算について質問があり、特に補助金等の予算づけはしていないが、排出箇所数を増やすことにより排出量が増えており、来年度以降、各区に排出箇所の増設をお願いしていきたいとの説明がありました。

教育委員会所管では、石和北小の污水浄化槽が漏水しているため、今回、調査・設計委託料を補正し、工事については、校庭全域が工事対象となるため、児童の安全を期して、来年の夏休み中に下水道に接続する工事を行うとの説明があり、公共施設でもあるため、前倒しをして早期の工事を求める意見がありました。

また、青楓美術館の閉館について、見直しや民間等による運営方法の検討を求める意見があり、運営協議会で教育委員会の閉館する方針を説明し理解を求め、1年かけて今後の運営方法等について協議をしていくとの説明がありました。

なお、公の施設に係る指定管理者の指定について（若彦路ふれあいスポーツ館他）については、反対討論がありました。

以上、教育厚生常任委員会で審議されました、主な内容についての報告を終わります。

それでは、審査結果については次のとおりであります。

議案第124号 「笛吹市立保育所条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第125号 「笛吹市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第126号 「笛吹市乳幼児医療費助成金支給条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第127号 「笛吹市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第129号 「笛吹市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第130号 「平成21年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育厚生常任委員会担当項目について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第131号 「平成21年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第132号 「平成21年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第133号 「平成21年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第134号 「平成21年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第142号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（はなぶさふれあい児童館）」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第143号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（御坂児童センター）」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第144号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（かすがい東保育所）」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第148号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（若彦路ふれあいスポーツ館他）」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第149号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（石和中央テニスコート他）」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第150号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（いちのみや桃の里スポーツ公園）」、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第152号 「山梨県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合規約の変更について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上をもちまして、委員長報告といたします。

○議長（上野稔君）

以上で、教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

これより討論および採決を行います。議案第130号につきましては、各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

それでは、議案第124号から議案第127号および議案第129号を一括議題とします。お諮りします。

本5案件については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。

本5案件に対する委員長報告は、可決です。

本5案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第124号から議案第127号および議案第129号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第131号から議案第133号までを一括議題といたします。

お諮りします。

本3案件については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案件に対する委員長報告は、可決です。

本3案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第131号から議案第133号は原案のとおり可決されました。

次に議案第134号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより、議案第134号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数です。

よって、議案第134号は原案のとおり可決されました。

次に議案第142号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

8番、亀山和子君。

○8番議員（亀山和子君）

議案第142号 「公の施設に係る指定管理者の指定について」、反対討論を行います。

公の施設に対する指定管理導入の主な理由として、市がこれまでも述べてきたことは、1つは財政的なメリットが得られること。2つ目は、サービス内容の向上が得られること。この2つでありました。このことから考えて、この議案であります、はなぶさふれあい児童館および学童保育の指定管理導入後の状況はどうでしょうか。管理運営の概要によれば、サービス内容の向上については従来どおりであり、特別な変更点はないと記載されております。財政面ではどうかといいますと、20年度決算では児童館、学童保育、合わせて1,157万3千円の決算でしたけれども、指定管理料予定額では1,410万円と、およそ252万7千円増加しております。概要では現在、3名の指導員を1名増やして、4名となる予定のようでもありますけれども、しかし、かかる経費のうち、およそ90%が人件費であります。市が言うところの財政的なメリットもない、議案第142号に関しては、財政的メリットは何もないものと思われま。サービス内容の向上も得られない、財政的なメリットも得られない、このような状況での指定管理導入といいますのは、導入に際して精査も何もない、とにかく導入先にありき、そのような姿勢が見てとれてなりません。

児童館といいますのは、児童の集団生活を通して体力増進を図り、健全な育成を図る場所でありまして、そして学童保育は子どもたちの放課後の生活が安全かつ健全に図られることを目的とした施設であります。そして、この両児童館とも税金で建てた大切な市民の財産であります。このような施設こそ、公が直接に責任を持って運営すべきではないでしょうか。子どもの

発達、育ち合う場を市場に委ねるべきではありません。

また、今回の導入にあたりましては、保護者の皆さんには説明会は開かず、お知らせを出しただけということでもあります。文書1枚のお知らせで済ませてしまう、保護者、市民置いてけぼりの市政ではないでしょうか。説明責任を果たさず行政主導で、ひたすら既成事実を積み上げていこうとする姿勢がうかがわれてなりません。

市民は顧客ではありません。市政が公平・公正に行われているか、監視する主権者であります。このことを述べて、反対討論とします。

○議長（上野稔君）

次に、賛成討論を許します。

4番、北嶋恒男君。

○4番議員（北嶋恒男君）

議長の許可をいただきましたので、議案第142号「公の施設に係る指定管理者の指定について」の議案に対しまして、賛成する立場から討論を行います。

本案は、笛吹市はなぶさふれあい児童館および石和東小学童保育クラブに平成22年4月から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人 宮前保育園を指定管理者として指定するものであります。

児童館への指定管理者導入については、すでに境川児童館において学童保育クラブも含めて、地元の社会福祉法人を指定管理者としており、地域や保護者と連携しながら、さまざまな事業に取り組み、社会福祉法人の特色を生かした管理運営が行われております。

本案につきましても、長年にわたり優れた保育所運営の実績を持つ社会福祉法人のノウハウを取り入れることにより、児童館および学童保育サービスの向上、運営内容の充実を図り、市児童館全体のレベルアップにもつながるものと期待するところであります。

また、本案の社会福祉法人は県内で初めての公立保育所指定管理者として、平成19年度から石和第3保育所の管理運営を行っているところであり、その保育運営については、大変、好評を得ているところであります。この石和東小地区の保育所、小学校、児童館、学童保育とがそれぞれ連携しながら、子育て支援の先進的なモデル地区となるよう、管理運営に対するチェック体制を確立し、市と指定管理者が良好な信頼関係を持ちながら、また保護者の声が反映されるような体制づくりを望むものであります。

児童館および学童保育の一層の充実とサービスの向上、経費のさらなる節減が図られ、保護者や地域の期待に応えられるような運営がなされることを期待し、はなぶさふれあい児童館の指定管理者の指定議案に対する賛成討論といたします。

○議長（上野稔君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第142号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第142号は原案のとおり可決されました。

次に議案第143号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより、議案第143号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数です。

よって、議案第143号は原案のとおり可決されました。

次に議案第144号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

8番、亀山和子君。

○8番議員（亀山和子君）

議案第144号 「公の施設に係る指定管理者の指定について」、反対討論を行います。

この議案は、新築になったばかりのかすがい東保育所に指定管理制度を導入するためのものであります。

さて、日本の保育制度と申しますのは、国が定める保育所運営の算定基準や保育内容を定める保育所、保育指針やさまざまな補助金制度に基づいて運営されておりまして、全国津々浦々、都会の保育所に行っても、地方の保育所に行っても、等しく同じサービスが受けられる、大変、優れた制度であります。

公立保育所の運営費が一般財源化されましたけども、保育単価については私立、公立ともなんら変わりありません。児童1人当たりの部屋の広さも、保育士1人当たりの児童数も1食当たりの給食費、また、その他、さまざまな経費についても国の定めがありまして、公立も私立もその基準の中で運営されております。

さらに一時保育事業や長時間保育、病時保育、休日保育などなど、そのようなサービスも国が示している補助金事業のメニューに過ぎません。市は民間に任せれば、サービスの向上が得られると、この保育に関してもそう申しますけども、それはあくまでも国の定める基準内でのサービス、国の定める補助金事業内でのサービスであります。同じ保育単価で運営する日本の保育制度の中で、民間でできるサービスが公でできないというものは、何一つないはずで。保護者のニーズに対して、民間がしっかりと応えてやっていることが公で応えていないとすれば、それは明らかに公の怠慢だと言わなければなりません。公の努力を怠っておいて、民間に任せればサービスの向上が図れるという論議は成り立ちません。

石和第3保育所に指定管理を導入してからサービスがよくなって、保護者からとても喜ばれているとか、入所希望が殺到しているとか、市外からの視察も多いとか、いろんな場面で語られていますけども、それは裏返してみれば、先ほども言いましたように、公の努力不足を実証しているようなものであります。

今、市がやるべきことは、この機会に民間の保育所に大いに学ぶことではないでしょうか。また財政的に見ても、先の児童館や学童保育と同じように、経費の大半、およそ80%から

90%は人件費であり、財政的なメリットも得られないものであります。

以上、反対討論とします。

○議長（上野稔君）

次に、賛成討論を許します。

20番、渡邊清美君。

○20番議員（渡邊清美君）

議長の許可をいただきましたので、議案第144号「公の施設に係る指定管理者の指定について」の賛成の討論を行います。

本案は、笛吹市立かすがい東保育所に平成22年4月から指定管理者制度を導入し、指定管理者として社会福祉法人城西福社会 あら川保育園を指定するものであります。かすがい東保育所への指定管理者導入については、保護者の十分な理解のもとで、円滑な導入を図るため、昨年6月より保護者説明会を重ねてきたところであります。その結果、保護者の皆さまの大多数の合意を得るとともに、地元地域審議会をはじめ区長会、春日居地区、保育所、建設検討委員会の合意のもとに導入するものであります。

長年にわたり、優れた保育所運営の実績を持つ民間保育園のノウハウを取り入れることにより、多様化する保護者の要望に応えられる保育サービスの向上、運営内容の充実を図り、公立保育所全体のレベルアップにもつながるものと期待しております。

保育所の管理運営にあたっては、市と指定管理者が良好な信頼関係を持ちながらも、市が責任を持ち、しっかりチェックしながら、保護者の声が反映されるような体制がつけられることを望むものであります。

保育内容の一層の充実と保育サービスの向上を図り、保護者や地域の期待に応えられるような運営が行われることを願い、かすがい東保育所の指定管理者の指定議案につきましては、原案に賛成するものであります。

以上で、賛成討論といたします。

○議長（上野稔君）

ほかに、討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第144号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第144号は原案のとおり可決されました。

次に議案第148号を議題とし、討論を行います。

反対討論を許します。

7番、渡辺正秀君。

○7番議員（渡辺正秀君）

議案第148号「公の施設に係る指定管理者の指定について（若彦路ふれあいスポーツ館他）」について、反対の立場から討論を行います。

私は、この指定管理者制度、このやり方、それ自体についてうまくない制度だと基本的には考えております。そして最初の触れ込み、経費を節減する、あるいは民間活力を導入してサービスを向上させるというような話でしたが、そういう点についても、極めて最初の目標、達成状況が悪いということでございます。こうした中で、今の時期は新たに指定管理者制度を導入するのではなくて、検証しなくてはならない時点だというふうに思っております。

私たち、原則的に指定管理者制度について、これはよろしくない制度だという考え方は持っておりますが、では、すべての施設について、指定管理者制度を導入することについて反対するかといえば、必ずしもそうではございません。例えば、ある施設について、特定の団体がほぼ、中心になって使っているような施設、そして、それがそうした目的のために造られた施設、例えば福祉協議会が使っている福祉施設等については、そういうところについて、安定的な管理を行っていただくということで、これについては、必ずしも反対ではございません。また地域の公共施設、地域の人たちが主体的に使っているものについて、これを地域の地縁組織に任すというようなことについても、これについては一般的には賛成いたします。

しかし、この第148号のような施設に関しては、これは到底、賛成できるものではございません。これは社会教育施設でございます。社会教育を推進するというためには、まず地域の人々が第一です。そして、そこには施設があって、そしていくらかのお金があって、この人、施設、お金、これをもってこそ、円滑な社会教育活動というものができるわけです。これを地域から切り離して、民間団体に任せるということが、なぜ公の施設の運営として適切でございましょうか。

こういう原則的な点から、私どもは基本的に社会教育施設、あるいは社会体育施設等の指定管理者導入については、反対いたします。

以上をもって、私の反対討論を終わらせていただきます。

○議長（上野稔君）

次に、賛成討論を許します。

2番、志村直毅君。

○2番議員（志村直毅君）

議長の許可をいただきましたので、議案第148号「公の施設に係る指定管理者の指定について（若彦路ふれあいスポーツ館他）」について、賛成する立場から討論を行います。

すでに、ご承知のとおり指定管理者制度は公共サービスの担い手として、民間事業者、NPO、地域の団体等の運営ノウハウを活用することにより、質の高いサービスの提供を図るとともに、施設の維持、管理費用の縮減を図る観点から、全国で導入が進められております。

笛吹市においては、23の体育施設のうち、これまでに10の施設に指定管理が導入されており、維持管理経費の節減が図られるとともに、指定管理者がそれぞれの特性を生かした独自のサービスを提供、開館時間の延長といった利用者への公共サービスの向上に取り組まれていると伺っております。このことから、体育施設への指定管理者制度の導入については、一定の成果が得られてきているものと考えられます。

今回の若彦路ふれあいスポーツ館、八代中央スポーツ広場、八代中央水泳プール、八代東部水泳プールの4施設については、株式会社 笛吹スポーツセンターが指定管理者の候補団体となっておりますが、当該団体はすでに一宮および御坂地区の体育施設において指定管理の実績があり、新たに4施設の管理を行うことにより、これらの施設と連携した柔軟な利用と職員の

体制整備が図られることが考えられ、各種スポーツ教室などの新たな取り組みによる利用者サービスの向上も期待できることから、原案に賛成をするものであります。

しかし、民間事業者ということから企業利益の追求を優先させ、市民ニーズに適切に応えず、市民のための施設であるという原則を逸脱することがあってはなりませんし、日常の基本的な施設の維持管理業務がおろそかになってしまつては、意味がありません。

本市におかれましては、指定管理者の管理運営状況に対して、指定管理者としての責務を果たし、公共サービスの提供を適切に履行することにより、利用者の平等利用の確保、利便性の改善、ならびにより一層のサービスの向上が図られるよう、継続的に管理運営状況の把握に努め、必要な指示を行い、利用者との意思疎通を促進させるなど、設置者として責任を持った適切な業務を行うことを強く要望しまして、賛成討論といたします。

○議長（上野稔君）

ほかに、討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第148号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第148号は原案のとおり可決されました。

次に議案第149号を議題とし、討論を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第149号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第149号は原案のとおり可決されました。

次に議案第150号を議題とし、討論を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

これより、議案第150号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第150号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第152号を議題といたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第152号は原案のとおり可決されました。

次に建設経済常任委員会に付託しております案件につきまして、建設経済常任委員長から審査結果について、報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、大久保俊雄君。

○建設経済常任委員長（大久保俊雄君）

それでは、ただいま議長より報告を求められましたので、建設経済常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月4日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査を12月10日、11日に全委員出席のもと、関係当局の出席を求め開会し、審査いたしました。

審査にあたり、主な質疑・意見等について、報告いたします。

産業観光部所管では、芦川農産物直売所の設置に伴い、生産者は芦川地区に限定するのか、年間売り上げ目標、観光客獲得のための情報発信の具体策はなどの質問があり、芦川の農家戸数・品目・出荷時期等により、品薄になることもあり得る。他の直売所とも打ち合わせを行い、互いに持ち込みルールをつくっていく。また、農協とも協議していく必要がある。

なお売上目標は、人件費等を考えると年間4千万円から5千万円を目標としたい。今後、直売所の愛称、案内看板設置場所や一人でも多くの人に笛吹市や芦川町の魅力を知っていただけるよう、具体策も検討していきたいとの説明がありました。また現地視察も行い、工事の進捗状況も確認いたしました。

建設部所管では、リニアトンネル掘削工事関係で、御坂町地区では水源の枯渇等が相次ぎ、沿線住民に大変、不便をかけている。今後、境川町地区工事も進んでくるが、進捗状況はどうか。また、鉄道・運輸機構と協議はしてあるのかとの質問があり、御坂町地区の関係については、今後とも河川や水源の枯渇が予想されるため、事前の対策を強く申し入れをしており、口頭だけでは不十分なため、鉄道・運輸機構と書面の取り交わしをしている。また、境川町地区の明かり区間についても、沿線1キロメートル以内のすべての井戸の調査をしており、工事によって異常な状況が出てきた場合には、早急に対応をする確認書も取り交わしている。市としては、今後とも沿線地区の意向に沿って市民の安全、安心な環境の保全のための対策を事業主体に求めていく。また、代替水源として利活用後の余浄水についての有効活用を、協議会を立ち上げ検討していくとの説明がありました。

また、大型建設プロジェクトに関する調査費が計上された案件に対し、優先順位的に優位な

のかとの質問に、補助金や条件整備を図り順次事業の推進を図るとの答弁がありました。

公営企業部所管では、浄水場の計画について、次は御坂町内に建設をする予定と聞いているが、リニア工事の関係で、良質な水が出てきた場合の対応と浄水場の規模はどの質問があり、リニアの工事関係で出た水については、本来、考えはなかったが、仮に飲み水に適している場合には、将来的な検討課題とさせていただく。

また、浄水場の規模は、最大8,090トンを予定しており、受水可能な地区は御坂・石和・一宮を予定しており、現在、建設を進めている境川の浄水場は境川・八代を予定しているとの説明がありました。

以上、本委員会に付託を受けました案件に関わる、主な質疑・意見等の報告を終わります。

それでは、本委員会に付託された事件は審査結果、下記のとおり決定したので、報告いたします。

議案第123号 「笛吹市芦川農産物直売所条例の制定について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第128号 「笛吹市都市公園条例の一部改正について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第130号 「平成21年度笛吹市一般会計補正予算（第5号）のうち、建設経済常任委員会担当項目について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第135号 「平成21年度笛吹市公共下水道特別会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第136号 「平成21年度笛吹市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第137号 「平成21年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算（第2号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第138号 「平成21年度笛吹市水道事業会計補正予算（第3号）について」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第145号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（芦川農産物直売所）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第146号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（八代ふれあい健康広場）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第147号 「公の施設に係る指定管理者の指定について（八代増田ふれあい広場）」、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第153号 「市道認定について」、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上をもちまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長（上野稔君）

以上で、建設経済常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

これより討論および採決を行います。議案第130号につきましては、先般、申し上げたとおりです。

それでは、議案第123号および議案第128号を一括議題とします。

お諮りします。

本2案件については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本2案件に対する委員長報告は、可決です。

本2案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第123号および議案第128号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第135号から議案第138号までを一括議題とします。

お諮りします。

本4案件については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本4案件に対する委員長報告は、可決です。

本4案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第135号から議案第138号は原案のとおり可決されました。

次に議案第145号、議案第147号および議案第153号を一括議題とします。

お諮りします。

本3案件については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本3案件に対する委員長報告は、可決です。

本3案件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第145号、議案第147号および議案第153号は原案のとおり可決されました。

次に議案第146号を議題とし、討論を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結します。

これより、議案第146号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員です。

よって、議案第146号は原案のとおり可決されました。

以上で、各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより、各常任委員会に分割付託いたしました議案第130号を議題とします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

○議長（上野稔君）

日程第32 「新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員に宮川榮君、梶原吉男君、宮川正夫君、宮川良平君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

ただいま、指名しました方が新倉外三字施業区恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は3時45分。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時45分

○議長(上野稔君)

再開いたします。

ただいま、市長より人事案件2件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり、日程を追加いたします。

○議長(上野稔君)

日程第33 議案第154号および日程第34 同意第2号を一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、荻野正直君。

○市長(荻野正直君)

本日、追加提案させていただきます議案につきまして、概略を説明させていただきます。

はじめに議案第154号「人権擁護委員の候補者の推薦について」であります。

議案書にお示しのとおり、4名の方を人権擁護委員の候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

田草川睦美、堀内圓両氏につきましては再推薦であり、酒井明子、山田順子両氏につきましては、今回、新たに推薦をしていただくものであります。

次に同意第2号「教育委員会委員の任命について」であります。

任期満了に伴い退任されました前教育委員長 田中昭子委員の後任として、茂手木卓也氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

住所は笛吹市春日居町桑戸532番地、生年月日は昭和18年1月4日、満66歳であります。昭和41年に横浜国立大学を卒業し、同年富国生命保険総合会社、同社理事、関連会社役員を経て、平成17年に退職後は農業に精励されております。

以上、追加案件の概略の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜らんことをお願い申し上げます。

○議長（上野稔君）

説明が終わりました。

これより議案第154号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第154号は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第154号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第154号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

議案第154号の採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員です。

よって、議案第154号は原案のとおり承認することに決しました。

続いて、同意第2号を議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっております同意第2号は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

同意第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結します。

同意第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員です。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決しました。

なお、ただいま同意されました件について、茂手木新教育委員から議場での発言の申し出がありますので、これを許可したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

茂手木新教育委員の入場を求めます。

(茂手木新教育委員・入場)

茂手木君の発言を許します。

茂手木卓也君。

○教育委員(茂手木卓也君)

茂手木卓也でございます。

教育というような問題につきましては、まったくの、ずぶの素人でございますが、一市民という立場、また民間という目線で、微力ではございますが、努力をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

失礼いたしました。

○議長(上野稔君)

茂手木新教育委員の、これからのご活躍を期待いたします。

茂手木君の退場を求めます。

(茂手木新教育委員・退場)

○議長(上野稔君)

日程第35 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長およびリニア対策特別委員長より、閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りします。

本件についてはお手元に配布のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査と決しました。

以上で、今定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますので、これを許します。

市長、荻野正直君。

○市長(荻野正直君)

閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は12月4日から本日まで、13日間に及ぶ日程で開催されました。正副議長さまをはじめ、議員各位におかれましては本会議ならびに各委員会を通じ、慎重かつ熱心なご審議

に努めいただき、誠にありがとうございました。また、本会議に上程いたしました提出案件のすべてにつきまして、原案のとおりご議決・ご同意を賜りましたことに対しましても、心より厚く御礼を申し上げます。

さて昨日、政府は7兆2千億円の追加経済対策を盛り込んだ平成21年度第2次補正予算案を閣議決定いたしました。経済対策は雇用、環境、景気、生活の安心確保、地方の支援の5分野の構成をされており、特に地方支援では地方公共団体による、きめ細やかなインフラ整備等を支援する交付金5千億円のほか、国税収入の減少に伴う地方交付税の減少を穴埋めする自治体向けの支援措置3兆円が盛り込まれております。

地方支援の交付金増額など、地方に配慮した追加対策は大いに歓迎するところでございますが、63年ぶりに国債発行額が国の税収を上回るという異例の事態に、藤井財務大臣もわが国の財政は極めて深刻な財政状況にあると発言されるなど、わが国は深刻な財源不足に直面している状況であります。

そのような情勢のもと、地方分権改革の推進と併せ、新政府与党の掲げる地方主権の確立により、地方自治体のみずからの責任において自治体経営を行う自己決定と自己責任の意義が明確化しつつあります。今まで以上に選択と集中の行政経営が求められる中、自治体の舵取りを担うものとして、有利な財源を確実に利用できる機会を逃さずに、最大限、有効活用しながら、合併した新市の基盤整備に向け、検討を進めてまいりたいと思います。

さて、新年に入りますと、休み明け早々、行事が続きます。まず1月4日には、連合区長会長さんをはじめとする発起人の皆さまの呼びかけにより、平成22年新春交歓会ならびに受賞者祝賀会がホテル慶山において開催されます。市議会議員をはじめ、各種行政委員、連合区長会、区長、消防団幹部役員のほか、各種委員会および団体代表各位のご出席により、叙勲および大臣表彰の受賞者、ならびに県政功績者の祝賀会を行うとともに、平成22年の新春をお祝いしたいと思います。

次に、1月10日にはいちのみや桃の里スポーツ公園グラウンドにおいて、岡三郎団長以下、900名の団員が参加して、笛吹市消防団出初め式が挙行されます。市内7分団による盛大かつ厳粛な式典が行われ、併せて御坂分団、一宮分団および女性消防隊による放水披露も行われます。

また、同じく1月10日には市内7つの会場で成人式が開催されます。約720名の若者が大人の仲間入りをいたします。20日になりますと、選挙権をはじめ、さまざまな社会的権利が与えられると同時に、社会の一員として果たさなければならない義務も背負うこととなります。新成人の皆さまには、社会の一員であることを自覚され、みずからが社会をよりよい方向へ導いてくれるという志を持って行動していただくことを希望いたします。

さて、来年は十二支の中で3番目の干支となる寅年であります。寅の字は動くという意味も持ち、春が来て草木が発生する状態を表すことから、物事の始まりを示すとされています。また、飛んでいく矢の姿を表した象形文字といわれ、勢いよく飛び出してくることを表しております。政権交代という大きな転換の中で誕生した、新政府による新しい政策に柔軟に対応しながら、健全な財政基盤の確立に努め、来年の干支、寅のように力強く果敢に行政経営を推し進めてまいりたいと考えております。

師走も半ばを過ぎました。暖冬とは申しましても、寒気いよいよ厳しく、また何かと慌ただしい時期を迎えることとなります。議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、

ご家族ともども、平成22年の新春をご健勝のうちにお迎えられますよう、ご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（上野稔君）

以上をもちまして、平成21年笛吹市議会第4回定例会を閉会といたします。

少し早いですが、市長も今、申し上げたとおり、皆さま方がよいお年をお迎えできますよう、お祈りをいたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時02分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	古 屋 正 史
議 会 書 記	飯 島 重 人
議 会 書 記	金 井 久